

**第3次富士宮市環境基本計画
(令和8年度～令和17年度)
(案)**

富士宮市

— 目 次 —

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置付けと役割	3
3 計画の基本理念	5
4 計画の期間・目標年次	5
5 計画の対象	6
6 計画の主体と各主体の役割	6
第2章 環境の現状と課題	9
1 富士宮市の概要	11
2 環境の現状と課題	15
第3章 目指すべき環境像と基本目標	41
1 目指すべき環境像	43
2 体系図	44
3 基本目標	46
4 数値目標一覧	47
第4章 実現に向けた取組の展開	49
1 ゼロカーボンシティ	51
2 自然環境	55
3 生活環境	59
4 循環型社会	62
5 環境教育	65
第5章 富士宮市地域循環共生圏	67
1 地域循環共生圏	69
2 富士宮市地域循環共生圏推進協議会の活動経緯	70
3 富士宮市地域循環共生圏マンダラの策定	72
4 富士宮市地域循環共生圏マンダラ	74
5 富士宮市地域循環共生圏の推進体制	76
第6章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）	77
1 計画の位置付け	79
2 地球温暖化の現状	80
3 温室効果ガス排出量の現状	82
4 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標	85

5 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組	88
6 ゼロカーボンシティの推進	97
7 富士宮市気候変動適応計画	102
第7章 生物多様性地域戦略	113
1 生物多様性とは	115
2 富士宮市の自然	117
3 富士宮市生物多様性地域戦略	120
4 基本目標	121
5 目標達成のための指標・施策	122
第8章 計画の推進	127
1 計画の推進体制	129
2 進行管理の流れ	131
3 年次報告書による進行管理結果の公表	132
4 その他の計画の推進方法	132

第1章

計画の基本的事項

本章は、計画策定の目的、計画の位置付けと役割、計画の基本理念、計画の期間・目標年次、計画の対象、計画の主体と各主体の役割について示します。

1 計画策定の目的

私たち人類の活動は、利便性の向上と引き換えに、自然環境の破壊や地球温暖化を起こし、気候変動、生物多様性の損失、深刻な環境汚染などの環境問題となっています。特に、気候変動や生物多様性の損失等の問題は、過去や現在にとどまらず、将来に大きな影響を及ぼします。

本市では、平成 16 年 4 月 1 日施行の「富士宮市環境基本条例」の理念に基づき、平成 18 年 3 月に策定しました、富士宮市環境基本計画（以下「第 1 次計画」という。）において、「富士山の自然と歴史に抱かれた 環境に調和したまち」を目指し、環境の保全及び創造、地球環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成 28 年度からの「第 2 次富士宮市環境基本計画」（以下「第 2 次計画」という。）では、再生可能エネルギーの導入、更なる省エネルギーの取組や富士山麓をはじめとする自然環境や景観の配慮、保全に関する施策等を推進してきました。

また、第 2 次計画では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出抑制のための総合的・計画的な施策を盛り込んだ「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含む形で策定しました。

令和 3 年 1 月には世界遺産富士山のまちとして、脱炭素社会の実現に向けて、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言をしました。

さらに、同年 5 月には、「富士山を守り 未来につなぐ 富士山 SDGs」を掲げ、「SDGs 未来都市」に選定されたことを踏まえて、市民・事業者と一体となり、持続可能な脱炭素社会の実現に取り組む決意を明らかにしました。

このように脱炭素社会や SDGs の達成のため持続可能な取組が求められるなどの社会情勢の変化を踏まえて、令和 4 年 3 月に第 2 次計画の中間見直しを行いました。

こうした中、「第 6 次富士宮市総合計画」の新たな将来都市像を環境面から実現するため、「第 3 次富士宮市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

近年、気候変動の影響により自然災害が増加するとともに激甚化しており、地域の特性に応じた適応策を講じることが求められています。国は平成 30 年 6 月に「気候変動適応法」を制定し、同法第 7 条に基づく「気候変動適応計画」を同年 11 月に策定しました。

国の動きを受けて静岡県は平成 31 年 3 月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定するとともに、「静岡県気候変動適応センター」を設置しました。

本市においても本計画で「富士宮市気候変動適応計画」を「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に内包するものとして位置付け、策定しました。

また、国内外において地域の社会経済活動の基盤となる生物多様性が損失しており、多くの指標が悪化傾向にあります。平成 20 年 6 月に生物多様性基本法が施行され、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略、国が講すべき 13 の基本的施策など、生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。

静岡県では平成 30 年 3 月に「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の大切さを理解し、県民が力を合わせて生物多様性に恵まれた理想郷に生きることを目標に掲げています。

本市においても生物多様性の保全と持続可能な利用に関する「富士宮市生物多様性地域戦略」を本計画に含む形で策定しました。

第3次富士宮市環境基本計画の策定までの経緯

年 月	内 容
平成 13 年 3 月	富士宮市地球温暖化対策実行計画（平成 12 年度～16 年度）
平成 16 年 4 月	富士宮市環境基本条例の施行
平成 17 年 2 月	富士宮市地域新エネルギービジョン
平成 17 年 4 月	第 2 次富士宮市地球温暖化対策実行計画（平成 17 年度～23 年度）
平成 18 年 3 月	富士宮市環境基本計画策定
平成 20 年 2 月	富士宮市地域省エネルギービジョン
平成 23 年 3 月	第 1 次富士宮市環境基本計画中間見直し
平成 24 年 4 月	第 3 次富士宮市地球温暖化対策実行計画（平成 24 年度～27 年度）
平成 28 年 3 月	第 2 次富士宮市環境基本計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を含む）の策定
平成 28 年 4 月	第 4 次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成 28 年度～令和元年度）
令和 2 年 3 月	第 5 次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和 2 年度～12 年度）
令和 3 年 1 月	ゼロカーボンシティ宣言
令和 4 年 1 月	富士宮市ゼロカーボン推進戦略策定（令和 4 年度～12 年度）
令和 4 年 3 月	第 2 次富士宮市環境基本計画中間見直し 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）改定
令和 7 年 2 月	第 5 次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定
令和 8 年 3 月	第 3 次富士宮市環境基本計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）、富士宮市気候変動適応計画、富士宮市生物多様性地図等を含む）の策定
令和 8 年 3 月	第 5 次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定
令和 8 年 3 月	富士宮市ゼロカーボン推進戦略中間見直し



富士宮市環境基本計画

2 計画の位置付けと役割

本計画は、富士宮市環境基本条例第 9 条の規定に基づき策定するものであり、同条例の基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、

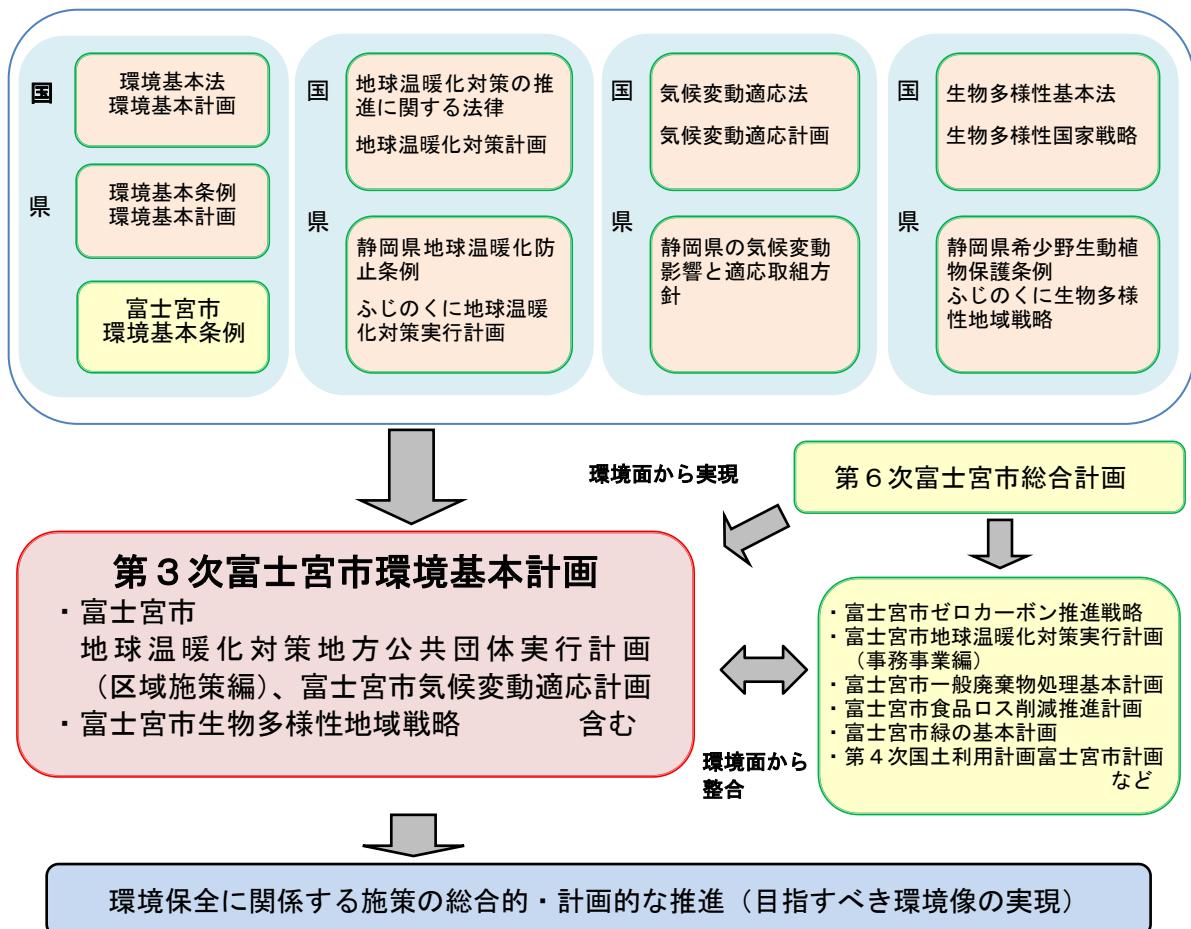
施策の方向について定めるものです。

なお、本市が進めている各種計画や事業計画については、相互に連携を図りながら推進していきます。

(1) 位置付け

- ・第6次富士宮市総合計画の将来都市像を環境面から実現するための基本的な計画として位置付けるとともに、市が策定する各部門の計画や実施する施策のうち、環境に関わりのあるものについては、整合を図るものとします。
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、第6章を地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けるとともに、「気候変動適応法」に基づく、富士宮市気候変動適応計画を内包するものとします。
- ・「生物多様性基本法」に基づき、第7章を富士宮市生物多様性地域戦略に位置付けます。

■ 環境基本計画の位置付け



(2) 役割

- ・本市の目指すべき環境像を示すとともに、それを実現するための目標及び取組の方向性を示します。
- ・市民（滞在者を含む）、事業者、市などそれぞれの具体的な取組について示します。
- ・地球的規模及び地域における環境の諸課題を克服するために、重点的に取り組むべき課題と取組の内容を示します。

3 計画の基本理念

本計画は、富士宮市環境基本条例に基づいて定めるものであることから、同条例の基本理念を共有します。

■ 基本理念

- ・環境の保全及び創造は、優れた自然環境を生かし、自然と人との共生を確保した美しく住みよい環境が将来にわたって維持されるよう、適切に行われなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、優れた自然環境が損なわれることのないよう、循環型社会の構築を目指して、市、市民及び事業者が、それぞれの責務に応じた役割分担の下に協働し、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ・地球環境保全は、人類に共通する重要な課題であるとともに、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

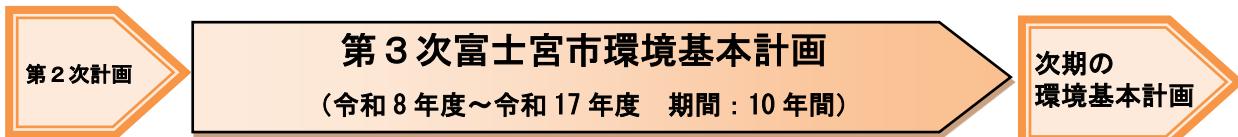
（富士宮市環境基本条例第3条より）

4 計画の期間・目標年次

本計画及び富士宮市生物多様性地域戦略は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画対象期間とします。この期間は、地域における総合的かつ計画的な都市づくりを図るために策定される「第6次富士宮市総合計画」の計画対象期間（10年間）と整合を図っています。

なお、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）については、短期目標（中間見直し）を2030（令和12）年度、短期目標を2035（令和17）年度、中期目標を2040（令和22）年度、長期目標を2050（令和32）年度に設定します。

■ 第3次富士宮市環境基本計画（計画の期間）



年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	…	2040 (R22)	2050 (R32)
本計画					中間見直し					最終目標			
実行計画 (区域施策編)					短期目標 (中間見直し)					短期目標		中期目標	長期目標
生物多様性 地域戦略					中間見直し					最終目標			

5 計画の対象

(1) 対象地域

本計画は、富士宮市全域を対象地域とします。環境問題については市域を越えた課題や地球環境問題など、世界規模の課題まで広がりを持つものです。そこで、必要に応じて市域にとらわれず広域的な観点から、環境保全の方向性などを示すものとします。

(2) 対象とする環境の範囲

富士宮市環境基本条例第3条の基本理念に基づいて、関連する環境全般を広く本計画の対象範囲とします。

対象とする環境の範囲

対象分野	対象範囲
ゼロカーボンシティ	地球温暖化防止対策、再生可能エネルギー、省エネルギー、カーボンオフセット、交通
自然環境	いきもの、植物、自然とのふれあい、湧水、地下水、水辺、草原、公園、緑地、森林、農地
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、化学物質、河川、環境美化、環境衛生
循環型社会	ごみの減量化、ごみの適正な処理、資源化、食品ロス
環境教育	環境教育・環境学習、環境活動、環境情報の発信

6 計画の主体と各主体の役割

計画の主体は、市民（滞在者を含む）、事業者、市とします。

環境問題を解決し、持続可能な社会を築いていくためには、それぞれの主体が環境に対する責任と役割を自覚し、その実現に向けて自主的かつ積極的に取り組むとともに、各主体が相互に連携・協力していくことが重要です。

■ 各主体の責務

(1) 市民の責務

- ・市民は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(2) 滞在者の責務

- ・旅行者その他の滞在者は、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(3) 事業者の責務

- ・事業者は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- ・事業者は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- ・以上のほか、事業者は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(4) 市の責務

- ・市は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ・市は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。

(「富士宮市環境基本条例」第4条、5条、6条、7条より)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)

平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい世界を目指すための 2030 年までの国際目標です。

SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、それぞれが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っています。

SDGs の全てのゴールは、直接的または間接的に環境に関連することから、環境基本計画の果たす役割は非常に大きなものとなります。



出典：国際連合広報センターより

富士山 SDGs

本市は、2021（令和 3）年度に「SDGs 未来都市」に選定されました。

これは、内閣府が所管する地方創生に向けた自治体 SDGs を推進するための事業で、全国の各自治体において SDGs の達成に向けた優れた取組を提案した都市を選定するというものです。

本市の提案タイトルは、

“富士山を守り 未来につなぐ 富士山 SDGs” です。

- ①富士山の恵みの保全と活用
- ②富士宮市のファン開拓による移住定住の促進や産業の創出
- ③郷土愛の醸成による持続可能な社会の担い手育成

といった取組を行うことで、地域資源をいかした新しいアイデアや連携を生み出し、地域経済を活性化させるとともに、あらゆる人や世代が地域で活躍できるまちを目指していきます。



第2章

環境の現状と課題

本章は、富士宮市の概要、環境の現状と課題についてまとめます。この章では、本文中及び図表は元号で記載しています。

第2章 環境の現状と課題

第2章では、富士宮市の概要、環境の現状と課題についてまとめます。環境の現状と課題を把握し、目指すべき環境像の実現に向け、環境への取組の必要性を示します。

☆第2章に記載していること

1 富士宮市の概要

- (1) 沿革・位置
- (2) 気候
- (3) 人口と世帯数
- (4) 産業
- (5) 土地利用

2 環境の現状と課題

- (1) ゼロカーボンシティ
 - 【地球温暖化防止対策】【再生可能エネルギー】【省エネルギー】
 - 【カーボンオフセット】【交通】
- (2) 自然環境
 - 【富士山の自然と生物の多様性・水資源】【公園・緑地】【森林・農地】
- (3) 生活環境
 - 【大気環境】【騒音・振動】【悪臭】【水環境】【上水道・下水道】【環境美化】
 - 【環境衛生】
- (4) 循環型社会
 - 【ごみ総排出量】【ごみの減量化と適正処理】【ごみの資源化】
- (5) 環境教育
 - 【環境教育・環境学習】【環境情報の発信】

1 富士宮市の概要

(1) 沿革・位置

昭和 17 年に大宮町と富丘村が合併して富士宮市が誕生しました。昭和 30 年には富士根村と、昭和 33 年には上野村、北山村、上井出村及び白糸村と、平成 22 年には芝川町と合併し、現在の富士宮市となりました。

本市は、静岡県の東部地域、世界遺産である富士山の南西麓に位置しています。北・西側は山梨県、東側は富士市、南側は静岡市清水区に接しています。

市の位置は、静岡市から約 40 km、東京から約 120 km の距離にあります。

市域は、東西 20.92 km、南北 32.63 km と南北にやや細長く、面積は 389.08km² です。標高は、富士山頂の 3,776m を最高に、最低地点は 35m であり、日本一標高差のある市となっております。

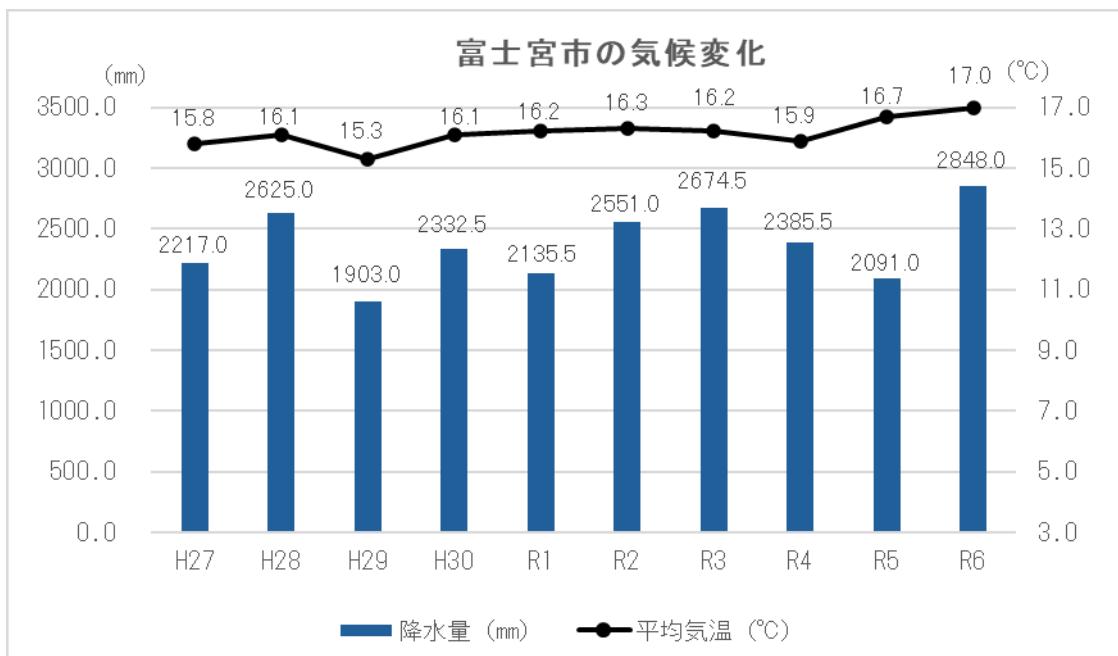


(2) 気候

本市は、比較的温暖な気候で、年間降水量も比較的豊富です。山梨県境付近や山間部などでは冬季には降雪がありますが、市街地では四季を通じて温暖で住みよい気候です。

令和6年の気温は、最高で 36.2°C (8月)、最低で -2.9°C (1月)、平均で 17.0°C、年間雨量は 2,848mm でした。

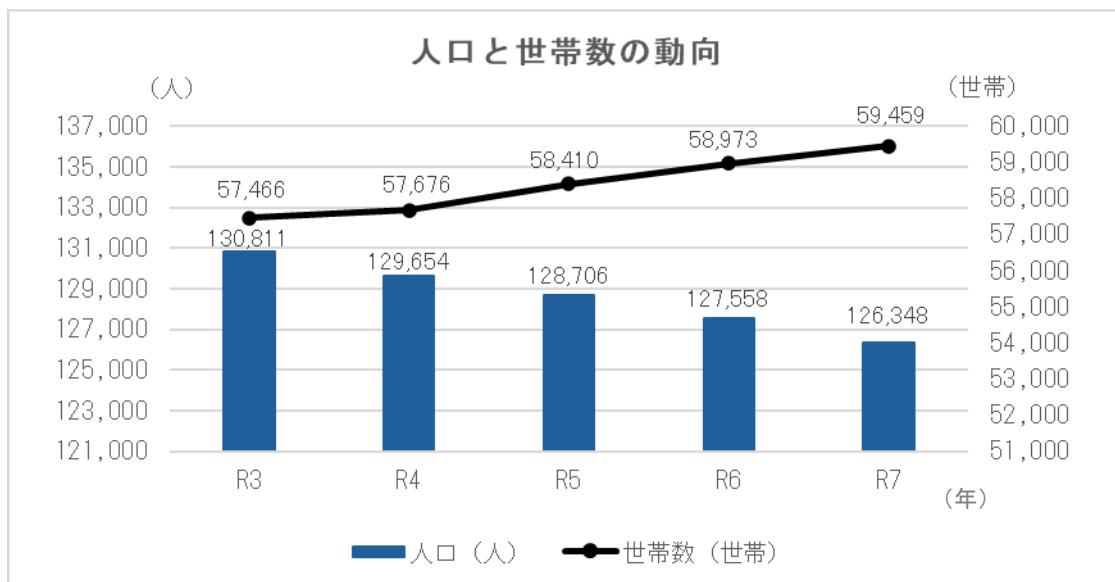
年平均気温は近年上昇傾向にありますが、降水量は、年ごとのバラつきが見られます。



資料：降水量は気象庁データ、平均気温は消防年報より（消防本部）

(3) 人口と世帯数

本市の人口は、年々減少傾向を示していますが、世帯数は増加傾向を示しています。令和7年4月1日現在で、人口は126,348人、世帯数は59,459世帯であり、1世帯あたりの人口は、2.1人となっています。

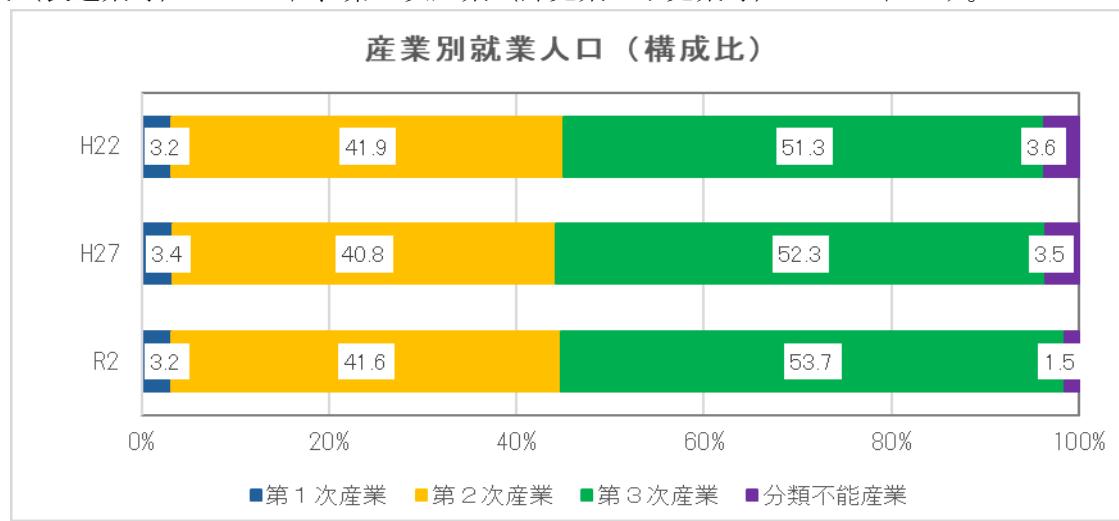


資料：住民基本台帳より（市民課）

(4) 産業

本市の産業は、第1次産業では農業、第2次産業ではパルプ、紙などの製造業、化学工業、機械器具製造業などに加え、工業団地への食品加工関連工場の進出など、様々な産業が盛んです。第3次産業では、流通や販売業のほか観光業など様々な産業が盛んです。

令和2年の産業別就業人口の割合は、第1次産業（農林水産業等）が3.2%、第2次産業（製造業等）が41.6%、第3次産業（卸売業・小売業等）が53.7%です。



資料：国勢調査より

(5) 土地利用

本市の利用区分別の面積は、森林が 25,274ha で全体の約 65.0%と最も多くを占めています。

利用区分別の面積（令和6年度）

地目	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
面積(ha)	2,880	25,274	0	577	1,466	2,903	5,808	38,908
構成比	7.4%	65.0%	0.0%	1.5%	3.8%	7.4%	14.9%	100.0%

資料：第5次国土利用計画富士宮市計画より（都市計画課）

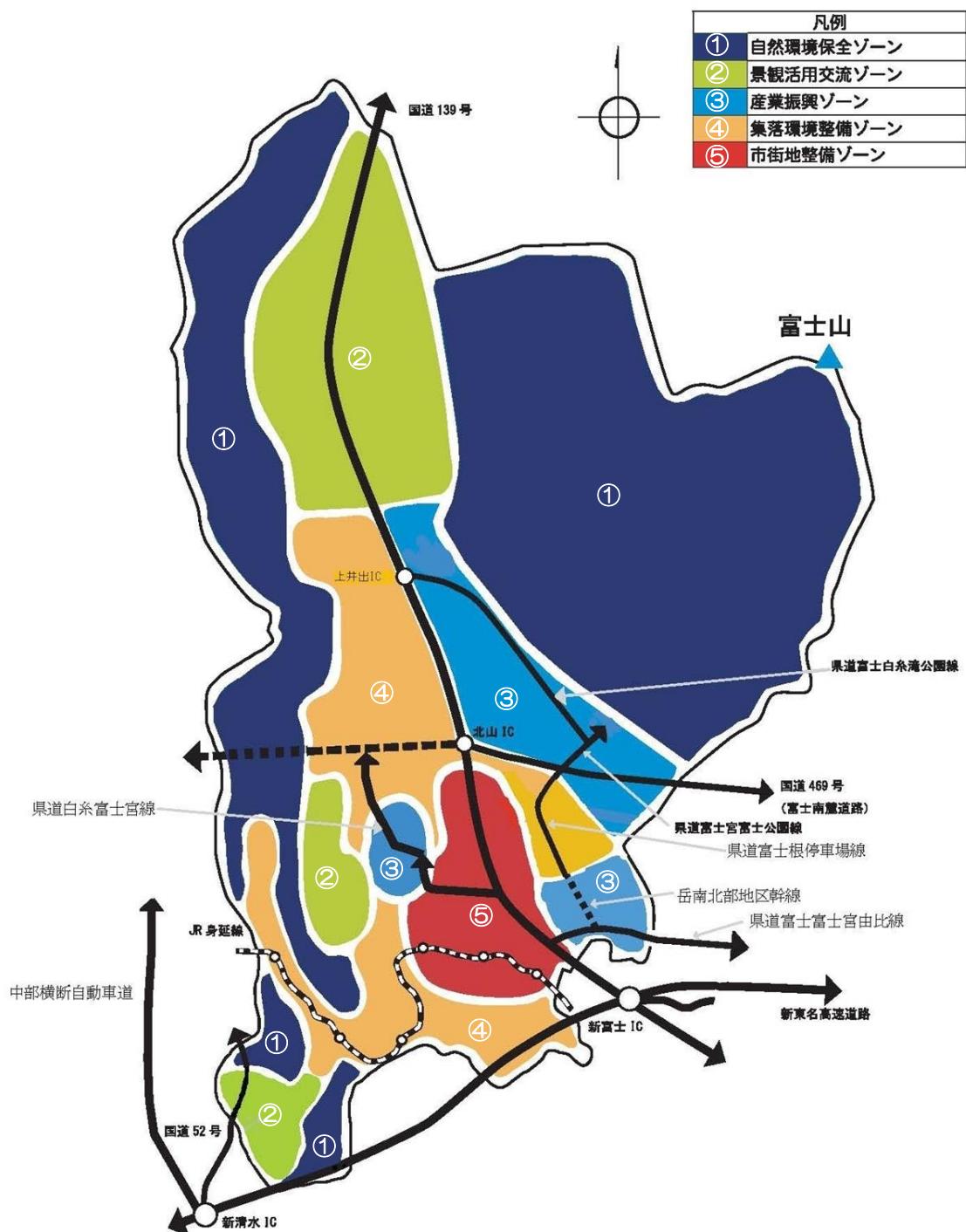
第5次国土利用計画富士宮市計画の地域区分は、市街地・集落などの歴史的な形成経緯、地形、土地利用の特性、法規制の指定実態などを踏まえ、5地域に区分し地域別 の基本目標を定めています。



第6次富士宮市総合計画のゾーン別土地利用については、市域を5つのゾーンに区分し、各地域の特性を活かした土地利用の方向を定めています。

この土地利用の方向は、各ゾーンにおける保全、活用及び整備の概念を示すものです。

■ゾーン別土地利用概念図



資料：第6次富士宮市総合計画より（企画戦略課）

2 環境の現状と課題

(1) ゼロカーボンシティ

本市では、令和3年1月に市長がゼロカーボンシティを宣言し、令和32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けた取組を加速していくため、令和4年1月に「富士宮市ゼロカーボン推進戦略」を策定しました。本戦略では、多様な主体とのパートナーシップによる「地域循環共生圏」の構築を通じたゼロカーボンシティの実現を将来像に掲げ、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進、パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成、省エネルギーの推進、環境に配慮したライフスタイルへの転換の4つの基本方針に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって「オール富士宮」で取り組んでいます。

さらに市有施設等におけるゼロカーボンシティの実現に向けた取組を強化していくために「ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針」（以下、「行動指針」という。）を定め、太陽光発電設備等の導入、ZEB化に向けた取組、環境に配慮したガスの導入、J-クレジット制度の活用、LED化を進めています。



ゼロカーボンシティ宣言



ゼロカーボンシティ推進本部会議

【地球温暖化防止対策】

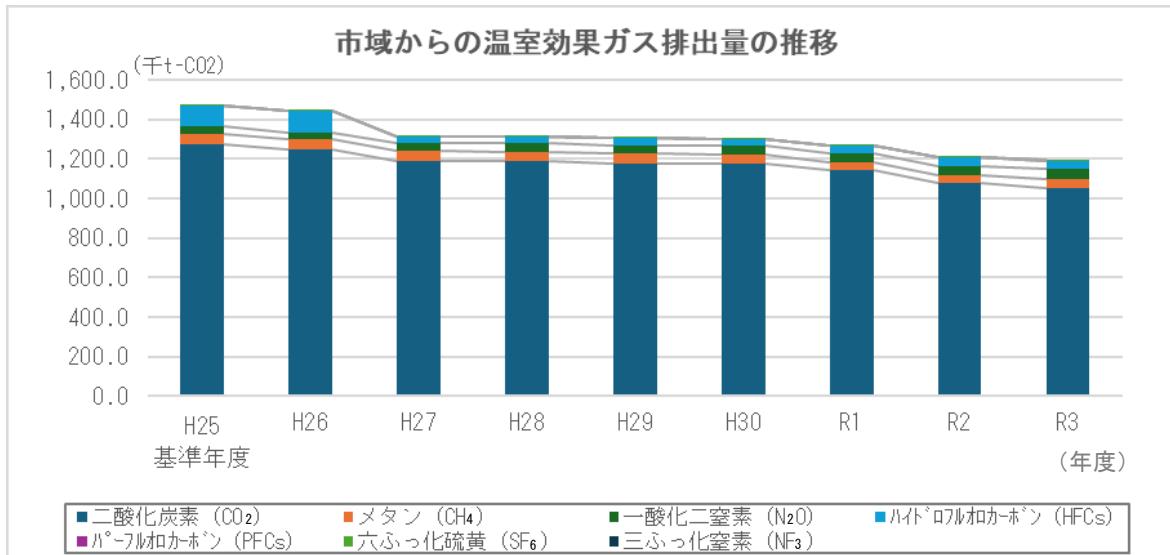
①温室効果ガスの排出量

本市における令和3（2021）年度の温室効果ガス排出量は、1,194.7千t-CO₂で、基準年度の平成25（2013）年度と比較すると、18.9%減少しています。

この主な要因は、二酸化炭素の排出量が17.4%（221.4千t-CO₂）減少したことに加えて、ハイドロフルオロカーボンの排出量が61.8%（65.8千t-CO₂）減少したことがあります。

ハイドロフルオロカーボンの減少については、平成30（2018）年に「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」の改正により、ハイドロフルオロカーボンが規制対象となり、製造及び輸入を規制した影響が考えられます。

また、二酸化炭素排出量を部門別にみると、産業部門が48.6%と約半数を占め、全国を上回っています。その他運輸部門18.4%、家庭部門16.7%、業務その他部門9.6%、廃棄物部門6.6%となっています。



ガス種類	H25 基準年度	H29	H30	R1	R2	R3	R3 増加率	
							基準年度	前年度
二酸化炭素(CO ₂)	1,275.6	1,178.3	1,177.4	1,145.4	1,077.3	1,054.2	-17.4%	-2.1%
メタン(CH ₄)	53.8	48.4	47.6	39.7	40.3	41.4	-22.9%	2.8%
一酸化二窒素(N ₂ O)	35.8	44.1	44.8	45.1	46.6	53.1	48.4%	13.9%
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	106.6	34.5	33.1	37.4	44.6	40.8	-61.8%	-8.7%
ハフロフルオロカーボン(PFCs)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
六ふつ化硫黄(SF ₆)	0.86	0.81	0.76	0.72	0.71	5.20	503.4%	633.0%
三ふつ化窒素(NF ₃)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
温室効果ガス計	1,472.6	1,306.2	1,303.7	1,268.4	1,209.6	1,194.7	-18.9%	-1.2%
<比較>全国	1,407,338	1,286,909	1,242,073	1,206,230	1,142,344	1,164,040	-17.3%	1.9%

(※) 小数点第2位を端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わない場合があります。

【温室効果ガス排出量の算定方法の概要】

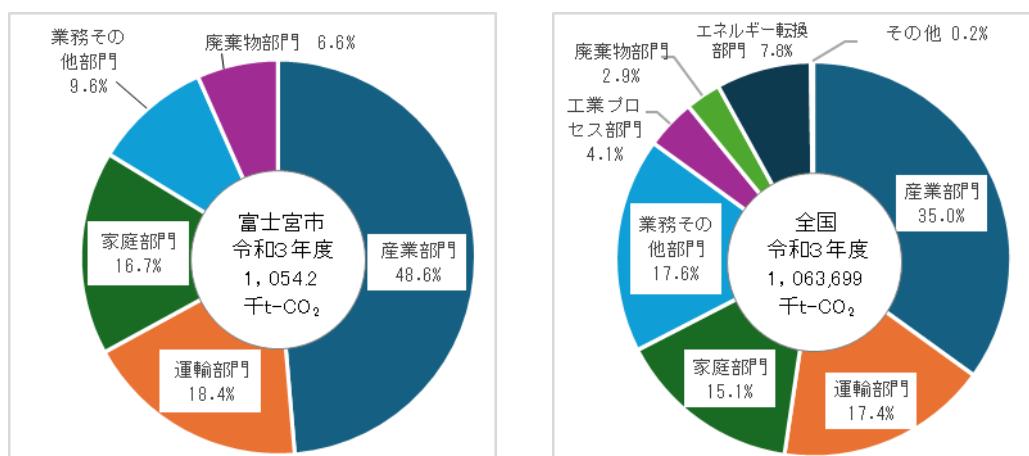
「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(環境省)」に基づき算定

算定式「温室効果ガス排出量=活動量×排出係数」

活動量：生産量、燃料使用量、廃棄物焼却量など排出活動の規模を表す指標

排出係数：活動量あたりの排出量

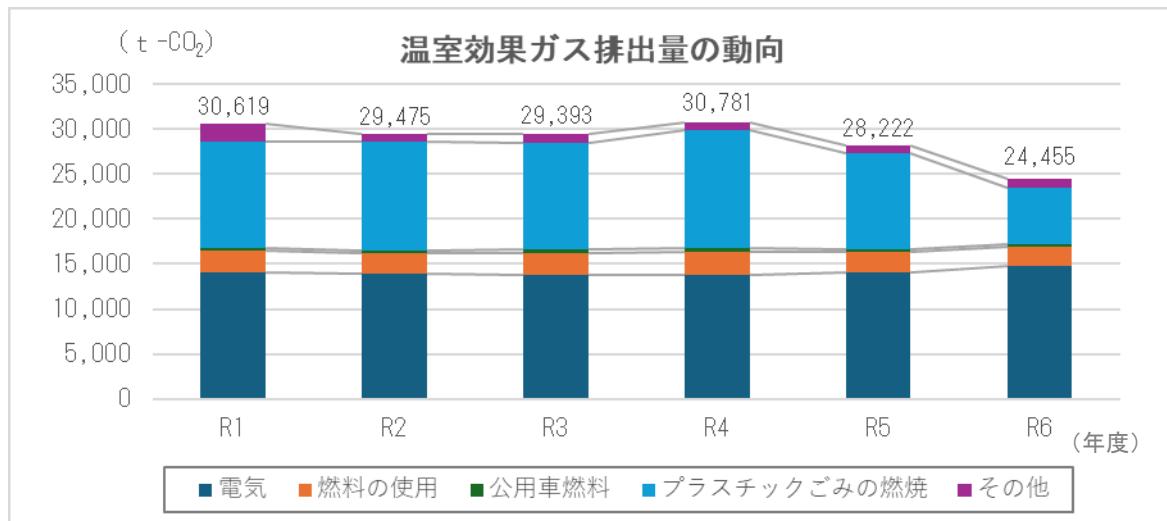
部門別二酸化炭素排出量



資料：令和6年度温室効果ガス排出量算定業務報告書より（環境エネルギー室）

②地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 2 年度から令和 12 年度までの、第 5 次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、市の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量は、令和 6 年度に 24,455t-CO₂ となり、減少傾向にあります。令和 6 年度からプラスチックごみの分別収集を開始したことでプラスチックごみの燃焼による温室効果ガス排出量が大きく減少しました。一方で電気による温室効果ガス排出量は横ばい傾向にあることから更なる省エネの取組が必要です。



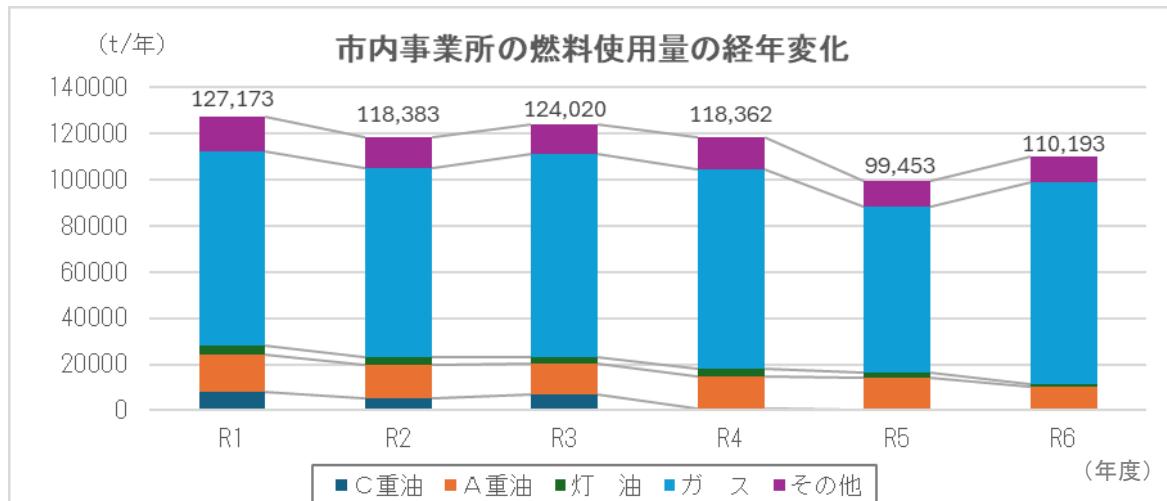
資料：第 5 次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）より（環境エネルギー室）

（※）燃料の使用は、都市ガス、LP ガス、A 重油、灯油、ガソリン・軽油（公用車燃料を除く）を合計して算出
（※）その他は、自動車（カーエアコンの使用、自動車の走行）、下水、し尿の処理から算出

③燃料使用量

市内の事業所（※）からの燃料使用量については、令和元年度以降、増減を繰り返す傾向にあり、令和 6 年度は、前年度と比較すると 10.8% 増加しています。主にガスによる燃料使用量が増加しており、市内工業団地への都市ガス敷設に伴う燃料転換や設備設置によるものと考えられます。また、A 重油、灯油は年々減少傾向にあり、C 重油は令和 5 年度以降使用はありません。

（※）大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置する事業所



【再生可能エネルギー】

再生可能エネルギーは地球温暖化対策、エネルギー自給率の向上や災害時の非常用電源としての活用、雇用の創出による地域活性化などメリットは多岐にわたります。本市においては再生可能エネルギー等の豊富な資源を活用した地域循環共生圏を構築し、持続可能なまちづくりを目指しています。

①太陽光発電設備の導入支援

本市は、平成 7 年度から住宅用太陽光発電設備の補助事業を開始し、一般家庭への普及促進を図ってきました。平成 26 年度からは、太陽光発電設備に加え、エネルギーを創る機器と蓄える機器を補助対象とし、さらなる温室効果ガス排出量の削減や電力のピークカット・ピークシフトを推進しています。

また、平成 26 年度に自治会向けに区民館、集会所への設置を補助対象に追加し、令和 4 年度からは事業者向けにも補助対象を拡大しました。

令和 6 年度までに 3,772 件の補助を行い、導入容量は 19,351kW となりました。平均 120 件/年を超える市民、事業者に補助しています。

②公共施設への太陽光発電設備の普及状況

本市では富士宮市公共施設等総合管理計画との整合性を図り、新築及び改築する施設への導入を行っています。令和 6 年度までに 23 施設に太陽光発電設備を導入しました。

太陽光発電設備を導入した公共施設（令和 7 年 4 月現在）

No.	導入施設	発電容量 (kW)	設置年度
1	総合福祉会館	10.20	平成 11 年度
2	大宮保育園	3.00	平成 19 年度
3	上野小学校	10.00	平成 21 年度
4	白糸の滝公衆トイレ	4.00	平成 24 年度
5	富士宮駅前交流センター	4.23	平成 25 年度
6	療育支援センター	10.00	平成 25 年度
7	富士根保育園	10.00	平成 25 年度
8	救急医療センター	10.00	平成 26 年度
9	大富士交流センター	10.00	平成 27 年度
10	西消防署北分署	10.00	平成 27 年度
11	万野住宅 A 棟	10.00	平成 28 年度
12	学校給食センター	20.00	平成 28 年度
13	万野住宅 B 棟	10.00	平成 30 年度
14	富士根南公民館	8.80	令和元年度
15	中央消防署東分署	8.80	令和元年度
16	西消防署北分署	8.80	令和元年度
17	万野住宅 C 棟	10.00	令和 2 年度
18	富丘交流センター	10.00	令和 2 年度
19	白糸出張所	5.50	令和 2 年度
20	万野住宅 D 棟	10.00	令和 4 年度

21	万野住宅E棟	9.90	令和6年度
22	芝川中学校	45.77	令和6年度
23	富士見小学校	62.15	令和6年度

※市有施設への太陽光発電設備の発電容量は、23 施設の合計で約 300kW であり、これは年間で約 40 世帯分のエネルギー消費量に相当します。

③再生可能エネルギー事業の適正な誘導

本市は、世界遺産富士山があるまちとして、富士山の景観や眺望を後世に伝えていく責務があります。このため、再生可能エネルギーの推進を図りつつも、再生可能エネルギー事業と富士山や朝霧高原等の自然環境や景観との調和を目的とする、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」（平成 27 年 7 月 1 日施行）を定め、再生可能エネルギー事業の適正な誘導に努めています。再生可能エネルギー発電設備設置に伴う森林伐採は、水源かん養など森林が持つ多面的機能や二酸化炭素吸収量の減少を通じて環境に影響を与える恐れがあるため、再生可能エネルギーの導入を推進するとともに森林を守り、富士山の景観と自然環境の保全に努めます。

また、条例の適用除外となる小規模の太陽光・風力発電設備についても、地域との調整、景観や安全上の配慮が必要であるため「小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン」を平成 27 年 7 月 1 日に策定しました。令和 6 年には、防災・安全面、景観や環境への影響、また将来の廃棄等に対する地域での懸念に対応するため、本ガイドラインを改定し、計画、設置、管理及び処分までの手続や遵守すべき事項等を明確にし、より適正な誘導を行っています。

④小水力発電の導入

本市には、明治 43 年 10 月に運転を開始した猪之頭発電所をはじめ、水力発電所（小水力発電*を含む）が合計で 31 か所あります。令和 7 年 4 月 1 日現在で、水力発電所 14 か所、小水力発電所 17 か所、許可出力は合計で 37,803kW となりました。

平成 30 年 12 月には、「第 4 回全国小水力発電大会 in 富士宮 未来を照らす、地域の水の恵み」を開催し、「日本一小水力発電のまち」を PR することができました。

また、令和 6 年に地域共生型デザイン水力発電所としてリニューアルした「家康公用水発電所」をはじめとする小水力発電所は、再生可能エネルギーについて学ぶことのできる施設として市内の小学校向けの環境教育で活用されるほか、国内外からも見学者が訪れてています。市域の恵まれた水資源を有効活用するため、小水力発電に適した河川への導入を誘導し、小水力発電の導入を促進するとともに、電力の地産地消を推進します。

（※）小水力発電は 1,000kW 以下の発電所

⑤次世代技術の研究

太陽光発電の課題として、既存建築物の耐荷重不足により設置場所が限られていることがあります。

開発・実証が進められているペロブスカイト太陽電池は、軽量で薄く柔軟性があることから、普及が進んでいない既存建築物の屋根や壁面、窓などへの設置が期待されています。

また、様々なエネルギー源からつくることができる水素は、燃焼時には CO₂ を排出しないことから脱炭素社会に大きく貢献するエネルギーとして期待されています。燃料としても、原料としても利活用の可能性があることから幅広い産業分野での活用が見込まれています。

【省エネルギー】

限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐためには、日常生活における省エネルギー（省エネ）を意識した選択や行動変容が求められています。また、建築物や設備の省エネ化を進めることも必要であり、ZEH^{*}・ZEB^{*}化の推進、省エネ設備の導入支援、公共施設等の照明設備のLED化などを行っています。

(※) ZEH とは、net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、家庭で使用するエネルギーと太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のこと

(※) ZEB とは、net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略語で、建物で使用するエネルギーと太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする建築物のこと。

①住宅・建築物の省エネ化（ZEH・ZEB化）

令和6年度より一般住宅のZEH化に対する補助事業を開始し、一般住宅の省エネ化を推進しています。また、国の政策目標で住宅については「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」とされており、本市においても行動指針に沿って新築及び改築する公共施設のZEB化（ZEB Ready以上）を進めます。

②市内事業者に対する省エネ設備の導入推進

令和6年度より事業者向けに省エネ設備の導入に対する補助事業を開始し、既存の空調や給湯及び照明設備をより省エネルギー性能が高い設備に更新する費用の一部を補助し、事業所の省エネ化を推進しています。

③公共施設等の照明設備のLED化

市役所本庁舎や市立病院等の照明や防犯灯のLED化を行っており、行動指針に沿って2030年までに公共施設等の照明の100%LED化を目指します。

【カーボンオフセット】

①富士宮市J-クレジット運営連絡会

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量及び適切な森林管理による二酸化炭素吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

本市では市域の豊富な森林資源を活用し、ゼロカーボンシティの実現を図るための方策としてJ-クレジットの創出に取り組んでいます。令和6年10月に市内連携によるJ-クレジット制度の活用を進めるため、市内関連団体と「富士宮市J-クレジット運営連絡会」を発足しました。

本連絡会において、情報収集や意見交換を通じた課題解決を図り、官民一体となってJ-クレジットの創出を推進していきます。



富士宮市J-クレジット運営連絡会発足式

また、広域的な取組として令和6年10月に、富士山ネットワーク会議を構成する4市1町（富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、）が集まり、富士山麓地域において、J-クレジットの創出・活用を通じて、脱炭素の取組を世界に発信する「富士山麓の森林を守り、J-クレジットにより脱炭素を促進する共同宣言」を行いました。

②カーボンオフセットガス*

環境に配慮したガスとして令和5年度からLPガスを、令和6年度から都市ガスを使用する公共施設においてカーボンオフセットガスを順次導入しています。令和7年4月までに21施設にカーボンオフセットLPガスを、4施設にカーボンオフセット都市ガスを導入しており、今後もカーボンニュートラルに向けて導入施設を増やしていきます。

*ガス採掘から燃焼までの過程で発生する二酸化炭素排出量を森林保全や再生可能エネルギー事業による二酸化炭素削減量で相殺することで、ガス使用による二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることができるガス

カーボンオフセットLPガスを導入した公共施設（令和7年4月現在）

1	富士根保育園	12	柚野保育園
2	大岩明倫保育園	13	あすなろ園
3	大富士保育園	14	学校給食センター
4	北山保育園	15	保健センター・救急医療センター
5	上井出保育園	16	西富士図書館
6	白糸保育園	17	中央消防署東分署
7	山宮保育園	18	中央消防署芝川分署
8	井之頭保育園	19	西消防署
9	西保育園	20	西消防署北分署
10	粟倉保育園	21	西消防署上野分署
11	明星保育園		

カーボンオフセット都市ガスを導入した公共施設（令和7年4月現在）

1	市役所本庁舎	3	中央図書館
2	大宮保育園	4	療育支援センター

【交通】

本市における令和7年4月1日現在の自動車保有台数は、112,774台です。1世帯当たりの自動車保有台数は、自家用車が1.90台^(※)で県平均1.89台よりもやや多い状況です。
※1世帯当たりの保有台数は、令和7年4月1日現在の世帯数（59,459世帯）から算出

自動車保有台数及び電動車保有台数の推移（各年4月1日現在）単位：台

年次	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
自動車保有台数	114,042	113,873	113,428	113,032	112,774
（うち電動車保有台数）	(11,214)	(12,079)	(12,991)	(14,195)	(15,369)

資料：静岡県自動車保有台数調査より

①電動車（EV・HV・PHEV）^(※)の導入

本市における令和7年4月1日現在の電動車の保有台数は15,369台で自動車保有台数

に対する保有率は 13.6%と低い状況です。公用車は 30 台のハイブリッド車 (HV)、2 台のプラグインハイブリッド車 (PHEV)、3 台の電気自動車 (EV) を導入しています。今後も更新時には、電動車への移行を検討していきます。また、エコドライブを推進するとともに、市職員に年間を通じてエコ通勤の実施を呼びかけています。

電動車保有台数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

単位：台

種別	電気自動車	ハイブリッド車	プラグインハイブリッド車	保有総数合計
富士宮市	224	14,816	329	15,369
静岡県	7,524	466,883	9,151	483,558

資料：静岡県自動車保有台数調査より

(※) EV (電気自動車)：電力を使って走行する車

HV (ハイブリッド車)：エンジンとモーターの 2 つの動力源を持つ車

PHV (プラグインハイブリッド車)：コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド車



電気自動車



エコドライブ啓発ポスター

②地域公共交通等

本市では地域公共交通の利用を推進しており、環境負荷の軽減に取り組んでいます。

今後、地域公共交通における電動車の導入について交通事業者と検討を進めていきます。

また、「自転車活用推進計画」において日常的な自転車利用の推進を掲げており、近距離移動における自転車利用を推進しています。

【課題】

○本市の温室効果ガス排出量は、減少傾向にありますが、ゼロカーボンシティの実現に向けて脱炭素の取組の強化を図る必要があります。

○太陽光発電設備等の導入については、今後も自然環境や景観を損なわないように配慮する必要があります。

○電動車保有台数は増加していますが、さらなる自動車による環境負荷の低減を図るために、電動車の導入や啓発を推進するとともに、公共交通機関の利用を推進する必要があります。

○ゼロカーボンシティの実現に向けて事業活動や各家庭において、今後も引き続き省エネルギーへの取組が必要です。

○市民アンケートで関心のある環境問題として、「地球温暖化による気候変動」との回答が多い (77.1%) 一方で、環境に配慮した行動として「環境にやさしいエネルギーを利用している」の回答が少ない (28.1%) ことから、再生可能エネルギー導入等の脱炭素の取組が今後も推進していく必要があります。

(2) 自然環境

【富士山の自然と生物の多様性・水資源】

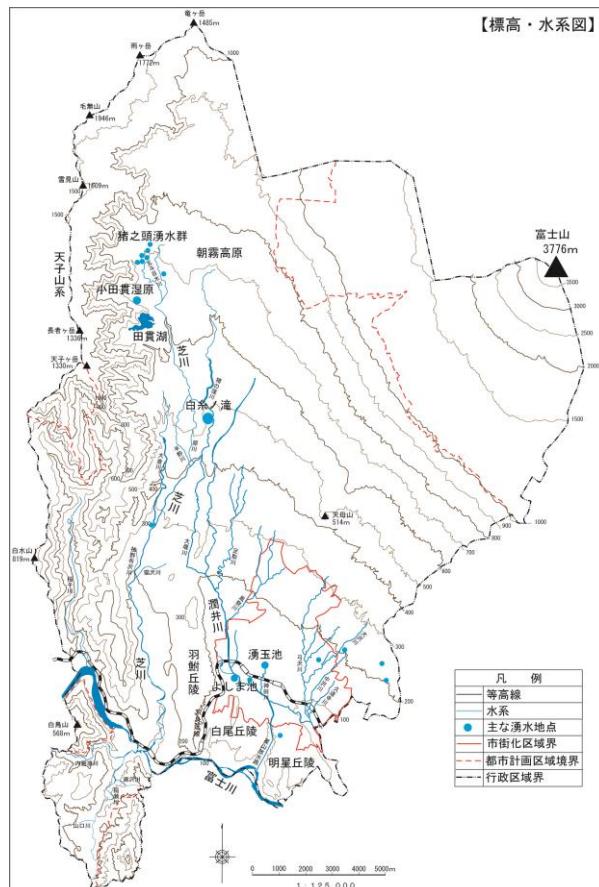
本市は、富士山麓の雄大な土地と豊かな緑や清らかな湧水に恵まれ、貴重な動植物が生息するなど、多様性に富んだ環境にあります。また、森林は災害の予防や水源かん養としての基本的な役割のみならず、地球温暖化防止に役立つ二酸化炭素の吸収や景観形成、都市環境の形成などの公益的な機能を有しています。

①富士山周辺の自然

富士山は、1万年前頃から、現在の富士山の火山活動が始まりました。溶岩が幾層も重なって小御岳や古富士火山を覆い、現在に近い形ができあがりました。その後も火山活動を繰り返しましたが、宝永4年(1707年)の大噴火で宝永火口ができて以降は活動を休止しています。

富士山頂から山麓部にかけては、成層火山特有の美しいスカイラインを形成しています。山の表面は、まだ原表面が多くありますが、侵蝕作用が進行し、多くの放射谷が見られます。山麓の末端には、山麓を流下する沢の堆積物などにより、大沢扇状地や万野原扇状地などが形成されています。富士山への降雨や雪解け水の大部分は、溶岩、砂礫などの堆積を通過して地下に浸透し、山麓末端部で地表に現れ、市内各地で湧水となっています。

田貫湖周辺には自然公園法により指定された 194.3ha の集団施設地区（公園利用と管理のための施設を総合的に整備するための地区）があります。また、小田貫湿原は、環境省により「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に指定されています。



資料：富士宮市緑の基本計画より（花と緑と水の課）

② 野生動植物

本市は、市域に富士山や天子山系を含み、丘陵や里地里山、平地などの多様な環境の下、多種多様な野生動植物が生息しています。

大型の哺乳類では、ツキノワグマ・ニホンジカ・カモシカ・イノシシ、中型の種では、タヌキ・キツネ・アナグマ・ニホンザル・ニホンノウサギ・テン・イタチ・ニホンリス・ムササビ・ハクビシン・アライグマ類などが生息しており、市内で見かけられています。

本市に生息しているツキノワグマは、富士川以西では南アルプス地域個体群、富士川以東で富士地域個体群に属しており、富士地域の個体は静岡県レッドデータブック

(2019/2020) では絶滅の恐れのある種として保護対象とされています。

近年、ツキノワグマやイノシシなどの大型獣が人の生活圏に出没することが増えています。

また、自然の生態系に人の手で持ち込まれた外来生物により、本来の生態系が侵略されていく状況もあります。特に影響力の強い「特定外来生物」であるオオキンケイギク、アレチウリ、アライグマ、オオクチバス、ウシガエルなどが、繁殖力の強さを見せています。

③特定希少野生動植物

「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」を平成23年3月に改正し、市内に棲息又は生育している希少な野生動植物を保護するため、「特定希少野生動植物」の指定、

「自然環境保全地区」の指定、「自然環境保全活動団体」の承認等が規定されました。これに基づき6種類の「特定希少野生動植物」（ギフチョウ、クロシジミ、アサマフウロ、オオサワトリカブト、キスミレ（イチゲキスミレ）、スルガジョウロウホトトギス）を告示し、保護することになりました。

《特定希少野生動植物》

ギフチョウ（アゲハチョウ科）	クロシジミ（シジミチョウ科）
アサマフウロ（フウロソウ科）	オオサワトリカブト（キンポウゲ科）
キスミレ（スミレ科）	スルガジョウロウホトトギス（ユリ科）



ギフチョウ



クロシジミ



アサマフウロ



オオサワトリカブト



キスミレ



スルガジョウロウホトトギス

④保存樹、保存樹林、保存湧水池の指定

「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」により、市内の巨樹銘木や湧水のうち代表的なものを選定し、保存への助成を行っています。（保存樹42本、保存樹林19か所、保存湧水池16か所）また、パンフレットにより広く周知しています。



保存湧水池（陣馬の滝）



富士宮市の保存樹・保存湧水池

⑤湧水

世界遺産富士山の構成資産である富士山本宮浅間大社の湧玉池は国の特別天然記念物に指定されており、水量が豊富で市内を流れる神田川の水源であり、富士山麓の湧水の象徴的な景観となっています。地層の分かれ目から湧出し滝となっている、国の名勝及び天然記念物の白糸ノ滝も、世界遺産富士山の構成資産の一部を成しており、一年を通じて多くの観光客が訪れています。また、猪之頭地区には、陣馬の滝をはじめとする湧水群があり、富士山麓の自然と恵まれた水環境を有しています。

この恵まれた水環境で育つ「ニジマス」の生産は、全国屈指を誇り、本市では、平成21年6月1日に全国でも珍しい「市の魚」を制定しました。



白糸ノ滝



「市の魚」にじます

⑥河川

富士川は、日本三大急流の一つにも数えられる河川で、山梨県から本地域に入り、稻子川、稻瀬川、芝川などの流れを加えて駿河湾に注いでいます。芝川は、天子山地東麓の扇状地の地下伏流水、猪之頭の湧水などが源となる河川で、富士山裾野と天子山地の接合点となっている裾合い谷（異なる溶岩が重なって生ずる谷）を流れています。潤井川は、大沢川を源としている河川で、市南部に連なる白尾丘陵、明星丘陵まで南流したあと、南東方向に流路を転じています。市内を流れる河川の良好な景観・環境を維持していくために、河川愛護団体の協力により河川の清掃活動や美化運動を実施しています。

⑦草原

根原地区では、自然環境の保護と草原景観の保全を目的に、平成20年度から市が参加して、根原地区の火入れを行っています。根原地区の草原は平成24年3月に、屋根材のカヤ刈場として、文化庁から「ふるさと文化財の森」に指定されました。



根原地区火入れ

⑧富士山環境保全

富士山世界遺産登録や新東名高速道路の開通などにより、本市への観光客等は増加しています。特に富士山の登山シーズンには、多くの登山者が訪れることから、「富士山スカイラインマイカー規制」を行い、自動車の乗り入れを規制することで、富士山の自然環境保全に努めています。

【公園・緑地】

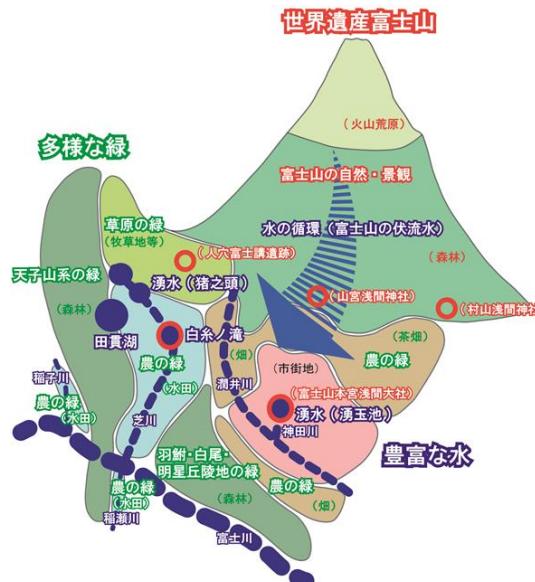
緑地の保全及び緑化の推進等については、平成27年3月に策定した「富士宮市緑の基本計画」により緑と水のまちづくりを進めています。

施設緑地は、都市公園法による都市公園が34か所(8.6ha) 整備されているほか、開発行為などの住宅造成に伴って市に移管された小公園が117か所(3.70ha)、その他公園・緑地が161か所(46.2ha)、児童遊園が63か所(2.82ha)が整備されています。



山本高原公園（お茶目パーク高原）

“豊かな緑と水が永遠に息づく” 魅力あふれるまちのイメージ図



資料：富士宮市緑の基本計画より（花と緑と水の課）

【森林・農地】

①森林

本市は、市域の約6割が森林に覆われており、富士山頂から裾野にかけて自然豊かな国有林や森林産業を支えるスギやヒノキ林が見受けられます。これら森林が持つ機能は、生態系の公益的機能の提供を通じて市民の生活に深く結びついています。

スギやヒノキの経済林については、森林環境譲与税を活用し、森林の持つ公益的機能を発揮させるために、適切な森林整備等の推進、担い手となる人材育成、木材利用、普及啓発を進めています。令和7年度からは、木材利用の普及啓発として、市内の富士ヒノキ間伐材を有効活用し、市内で製作した写真立てを令和7年度以降に生まれた赤ちゃんの保護者に贈呈する事業を行っています。

富士山自生樹による森づくりとして、市民ボランティアとともに地下水のかん養と自然林復元のため、広葉樹の苗木を植樹しています。また、広葉樹の種まき及び育苗を行い、育った苗は市内の山林等に植樹し針葉樹から広葉樹へ転換を進めています。



うるおいの森・村山
2025 植樹祭

②農業

農地は、田 1,027ha、畑 2,916ha と市域面積の 10.1%を占めています。農家数や経営耕地面積は、いずれも減少傾向にあり農業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、担い手への農地利用に向けた活動を実施し、遊休農地対策を行っています。近年農山村地域で環境保全活動に参画する来訪者が増え、新たな交流により活気が蘇る地域が多くなりました。静岡県では、地域の「宝(資源)」を大切に思い、それを守り、次世代につなげていこうとする人々が集い、理想の農山漁村として認定した地域を「ふじのくに美しく品格のある邑(むら)」として登録しています。

本市では、平成 24 年度に「柚野の里」、平成 26 年度に「白糸の里」、平成 27 年度に「南条の里」、平成 28 年度に「内房の里」、平成 29 年度に「天子ヶ岳の里」、平成 30 年度に「五感で癒される湧水の里いのかしら」、令和 2 年度に「羽鮈の里」が登録され、農村環境保全活動などを行っています。

また、令和 7 年 6 月にオーガニックビレッジ宣言を行い、地域の特性を生かした環境に配慮した持続可能な有機農業を推進し、本市の食と農の魅力を発信していきます。

③畜産

家畜飼養数は県内トップクラスを誇り、朝霧地域では多くの乳牛が飼養されていて生乳の生産量は県下一であり、鶏卵の産出額は日本一です。これらを背景とし、良質な家畜堆肥が豊富に生産されており、「有機のまち富士宮」として堆肥の利用促進に取り組んでいます。畜産農家の堆肥の生産・管理状況を把握するため、関係機関との定期的な巡回のほか、堆肥共励会を実施するなど品質向上に努めています。また、乳牛、肉牛、豚、鶏を飼養している市内の畜産農家の協力を得て堆肥カタログを作成し、耕種農家等への有効利用を図っています。

この畜産堆肥を利用する認定農業者などの耕種農家に対し、畜産堆肥利用促進補助事業を実施し、資源循環型農業を推進しています。令和元年度の利用実績 639 トンに対して令和 6 年度は 1,407 トンと倍増しました。



朝霧地域



堆肥カタログ

家畜飼養数(各年 2 月 1 日現在)

種別	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
乳用牛 (頭)	6,385	6,958	7,044	6,254	6,256
肉用牛 (頭)	5,248	4,808	5,203	5,722	6,036
豚 (頭)	9,882	9,361	11,293	11,243	7,584
採卵鶏 (羽)	2,598,000	3,507,500	3,653,100	3,715,500	3,581,800
ブロイラー (羽)	585,200	582,700	589,000	579,500	517,000

資料：富士宮市の統計より

堆肥利用促進事業実績 (年度)

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
堆肥利用量(t)	639	1,010	1,042	1,146	1,244	1,407

資料：農業政策課より

④野生鳥獣（有害鳥獣）

近年、ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、カラス類、カワウ等、野生鳥獣により富士山麓の人工林及び広葉樹林で樹木の剥皮や幼木の新芽の食害、農地にあっては、牧草、水稻、野菜全般、椎茸等農林産物の食害、踏み荒らしのほか、養殖魚の食害などの被害が深刻な状況であり、本市では鳥獣被害対策実施隊をはじめ国・県や地元獣友会の協力を得ながら鳥獣害対策を行っています。



鹿による剥皮被害（食害）

【課題】

- 遊休農地対策として、今後も引き続き手への農地利用に向けた活動を進める必要があります。
- 富士山中腹の樹林帯では、ニホンジカによる食害により森林の植物相が大きく変化することが懸念されています。また、農作物への被害が深刻であることから、有害鳥獣への対策も検討する必要があります。
- ツキノワグマやイノシシなどの大型獣が人の生活圏に出没することが増えているため、頭数管理等についても検討する必要があります。
- 特定外来生物に自然の生態系が侵略されないよう、市民や団体と協力して駆除・防除を行う必要があります。
- 二酸化炭素の吸収源となる森林保全を進めるため、今後も引き続き森林の適正な管理が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症による観光入込客数の減少から回復に転じ、再び多くの外国人を含む観光客が本市を訪れていることから、環境への配慮やルールづくりなどの施策の推進が必要です。
- 市民アンケートで「生物多様性を知っている」との回答は約2割、「聞いたことがあるが内容まで知らない」または「知らない」との回答が合わせて7割を超えていました。生物多様性の取組についての普及啓発が必要です。
- 事業者アンケートで「森林や里山、竹林の整備、緑地づくりへの参加や協力を実施している」と回答する事業者は少ない結果であり、多様な主体が地域の森づくりに関わる必要があります。

(3) 生活環境

【大気環境】

大気は、自動測定器により市内3か所で調査を実施しています。測定項目は、環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)、光化学オキシダント等です。光化学オキシダントは、濃度が高くなると、眼への刺激やのどの痛み等の影響が出ることがあるため、緊急時の対応として、注意報発令レベルに達した場合に、市民へのお知らせや協力工場にばい煙の削減の依頼を行っています。

また、ダイオキシン類等の化学物質についても、環境中の状況を把握するため調査を実施しています。

【騒音・振動】

騒音は、「感覺公害」と言われており健康状態や心理状態によっても聞こえ方は変化します。昼間は気にならなかった音でも、早朝や夜間にまわりが静かになれば、うるさく感じることもあります。本市は、住宅地に近く夜間の騒音が問題となる事業場を中心に、騒音の状況を把握するため、夜間パトロールを実施しています。また、国道、県道、4車線の市道などの主な路線について、自動車騒音の常時監視を行っています。

振動は、主に土木工事や道路交通などにより建物が揺れたことに対する感覚的なものや壁のひび割れ等の物理的な被害によるものがあります。道路振動の状況を把握するため、国道や県道等で測定を行っています。

【悪臭】

悪臭は、人に不快感を与える「におい」の原因となる物質が大気中に発生するもので、騒音と同様に「感覺公害」と呼ばれています。また、風向・風速等の気象条件にも左右されます。なお、本市では、平成20年4月から臭気指数による規制を導入しています。

【水環境】

水質は、河川等で調査を実施しています。一般的に河川の水質汚濁は、日常生活に伴つて排出される生活排水や事業場が主な原因だと言われています。本市の主要河川において、潤井川、富士川は環境基準A類型、芝川は環境基準AA類型が指定されています。環境基準AA類型は最もきれいな河川の区分で、県内の河川では14河川が指定されています。

【上水道・下水道】

本市の上水道は、行政区域内人口に対する普及率は令和6年度末95.2%で、ほとんどの市民に供給されています。(静岡県上水道普及率:令和5年度末97.4%)

また、汚水処理人口普及率は、令和6年度末で73.6%となります。今後も公共用水域の水質保全のため、効率的な下水道整備と、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への普及促進に取り組んでいきます。

【環境美化】

市民による美化活動を推進するため、地域周辺や用水路など4月の第3日曜日を重点日として行う清掃運動と、「地域の環境は地域で守る」という意識の下、富士宮市環境衛生自

治推進協会により「ごみ一掃作戦」として、11月の第3日曜日を重点実施日とした清掃運動を実施しています。

不法投棄の防止に向けて、ごみ不法投棄禁止看板の配布や富士山麓環境パトロール隊によるパトロールを定期的に行い、早期発見に努めています。

富士山の美化を進め、市民の美化意識を高めるために「富士山をいつまでも美しくする会」の会員とともに一斉清掃に取り組んでいます。また、ボランティアでの清掃活動を支援する富士山クリーン月間を継続的に実施し、富士山の美化活動に取り組んでいます。

このほか朝霧地区では、地域住民、地元事業者、NPOなどの市民活動団体、国・県・市などの行政職員で構成する「朝霧地区景観形成ワークショップ会議」が組織され、朝霧地区的美しい景観を後世に引き継ぐため、住民や来訪者などが幅広く協力し、不法投棄やごみのポイ捨ての根絶に向けて取り組むことを目指す「朝霧地区ごみゼロ活動宣言」を平成25年2月23日の富士山の日に発表しました。ごみ拾い、オリジナルごみ持ち帰り袋の作成及び配布、修景のためのチメンテナンス等の活動を行っています。



富士山をいつまでも美しくする会



ごみ一掃作戦

朝霧地区ごみゼロ活動宣言(本文)

- ・道路を利用する人に、ごみのポイ捨て根絶活動への参加を働きかけます。
- ・不法投棄を防止するため、監視活動を強化します。
- ・住む人と訪れる人がともに富士山麓の自然と景観を守る運動を推進します。

富士山を背景にもつ朝霧地区は、富士箱根伊豆国立公園の西側に位置し、広大な草原、山麓の湧水群、カラマツやブナの樹林など豊かな自然環境に恵まれています。この雄大な景観や自然環境は、当地区に住む人々が大切に守り育んできたものであり、私たちは後世に引き継ぐ責務があります。

これまでにも当地区では、様々な取組が行われてきました。しかしながら、依然として廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨てなどが後を絶ちません。このことから、地域住民や訪れる人すべてが、不法投棄やごみのポイ捨てなどの根絶に向け取り組むことが重要と考えました。

このため、地元区・観光事業者・NPO等地域活動団体、行政(国・県・市)からなる朝霧地区景観形成ワークショップ会議では、富士山の世界文化遺産登録を目指す中、富士山と朝霧地区の美しい景観を後世に引き継ぐため、『朝霧地区ごみゼロ活動宣言』を行い、朝霧地区での不法投棄、ごみのポイ捨ての根絶を目指します。

平成25年2月23日 富士山の日

【環境衛生】

衛生害虫の発生等により市民の生活環境が阻害される恐れのある空き地等の管理指導を行っています。

また、ハエ、蚊などを対象とした衛生害虫駆除剤を自治会に配布しています。近年では不快害虫が市内南部で大量発生しており、駆除薬剤散布のための噴霧器の貸出や不快害虫の蔓延防止を図るための対策方法の周知を行っています。

加えて、犬や猫の適正な飼育について指導及び周知を行い、公衆衛生の向上に努めています。

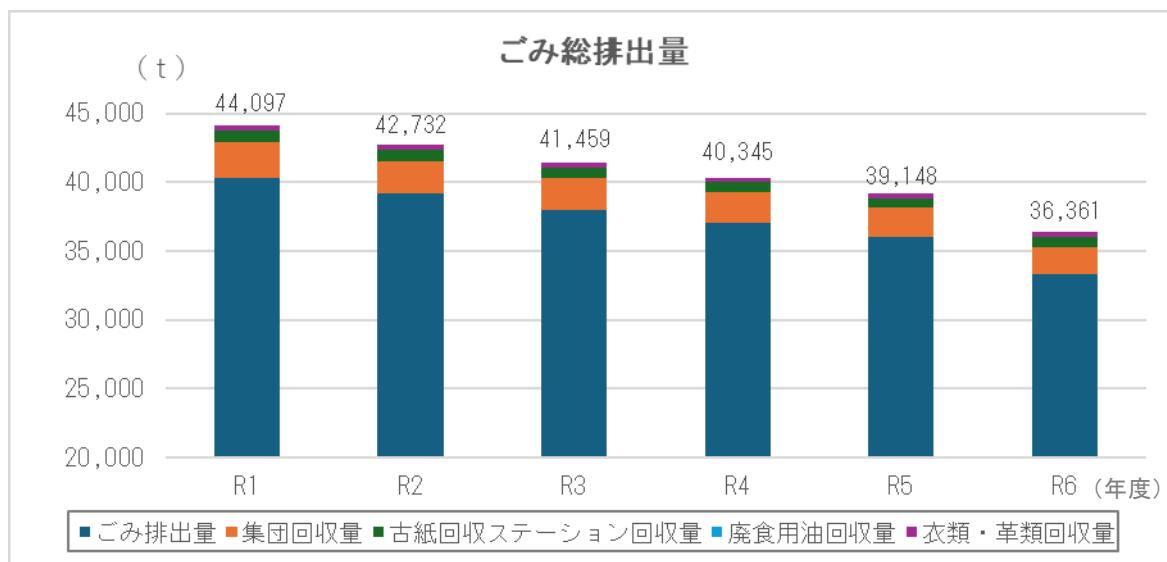
【課題】

- 富士山周辺や地域の生活環境を守るため不法投棄のパトロールや不法投棄の早期発見など、迅速な対応が必要です。
- 毎年、市民による住宅地周辺や用水路などの清掃活動を実施していますが、今後も清掃活動への継続的な参加の呼びかけや市民の美化意識の向上を図る必要があります。

(4) 循環型社会

【ごみ総排出量】

本市のごみ総排出量*は、年々減少傾向にあります。令和6年度は、可燃ごみとして収集していたプラスチックの分別収集開始により前年度から2,787トンと大きく減少し、ごみの排出量全体の抑制につながっています。



*ごみ総排出量は、ごみ排出量（家庭系ごみ（市が収集、直接搬入）、事業系ごみ（許可業者が収集、直接搬入））、集団回収量、古紙回収ステーション回収量、廃食用油回収量、衣類・革類回収量の総量

資料：生活環境課より

【ごみの減量化と適正処理】

平成28年から清掃センターに搬入されるごみの減少と資源化を推進するために市民、事業者及び行政が協働で「ごみダイエットプロジェクト」に取り組んでいます。

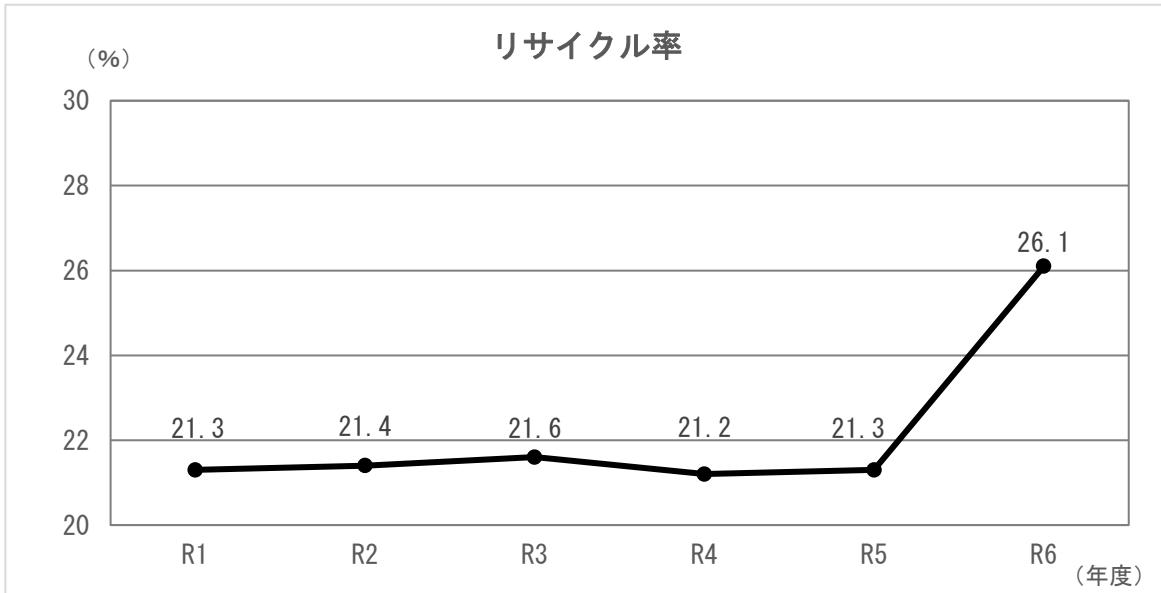
地域においては、環境美化推進委員により、各地区のごみ集積所の監視、報告及び地域の見まわりなどを実施しています。

【ごみの資源化】

リサイクル率は、ごみ総排出量に対し集団回収、古紙回収ステーション回収、廃食用油回収、衣類・革類回収、焼却灰の資源化（セメント化・溶融・焼成）、市による資源分別収集、中間処理後の再生利用の資源化量*により算出しています。

民間事業者も店頭などで古紙、ペットボトル、トレイなどの資源回収を行っています。

*民間事業者による資源回収は、市の資源化量に含みません。



※リサイクル率 (%) = 資源化量 (t) ÷ ごみ総排出量 (t) × 100

資料：生活環境課より

分別収集は、乾電池（昭和 59 年開始）、びん（昭和 62 年開始）、かん（平成 3 年開始）、ペットボトル（平成 9 年開始）、紙パック及びトレイ（平成 13 年開始）、水銀使用製品（平成 28 年開始）のほか、令和 6 年 4 月からプラスチック（平成 13 年に分別収集を開始したトレイを含む。）を収集し、資源化しています。スプレーかんについては、令和 6 年 4 月より排出時の事故防止のため、穴あけを不要とし、かんとは別に収集し、資源化しています。

また、古紙、牛乳パック、アルミ缶及び古布は、1 キログラムに対し 3 円の古紙等リサイクル活動奨励金を交付し、集団回収活動を支援しています。

家庭で不用になった日常生活用品については、譲りたい人から譲り受けたい人への無料または低廉な価格で提供する「不用品リサイクルバンク」や、不用本を貰い受け「リサイクル文庫」として再利用を実施しています。

清掃センターでは、せん定枝や小型家電、廃乾電池、廃蛍光管、焼却灰等のリサイクルの推進に取り組んでいます。令和 4 年 5 月からは、清掃センターに直接搬入されるふとん類を回収し海外でのリユースに取り組み、令和 6 年 4 月からは小型充電式電池の回収及び焼却灰から希少金属の含有率が高い落じん灰を回収し、灰の中に含まれる貴金属の再資源化を開始しました。

また、生活排水処理センターでは、下水汚泥のセメント原料化や肥料化による資源の有効利用を図っています。

家庭から回収された使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生し新たな容器として再利用することで持続可能な循環型社会の実現につなげ、リサイクル率を向上させるため、令和 6 年 12 月に市とアサヒ飲料株式会社で「ボトル to ボトルリサイクル協定」を締結しました。



ボトル to ボトルリサイクル協定締結



落じん灰

ごみ減量化、資源化への取組

開始年月	項目	取組内容
平成 4 年 4 月	古紙等リサイクル活動奨励金制度開始	ごみ減量化促進のため奨励金制度開始 令和 6 年度末の登録団体数 232 団体
平成 8 年 4 月	廃乾電池処理事業開始	回収した乾電池を外部委託により資源化を開始
平成 15 年 8 月	古紙回収ステーション事業開始	公共施設等 31 か所に古紙回収ステーションを設置し、回収処理業者により資源化
平成 21 年 8 月	廃食用油拠点回収開始	ガソリンスタンド等 11 か所に回収容器を設置し、回収処理業者により資源化
平成 23 年 2 月	使い捨てライター拠点回収開始	公共施設 21 か所に回収ボックスを設置
平成 23 年 4 月	焼却灰の資源化(焼成)開始	鞍骨沢最終処分場の延命化を図るため、焼却灰の外部委託による資源化を開始
平成 23 年 7 月	せん定枝のリサイクル	清掃センターへ直接持ち込みされたせん定枝や庭木は、薪材など加工処理し市民へ無償提供
平成 24 年 1 月	小型家電のリサイクル回収ボックス設置	ごみ減量化と希少金属の有効利用のため清掃センター内に設置
平成 24 年 4 月	焼却灰の資源化(セメント資源化)開始	焼却灰の外部委託処理について、環境面等を考慮し、焼成に加えセメント資源化を開始
平成 25 年 3 月	衣類及び革類拠点回収開始	公共施設等 20 か所に回収ボックスを設置。回収した物は海外で使用
平成 25 年 4 月	焼却灰の資源化(溶融)開始	焼却灰の外部委託処理について、環境面とリスク分散を考慮し、セメント資源化に加え溶融を開始
平成 28 年 4 月	水銀使用製品分別収集開始	廃蛍光管・水銀血圧計・水銀温度計を回収し、外部委託による資源化を開始

平成 29 年 7 月	携帯電話・スマートフォン拠点回収開始	公共施設 15 か所に回収ボックスを設置。回収業者により、携帯電話の資源売却益の一部を「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の活動費として寄付。平成 31 年 4 月から「スペシャルオリンピックス日本」への活動費として寄付
令和 2 年 5 月	使用済みインクカートリッジの拠点回収開始	公共施設 15 か所に回収ボックスを設置。回収業者により、リサイクルインクカートリッジ等にリサイクル
令和 4 年 5 月	ふとん類のリユース開始	清掃センターに直接搬入されたふとん類を海外でリユース
令和 6 年 4 月	小型充電式電池回収開始	市役所及び清掃センターで小型充電式電池回収開始
令和 6 年 4 月	プラスチック分別収集開始	リサイクルできるプラスチックをプラスチックの日に収集
令和 6 年 4 月	落じん灰の資源化開始	焼却灰から落じん灰を回収し、売却を開始
令和 6 年 4 月	スプレーかんの分別収集開始	スプレーかんを月 1 回の「スプレーかんの日」に収集し、清掃センターで穴開け処理
令和 6 年 12 月	アサヒ飲料と「ボトル to ボトルリサイクル協定」を締結	家庭から回収された使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生し新たな容器として再利用



せん定枝の搬入とリサイクル（薪用材）



廃食用油拠点回収



小型家電回収ボックス



古紙と衣類及び革類拠点回収



使用済みインクカートリッジ
回収ボックス



携帯電話・スマートフォン
リサイクル回収ボックス

【課題】

- 古紙、廃食用油、衣類の拠点回収等により、ごみ総排出量は減少傾向にありますが、引き続きごみの分別徹底、排出抑制が必要です。
- 団体による集団回収と市内の古紙回収ステーションで古紙は回収し、資源化されていますが、令和6年度に実施したごみ質組成分析の結果では、平均31.9%の紙類が混入していることから、紙類回収の推進が必要です。
- 市民アンケートで「関心のある環境問題」の第2位に「ごみのポイ捨て、不法投棄」などが挙げられています。引き続きごみ出しのルールの徹底や観光客等への周知が必要です。

(5) 環境教育

【環境教育・環境学習】

①アース・キッズ事業

小学校では、子どもたちが地球温暖化の原因となるごみの排出量の削減や省エネルギーについて、体験を通して学び家族のリーダーとなって地球温暖化防止の取組を実践するアース・キッズ事業を実施しています。

毎年500人を超える児童がエコリーダーに認定されており、平成18年度の事業開始から令和6年度までに15,398人の児童が認定されました。



アース・キッズ事業

②宮エコキッズ事業

小学校では、地域環境について専門的な知識のある講師による地域の水等の身近な環境問題に関する講義やフィールドワークなどを行っています。令和6年度までに948人の児童が参加しました。



宮エコキッズ事業

③施設見学

清掃センターや生活排水処理センターでは、施設見学を通じて児童への環境学習を実施しています。また、授業の一環として小水力発電所の見学を行っている小学校もあります。

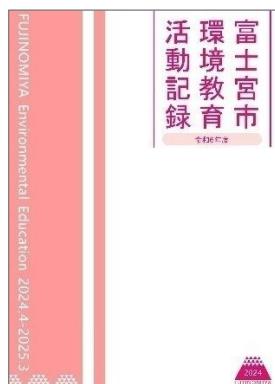
小学生がエネルギーや環境への取組などを見学する「環境探検隊」では、事業者の協力を得て市内の工場見学を実施しています。



環境探検隊

④地球にやさしい学校活動

小・中学校では、学校ごとに地域の実情に沿った環境美化、緑化活動、自然観察を工夫して活動し、校内の電気、水などの節約、ごみの削減、古紙・牛乳パック・アルミ缶・エコキャップなどのリサイクル活動にも力を入れています。令和2年度から、環境活動記録の冊子を作成し、各学校などへ配布し取組の周知を行っています。



富士宮市環境教育活動記録



地球にやさしい学校認定証

⑤富士山学習

小中学校における富士山学習（地域の自然、歴史、文化等の総合的な学習）などにおいて、環境をテーマに学習を進める際、情報を収集するために市役所を訪問する子どもたちの姿が見られます。

⑥富士山環境交流プラザ

環境学習、環境保全をテーマにした講座やイベントを開催しています。親子で参加できる企画もあり、楽しみながら学ぶことができる場となっています。

⑦富士山まちづくり出前講座

富士山まちづくり出前講座は、市民と行政が一体となってまちづくりを進めるために平成12年より始まりました。市民の「知りたい」「聞きたい」内容をテーマに市職員が講師となり地域に出向いています。

出前講座のメニューには、「地球温暖化対策について～富士宮市ゼロカーボンシティ宣言～」、「ごみダイエットセミナー 目指せ!! 雑がみ分別博士」、「ごみダイエットセミナー ごみゼロ社会を目指そう」、「水生生物調査」、「花と緑のまちづくり」、「汚れた水はどうなるの?」などの環境に関する講座があります。講座を通じて環境学習の場を提供しています。

【環境情報の発信】

①環境情報の提供

本市では、環境の現状や取組状況についてまとめた環境白書を毎年公表しています。

図書館では、市民の自発的な環境学習を支援するため、環境関連図書などの資料コーナーを設置し、毎年環境関連図書を購入しています。

また、市で行っている環境イベント、セミナー、講座などの開催情報や、環境に関する取組などを様々なメディアやSNSを通して発信しています。



環境関連図書コーナー

②環境に関するイベント

環境フェアなど環境講座や環境パネル展示など市民と事業者が参加し、環境活動の発表や環境問題が学べるイベントを開催しています。



環境フェア

【課題】

- 環境に関するイベントへの関心を深めるため、地域の環境活動への参加を呼びかけ、市民、事業者、市が協働で参加する仕組みづくりが必要です。
- 富士山まちづくり出前講座の参加者を増やし、環境への関心や知識を深める必要があります。
- 市民アンケートで「日常生活で行っている環境に配慮した行動」について「環境に関するイベントやセミナー、講習会への参加」や「水辺環境の保全や美化活動の参加」を行っているとの回答は少なく、市民、事業者、関係団体と行政が参加する取組が必要です。
- 市民アンケートで「環境に配慮した行動のうち最も重要なこと」について「環境に関するイベントやセミナー、講習会への参加」との回答が最も少なく、また参加しているとの回答も少ない結果であるため、SNSなどを活用してイベントやセミナー等の開催情報を発信することが必要です。

第3章

目指すべき環境像と基本目標

本章は、富士宮市環境基本条例に定める基本理念に基づき、本市が目指すべき環境像を定め、実現に向けた環境への取組について示します。

第3章 目指すべき環境像と基本目標

第3章では、富士宮市環境基本条例に定める基本理念に基づき、目指すべき環境像を定め、施策の方向性や環境への取組を体系的に整理し、実現に向けた環境への取組について示します。

☆第3章に記載していること

1 目指すべき環境像

2 体系図

3 基本目標

ゼロカーボンシティ

自然環境

生活環境

循環型社会

環境教育

4 数値目標一覧

1 目指すべき環境像

本市では、令和17年度を目標年度とする「第6次富士宮市総合計画」を策定し、10年後を見据えて掲げる将来都市像を、「富士山を心に人の和と豊かな自然が織りなす幸せ感じる富士宮」として、地域の特性や文化、市民の絆を大切にしながら、持続可能で幸福感を実感できる社会を目指すとしています。

本計画は、「第6次富士宮市総合計画」に示された将来都市像を、環境面から実現していくため、本市の良好な環境を将来世代に継承していくと決意を新たに、目指すべき環境像を設定し、総合的かつ計画的に推進し実現に向けた取組を進めていきます。

第2次計画では、「富士山の恵みを次世代につなぐ 地球にやさしいまち～「空よし」「水よし」「緑よし」ここに住みたい富士宮～」をテーマとし、市民や事業者との協働のもと様々な環境施策を展開してきました。

本計画では、第2次計画の地球にやさしいまちを引き継ぐとともに、「富士山の恵みを未来につなぐ 自然と共に歩むまち」を目指します。

目指すべき環境像

富士山の恵みを未来につなぐ
自然と共に歩むまち



2 体系図

目指すべき環境像を実現するため、5つの基本目標を設定します。

「計画の主体」については、市民（滞在者を含む）・事業者・市とします。

目指すべき環境像

基本目標

取組施策

富士山の恵みを未来につなぐ
自然と共に歩むまち

ゼロカーボンシティ

★市民・事業者と一体となって
ゼロカーボンシティの実現を
目指します

★地域資源を活用した再生可能エネルギー
の導入を推進する

★パートナーシップによる「地域循環共生
圏」を形成する

★省エネルギーを推進する
★環境に配慮したライフスタイルへの転換
を促進する

自然環境

★富士山とその周辺の豊かな自然
環境や生物多様性の保全を図
り、自然との共生を目指します

★いきものや植物との共生を図る

★身近な自然とふれあう

★森林や農地を保全する

★湧水や地下水を保全する

生活環境

★日常生活や事業活動からの環
境負荷を低減し、安全・安心で
快適に暮らせるまちづくりを
目指します

★まちをきれいにする

★大気・水質等の環境を守る

★きれいな河川を保全する

循環型社会

★資源の循環利用により廃棄物を
減らし、持続可能な社会の実現
を目指します

★ごみの排出量を抑制する

★ごみの資源化を推進する

★ごみの適正な処理をする

環境教育

★環境問題への関心を高め、協働
による環境活動で、より良い地
域の環境づくりを目指します

★環境について学び話し合う

★協働による環境活動を展開する

★環境の情報を発信する

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」と「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」を含めた計画となっています。また、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）は「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」を内包するものとしています。

環境の範囲

ゼロカーボンシティ

- ★地球温暖化防止対策 ★再生可能エネルギー
- ★省エネルギー ★カーボンオフセット
- ★交通

自然環境

- ★いきもの ★植物 ★自然とのふれあい
- ★湧水 ★地下水 ★水辺 ★草原
- ★公園 ★緑地 ★森林 ★農地

生活環境

- ★大気 ★水質 ★騒音 ★振動 ★悪臭
- ★化学物質 ★河川 ★環境美化
- ★環境衛生

循環型社会

- ★ごみ減量化 ★ごみの適正な処理
- ★資源化 ★食品ロス

環境教育

- ★環境教育・環境学習
- ★環境活動 ★環境情報の発信

環境基本計画の構成

環境基本計画

- 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

気候変動適応計画

- 生物多様性地域戦略

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を本計画の第6章に位置付けており、富士宮市の温室効果ガスの排出状況、温室効果ガス排出量の削減目標や削減取組等について示しています。

また、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に「気候変動適応計画」を内包するものとして位置付けています。

生物多様性地域戦略

「生物多様性地域戦略」を本計画の7章に位置付けており、富士宮市に生息する動物や植物、生物多様性を保全するための目標や施策等について示しています。

3 基本目標

第3章では、目指すべき環境像を実現するため、「ゼロカーボンシティ」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境教育」の5つの分野ごとに環境の基本目標を設定します。第4章では、目指すべき環境像の実現に向けた具体的な取組を展開し、それぞれの施策を進めていきます。

ゼロカーボンシティ

経済活動による二酸化炭素排出量の増加は、気温上昇、異常気象、生態系の変化、健康リスクの増加など様々な影響をもたらしています。そのため、「地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進」、「パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成」、「省エネルギーの推進」、「環境に配慮したライフスタイルへの転換」に取り組み、ゼロカーボンシティを実現することを目指します。

自然環境

本市には富士山をはじめ、国の名勝及び天然記念物の白糸ノ滝、田貫湖、朝霧高原などの多くの美しい自然があり、豊富な水、きれいな空気などの自然の恵みだけでなく、文化的にも、芸術的にも、精神的にも影響を与えられています。生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて「いきものや植物との共生を図る」、「身近な自然とふれあう」、「森林や農地を保全する」、「湧水や地下水を保全する」に取り組み、富士山の恵みによりもたらされた豊かな自然環境を守り、育てていくことを目指します。

生活環境

住みやすいまちづくりのために、きれいな水や空気などの環境保全や良好な景観を保全していくことが重要です。そのため、「まちをきれいにする」、「大気・水質等の環境を守る」、「きれいな水と水辺環境を保全する」に取り組み、安全・安心で健康に暮らせる生活環境を目指し、環境負荷の少ない生活を心がけます。

循環型社会

限られた資源を効果的に繰り返し利用し、廃棄物の量を減らすことで、環境負荷の低減につながります。従来の3Rの取組に加え、資源の投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出すサーキュラーエコノミー（循環経済）の構築に向けて「ごみの排出量を抑制する」、「ごみの資源化を推進する」、「ごみの適正な処理をする」に取り組み、資源を効率的に循環させる持続可能な社会づくりを目指します。

環境教育

環境問題や環境保全等を学び、環境への関心を高めることで、環境に配慮した行動を促します。「環境について学び話し合う」、「協働による環境活動を展開する」、「環境の情報を発信する」に取り組み、市民や事業者、地域、市民団体などの協働により自主的・積極的な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。

4 数値目標一覧

「第4章 実現に向けた取組の展開」の方向性を目指す数値目標一覧を示します。

◇数値目標◇

	項目	基準年度 (平成 25 年度)	現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 12 年度)	参考値 (令和 17 年度)
ゼロカーボンシティ	温室効果ガス排出量を削減します。	0%削減 (1,472.6 千 t-CO ₂)	18.9%削減 (1,194.7 千 t-CO ₂)	46%削減 (795.2 千 t-CO ₂)	60%削減 (589.0 千 t-CO ₂)
	再生可能エネルギーの導入を増やします。 (太陽光発電、水力発電、バイオマス発電の年間発電量の合計)		247,750 千 kWh	608,622 千 kWh	885,802 千 kWh
	J - クレジットの認証件数を増やします。		0 件	5 件	10 件
	住宅の ZEH 化と省エネルギー設備の導入件数を増やします。		64 件	420 件	720 件
	自動車保有台数に占める電動車の割合を増やします。(電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)		12.6%	46.0%	60.0%
自然環境	自然共生サイトの数を増やします。		1 か所	3 か所	5 か所
	市民 1 人あたりの緑地面積を増やします。		9.82ha	10.5ha	11.0ha
	自生種の植樹を進めます。		33.9ha	40ha	45ha
	森林の間伐実施面積を増やします。		5,269ha	7,826ha	9,626ha
	野生鳥獣による農作物の被害金額を減らします。		608 万円	572 万円	542 万円
生活環境	不法投棄回収量を減らします。		5.4t	4.5t	4.0t
	大気の環境基準適合率を維持します。 (測定項目：二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類)		100% (適合)	100% (適合)	100% (適合)
	河川水質の環境基準適合率を維持します。 (測定地点：潤井川 1 地点、富士川 1 地点、芝川 2 地点の BOD 値)		100% (適合)	100% (適合)	100% (適合)
	汚水処理人口を増やします。(汚水処理人口普及率)		73.6%	77.2%	78.4%
	河川愛護活動に参加する人を増やします。		2,465 人	2,500 人	2,500 人
	市街地の治水対策を進めます。 (公共下水道（雨水）認可区域内整備率)		31.1%	34.5%	37.8%

循環型社会	項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	参考値 (令和17年度)
	ごみの総排出量を減らします。	36,361t	33,610t	31,640t
	ごみのリサイクルを進めます。	26.1%	27.6%	28.0%
	畜産堆肥の利用量を増やします。	1,407.2 t	1,449.0 t	1,484.0 t
環境教育	環境に関するイベントや講座への参加者を増やします。	1,557人	4,000人	4,000人

第4章

実現に向けた取組の展開

本章は、本市の基本目標の実現に向けた具体的な取組への施策を示します。また、目標をわかりやすく示すため数値目標を設定します。

◆取組の方向性と各主体の取組◆

目指すべき環境像に向けて行う取組について、市全体としての「取組の方向性」を示します。また、これに基づいて市民や事業者の行うべき取組の例や市が実施する施策を示します。

■市の取組 □市民の取組例 ●事業者の取組例

◆数値目標◆

ここでは、計画期間の中間年度(令和12年度)における数値目標値を掲げます。なお、令和12年度以降は、目標の達成状況を踏まえて、新たな数値目標を設定するものとします。

第4章 実現に向けた取組の展開

目指すべき環境像を実現するため、第4章では「ゼロカーボンシティ」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境教育」の5つの分野ごとに、実現に向けた具体的な取組の展開について定め、本市の環境施策の着実な推進を図るとともに、日常生活や事業活動のあらゆる場面で市民、事業者の環境行動を誘導することをねらいとし、具体的な市の取組及び市民・事業者の取組例を示します。また、目標の達成状況を把握するため、代表的な数値目標を設定します。

☆第4章に記載していること

1 ゼロカーボンシティ

★市民・事業者と一体となってゼロカーボンシティの実現を目指します

- 【1】地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する
- 【2】パートナーシップによる「地域循環共生圏」を形成する
- 【3】省エネルギーを推進する
- 【4】環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進する

2 自然環境

★富士山とその周辺の豊かな自然環境や生物多様性の保全を図り、自然との共生を目指します

- 【1】いきものや植物との共生を図る
- 【2】身近な自然とふれあう
- 【3】森林や農地を保全する
- 【4】湧水を保全する

3 生活環境

★日常生活や事業活動からの環境負荷を低減し、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指します

- 【1】まちをきれいにする
- 【2】大気・水質等の環境を守る
- 【3】きれいな河川を保全する

4 循環型社会

★資源の循環利用により廃棄物を減らし、持続可能な社会の実現を目指します

- 【1】ごみの排出量を抑制する
- 【2】ごみの資源化を推進する
- 【3】ごみの適正な処理をする

5 環境教育

★環境問題への関心を高め、協働による環境活動で、より良い地域の環境づくりを目指します

- 【1】環境について学び話し合う
- 【2】協働による環境活動を展開する
- 【3】環境の情報を発信する

1 ゼロカーボンシティ

関連するSDGs



★市民・事業者と一体となってゼロカーボンシティの実現を目指します

◇ゼロカーボンシティ全体の削減目標◇

項目	基準年度 (平成 25 年度)	現状値※ (令和 3 年度)	目標値 (令和 12 年度)	参考値 (令和 17 年度)
温室効果ガス排出量を削減します。	0%削減 (1,472.6 千 t-CO2)	18.9%削減 (1,194.7 千 t-CO2)	46%削減 (795.2 千 t-CO2)	60%削減 (589.0 千 t-CO2)

【温室効果ガス排出量の算定方法の概要】

「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編) (環境省)」に基づき算定

算定式「温室効果ガス排出量=活動量×排出係数」

活動量：生産量、燃料使用量、廃棄物焼却量など排出活動の規模を表す指標

排出係数：活動量あたりの排出量

※温室効果ガス排出量の算定における最新年度

【1】地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する

■市の取組

- 太陽光発電の普及促進のため、太陽光発電設備の導入を支援します。
- 小水力発電の普及促進のため、小水力発電設備の導入を支援します。
- ペロブスカイト太陽電池等の次世代技術について調査・研究を行います。
- バイオマス発電の利活用について調査・研究し、導入を推進します。
- 再生可能エネルギーを有効利用するため、蓄電池の導入を支援します。
- 新築及び改築する公共施設への太陽光発電設備等の導入を推進します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図るよう適正な誘導に努めます。

□市民の取組例

- 太陽光発電設備を導入します。
- 再生可能エネルギーを有効利用するため、蓄電池を導入します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図ります。
- 自治会での小水力発電設備の導入を検討します。

●事業者の取組例

- 太陽光発電設備を導入します。
- 再生可能エネルギーを有効利用するため、蓄電池を導入します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図ります。

- 小水力発電設備の導入を検討します。
- バイオマス発電設備の導入を検討します。
- 地域未利用資源などの利用を検討します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	参考値 (令和 17 年度)
再生可能エネルギーの導入を増やします。 (太陽光発電、水力発電、バイオマス発電の年間発電量の合計)	247,750 千 kWh	608,622 千 kWh	885,802 千 kWh

用語解説	ペロブスカイト太陽電池
ペロブスカイト太陽電池は、ペロブスカイト結晶構造を持つ材料で製造された太陽電池で、軽量で柔軟性がある点が特徴。	

【2】パートナーシップによる「地域循環共生圏」を形成する

■市の取組

- 富士宮市地域循環共生圏推進協議会の運営及び取組を支援します。
- J-クレジット制度を活用した市内連携の取組を推進します。
- 再生可能エネルギーを活用した電力を地産地消する仕組みをつくります。
- 森林の二酸化炭素吸収量を維持するため森林の整備を支援します。

□市民の取組例

- 富士宮市地域循環共生圏推進協議会の活動に参加します。
- 補助制度を活用した森林整備を検討します。

●事業者の取組例

- 再生可能エネルギーを活用した電力を地産地消する仕組みづくりに参加します。
- 富士宮市地域循環共生圏推進協議会の活動に参加します。
- 富士宮市 J-クレジット運営連絡会へ参加し、J-クレジット制度の活用を検討します。
- 補助制度を活用した森林整備を検討します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	参考値 (令和 17 年度)
J-クレジットの認証件数を増やします。	0 件	5 件	10 件

用語解説	地域循環共生圏
それぞれの地域において、固有の資源を活かし主体的に自ら課題を解決し続け、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」を目指す概念のこと。	

用語解説	J-クレジット制度
J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量及び適切な森林管理による二酸化炭素吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。	

【3】省エネルギーを推進する

■市の取組

- 公共施設のZEB化や照明のLED化を進めます。
- 公共施設の設備を新設または更新する際は、高効率機器や省エネルギー設備を導入します。
- 市民の住宅のZEH化を支援します。
- 事業者の省エネルギー設備の導入を支援するとともに、事業所のZEB化を推進します。
- 企業が環境に配慮した設備を更新・導入する際は、補助制度などの情報を提供します。
- エネルギーの見える化やエネルギーの使用量を節約するため、HEMS（エネルギー使用量の表示・管理システム）の導入を支援します。
- 事業者の環境マネジメントシステムの導入を推進します。

□市民の取組例

- 住宅のZEH化を目指します。
- LEDなどの省エネ家電や高効率機器を生活の中に取り入れます。
- HEMS（エネルギー使用量の表示・管理システム）やAI・IoTの活用により節電を行います。

●事業者の取組例

- 建築物のZEB化を目指します。
- 省エネルギー設備を導入します。
- 省エネ診断を活用し、省エネルギー活動を進めます。
- 環境マネジメントシステムを導入します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	参考値 (令和17年度)
住宅のZEH化と省エネルギー設備の導入件数を増やします。	64件	420件	720件

【4】環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進する

■市の取組

- デコ活をはじめとする市民や事業者が日々の生活や業務において取り組むことができる脱炭素につながる運動の啓発を行います。
- 電動車の導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- 地域公共交通など環境負荷が少ない移動手段の利用を推進します。
- 市職員に対してエコ通勤を実施します。
- 市民や観光客に近距離や観光の移動手段として自転車の活用を推進します。
- クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッショントを推奨します。
- デジタル技術を活用したテレワーク等の働き方を推進します。
- 環境負荷の少ない製品等を購入します。

□市民の取組例

- デコ活をはじめとする日々の生活において脱炭素につながる運動を実践します。
- 電動車の導入や環境負荷が少ない移動手段の利用、エコドライブを実践します。
- クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッショントを実践します。
- 環境負荷の少ない製品等を購入します。

●事業者の取組例

- デコ活をはじめとする日々の業務において脱炭素につながる運動を実践します。
- 電動車の導入や環境負荷が少ない移動手段の利用、エコドライブを実践します。
- クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッショントを実践します。
- 環境負荷の少ない製品の製造、販売、利用をします。
- 自動車通勤の従業員に対して、エコ通勤を実施します。
- デジタル技術を活用したテレワーク等の働き方を推進します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	参考値 (令和17年度)
自動車保有台数に占める電動車の割合を増やします。 (電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車)	12.6%	46.0%	60.0%

用語解説	デコ活
環境省が推進する脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（環境のやさしい次世代自動車の導入、テレワークなど）。脱炭素（DEcarbonization）と環境に良い（ECo）を組み合わせた「デコ」と活動・生活の「活」を組み合わせた言葉。	

用語解説	サステナブルファッショント
衣類の生産から着用、廃棄に至る過程において持続可能であることを目指して、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。	

2 自然環境

関連するSDGs



★富士山とその周辺の豊かな自然環境や生物多様性の保全を図り、自然との共生を目指します

【1】いきものや植物との共生を図る

■市の取組

- 自然環境を把握するため、有識者などと協力し自然調査を継続します。
- 希少野生動植物の保全に努めます。
- 特定希少野生動植物の保護活動を支援します。
- 草原や湿原環境の保全を推進します。
- ホタルの保護・育成を行う団体を支援します。
- 特定外来生物が生態系に与える影響について啓発を行います。
- 関係機関と連携し、特定外来生物などの駆除や防除に努めます。
- 登山客に対して自然環境や登山などに関する指導やPRを行います。
- 自然共生サイトの周知や認定の推進をします。

□市民の取組例

- 地域の自然や動植物、生物多様性に关心を持ち保全に協力します。
- 自然環境の現状に関する調査や監視に協力します。
- 特定外来生物などの駆除・防除に努めます。
- 「富士山の日」を中心に、自然環境保全意識の高揚を図ります。

●事業者の取組例

- 地域の自然や動植物、生物多様性に关心を持ち保全に協力します。
- 特定外来生物などの駆除・防除に努めます。
- 「富士山の日」を中心に、自然環境保全意識の高揚のためのイベントへの参加・協力をします。
- ペットを販売する際は、飼い主に責任を持って飼育してもらえるよう指導します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	参考値 (令和17年度)
自然共生サイトの数を増やします。	1か所	3か所	5か所

用語解説	自然共生サイト
民間（事業者やNPO）等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域。環境省に申請し認定された区域のこと。	

【2】身近な自然とふれあう

■市の取組

- 自然観察会などを通じて、自然とふれあい、希少野生動植物への理解を深めます。
- 富士山や朝霧高原、田貫湖などの自然を生かした観光誘致に取り組みます。
- 水辺空間の活用と整備を進めます。

□市民の取組例

- 身近な動植物に興味を持ち、自然とのふれあいの機会を持つよう心掛けます。
- 自然観察会、自然体験活動など自然とふれあう活動に参加します。

●事業者の取組例

- 自然観察会など、市民が自然とふれあう機会を提供します。
- 自然観察会、自然体験活動など自然とふれあう活動に協力します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	参考値 (令和17年度)
市民1人あたりの緑地面積を増やします。	9.82ha	10.5ha	11.0ha

【3】森林や農地を保全する

■市の取組

- 富士山在来の樹木の種子から苗を育て、植樹などを通じて自然林の再生を進めます。
- 市有林は、森林認証を受け地域の森林の模範となるよう、環境に配慮した健全な森林の育成を進めます。
- 森林の管理育成を進めるため、自然環境への影響に配慮し林道の整備を行います。
- 森林整備を推進します。
- 間伐などの森林に関する支援を行います。
- 水資源かん養を目的に広葉樹林への転換拡大を進めます。
- 河川の利水・治水機能と自然保護の両立を図りながら、必要に応じて河川工事を実施します。
- 貴重な樹木や樹林を保存し、自然監視員や地域とともに保全活動を行います。
- 自然環境の状況を把握し、自然監視員の協力を得て定期的にパトロールを行います。
- 富士山富士宮口五合目へのマイカー規制を、関係機関と協力して進めます。
- 富士山の美化を進め、ボランティアによる富士山の登山道や観光地の清掃を進めます。
- 富士山の自然と環境を守る会を通じて周辺自治体と連携し、富士山の自然環境保全に取り組みます。
- 富士箱根伊豆国立公園区域内では、国、県などと協力し車両乗り入れ防止パトロー

ルなど自然環境の保全に向けた取組を推進します。

- 富士地域材の利用を促進し、森林環境の保全に努めます。
- 公共施設整備における設計の際は、富士ヒノキなどの地場産木材の活用に努めます。
- 市民農園などの利活用の促進や農業体験学習を実施します。
- オーガニックビレッジ宣言を契機として、減農薬・減化学肥料等、環境に配慮した農地の面積を増やしていきます。
- 農林産物の被害防止のため、鳥獣被害対策実施隊をはじめ獣友会や関係団体並びに、国・県と連携して有害鳥獣対策に取り組みます。
- 遊休農地では景観作物の栽培や草刈りの実施などを奨励し、農地景観の維持・形成を図ります。
- 遊休農地を再生し、農地としての利用を図ります。
- 農作業の労力省力化・効率化に向けたスマート農業を推進します。

□市民の取組例

- 植樹、育樹、下草刈りなどの森林の管理を行う市民活動に参加・協力します。
- 農林産物の被害防止のため、有害鳥獣対策に協力します。
- 「森づくり県民大作戦」などのイベントに参加します。
- 富士ヒノキなど、地場産木材の活用に努めます。
- 保存樹・保存樹林の保全に協力します。
- 除草剤や農薬の使用を減らします。
- 遊休農地や荒れ地の草刈りを行います。

●事業者の取組例

- 植樹、育樹、下草刈り、間伐などの森林の適切な管理を行います。
- 「しづおか未来の森サポーター」制度を活用し、地域の森づくりに積極的に参加します。
- 富士ヒノキなど、地場産木材の活用に努めます。
- 環境に配慮した農法を取り入れ、農業による環境への負荷を少なくします。
- 遊休農地や荒れ地の草刈りに協力・支援します。
- 農作業の労力省力化・効率化に向けたスマート農業を推進します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	参考値 (令和 17 年度)
自生種の植樹を進めます。	33.9ha	40.0ha	45.0ha
森林の間伐実施面積を増やします。	5,269ha	7,826ha	9,626ha
野生鳥獣による農作物の被害金額を減らします。	608 万円	572 万円	542 万円

用語解説	オーガニックビレッジ宣言
オーガニックビレッジ宣言とは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組である「オーガニックビレッジ」の創出を目指す市町村が決意を表明する宣言のこと。	

用語解説	スマート農業
スマート農業とは、ロボットやAIなどの先端技術を活用して、農業の作業効率化や品質向上を目指す取り組みのこと。	

【4】湧水や地下水を保全する

■市の取組

- 貴重な湧水池を保存し、自然監視員や地域とともに保全活動を行います。
- 地下水の状況を把握するため、水源保全監視員や観測井での観測を行います。

□市民の取組例

- 湧水や地下水に关心を持ち、保全に協力します。
- 湧水池等の水辺環境の保全や美化活動に参加します。

●事業者の取組例

- 湧水や地下水に关心を持ち、保全に協力します。
- 湧水池等の水辺環境の保全や美化活動に参加や支援を行います。
- 化学物質などが土壤に浸透しないように対策します。
- 農薬や肥料の適正な使用に努めます。

3 生活環境

関連するSDGs



★日常生活や事業活動からの環境負荷を低減し、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指します

【1】まちをきれいにする

■市の取組

- 環境美化活動を推進するため、住宅地周辺や用水路などの清掃運動を実施します。
- 地域内の環境美化を図るため、環境衛生自治推進協会と協力してごみ一掃作戦を実施します。
- 沿道への植栽、花壇作りなどの緑化活動に対して、苗の提供などを支援します。
- 市民協働による公共施設の花壇の植え付けやフラワーポット設置などの市民活動を推進します。
- 防災対策及び緑化維持を目的として生垣を設置する住宅などに対して補助を行います。
- 富士宮駅周辺は、交通事業者と協力して清掃を行い、清潔な状態を保ちます。
- 衛生害虫予防のために空地、空き家等の管理指導をします。
- 観光客にごみの分別収集や清潔なトイレの利用を呼びかけます。
- 不法投棄の防止に向けた看板の配布や、パトロールを定期的に実施し早期発見に努めます。
- 不法投棄された廃棄物は、排出者に適正な処理を指導します。排出者が不明の場合には、土地所有者に対して適正な処理を指導します。

□市民の取組例

- 清掃運動やごみ一掃作戦などに参加します。
- 沿道へ花を植えるなどの美化に努めます。
- 自宅の堀を生垣にしたり、庭に植栽をするなど花や緑を育てます。
- 公園の草刈りや清掃などの維持管理活動に積極的に参加します。
- 身近な道路の美化や街路樹の整備など、適正な維持管理に協力します。
- 自宅周辺での衛生害虫の発生源対策や発生しにくい環境づくりに努めます。
- ごみの分別やごみ出しは、市のルールを守り、適切に行います。

●事業者の取組例

- 清掃運動やごみ一掃作戦などに協力します。
- 緑化活動を積極的に推進します。
- 身近な道路の美化や街路樹の整備など、適正な維持管理に協力します。
- 管理する土地での衛生害虫の発生源対策や発生しにくい環境づくりに努めます。
- ごみの取り扱いについて社員教育を行います。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	参考値 (令和 17 年度)
不法投棄回収量を減らします。	5.4t	4.5t	4.0t

【2】大気・水質等の環境を守る

■市の取組

- 大気・水質等の環境測定等を定期的に実施し、環境問題の未然防止と早期発見に努めます。
- 大規模な大気の固定発生源について、情報収集に努めます。
- 工場・事業場などからの排水に関して、関係機関と協力して監視を行います。
- 土地利用や特定建設作業届出時、環境配慮について事業者に指導を行います。
- 土壤汚染が発見された場合は、事業者や県が行う調査に協力します。
- 特定粉じん排出作業の届出の受付を行い、アスベスト飛散防止に努めます。
- 関係機関に情報を提供し、アスベストの飛散防止を協力します。
- 環境保全協定等を締結し、環境負荷の低減に努めます。
- 環境調査の結果や環境汚染問題の状況に応じて周知、指導を行います。
- 環境問題が発生した際は、対策の促進、当事者間での理解などにより解決を図ります。

□市民の取組例

- 生活騒音などで、近隣に迷惑をかけるような行動はしません。
- 大気、水質、土壤や地下水など、環境汚染に関する情報収集に努めます。

●事業者の取組例

- 大気汚染、水質汚濁及び土壤汚染防止など、環境の保全に努めます。
- 適切な排水処理を行い定期的に確認します。
- 工場の操業や建設工事では騒音・振動対策を十分に行います。
- 化学物質の使用、排出、廃棄などについては適正な管理体制により、使用量を削減します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	参考値 (令和 17 年度)
大気の環境基準適合率を維持します。 (測定項目：二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類)	100% (適合)	100% (適合)	100% (適合)
河川水質の環境基準適合率を維持します。 (測定地点：潤井川 1 地点、富士川 1 地点、芝川 2 地点の BOD 値)	100% (適合)	100% (適合)	100% (適合)

【3】きれいな河川を保全する

■市の取組

- 公共下水道の認可区域内では、人口減少等も考慮しながら持続可能な下水道の整備を進めていきます。
- 生活排水処理センターで管理する施設の整備・維持管理を適正に行います。
- 公共下水道の整備済み地域では、接続率の向上を目指して市民へPRなどを行います。
- 単独処理浄化槽又は、汲み取り便所から合併処理浄化槽へ転換する家庭に対して補助を行います。
- 河川清掃を市民と協力し実施します。
- 河川愛護団体などと協力して、河川の愛護や美化に関する活動を支援します。
- 動植物が生息・生育しやすい川づくりに努めます。
- 芝川に生育している川のりについて、関係機関とともに調査します。

□市民の取組例

- 河川の水辺環境の保全や美化活動に参加します。
- 水道使用量の把握や節水型機器の導入などにより、節水に努めます。
- 公共下水道供用開始地域では、公共下水道へ接続し水質浄化に努めます。
- 合併処理浄化槽を設置し、水質浄化のために法定検査、保守点検、清掃を定期的に行います。

●事業者の取組例

- 河川の水辺環境の保全や美化活動に参加や支援を行います。
- 水道使用量の把握や節水型機器の導入などにより、節水に努めます。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	参考値 (令和17年度)
汚水処理人口を増やします。(汚水処理人口普及率)	73.6%	77.2%	78.4%
河川愛護活動に参加する人を増やします。	2,465人	2,500人	2,500人
市街地の治水対策を進めます。 (公共下水道(雨水)認可区域内整備率)	31.1%	34.5%	37.8%

4 循環型社会

関連するSDGs



★資源の循環利用により廃棄物を減らし、持続可能な社会の実現を目指します

【1】ごみの排出量を抑制する

■市の取組

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。
- マイバック、マイボトルの利用促進など、ごみの減量に向けた意識啓発を行います。
- ごみ減量の意識啓発を進めます。
- ごみダイエットプロジェクトに取り組むとともに、食品ロス削減推進計画を推進します。
- 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動を推進します。

□市民の取組例

- 家庭内のごみの減量化に努めます。
- 買い物をするときは、マイバッグやマイバスケットを使用します。
- ごみダイエットプロジェクトに参加します。
- 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動に参加します。

●事業者の取組例

- 事業活動に伴うごみの減量化に努めます。
- ごみ減量に配慮した商品の製造や販売方法を実践します。
- 使い捨てではなく、長く使える商品の製造、販売に努めます。
- マイバック、マイボトルの普及を推進し、ごみ減量を働きかけます。
- ごみダイエットプロジェクトに参加します。
- 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動に参加します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	参考値 (令和17年度)
ごみの総排出量を減らします。	36,361t	33,610t	31,640t

用語解説	ごみダイエットプロジェクト
清掃センターに搬入されるごみを削減するために市民、事業者及び行政が協働で取り組んでいるごみの減量化と資源化を推進する取組のこと。	

【2】ごみの資源化を推進する

■市の取組

- 環境負荷の少ない製品等を購入します。(再掲)
- 公共建築物の工事の際は、廃棄物分別による再資源化や再生資材の利用を進めます。
- 不用品を再利用するため、不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫を進めます。
- 市民団体による古紙等の集団回収活動を支援します。
- 古紙などの回収ボックスを公共施設などに設置し資源化を行います。
- 市で回収した資源ごみは、資源化します。
- 家庭や施設・都市公園などから発生するせん定枝は、まき用材料や木材チップに加工し活用します。
- 公共事業には、再生資材の利用を積極的に進めます。
- 肥料化やセメント原料化などにより、下水汚泥の資源化を推進します。
- 食と環境の調和による地域環境の保全に取り組むため、循環型システムの確立を図ります。
- 農畜連携による堆肥の利用を推進します。
- 資源ごみの回収方法、分別方法などの見直しを検討し、適切な分別収集を行います。
- 使用済再生可能エネルギー発電設備やリチウムイオン電池など、時代の変化により新たに生じる廃棄物の資源化を推進します。
- 焼却灰等の資源化に取り組みます。

□市民の取組例

- 環境負荷の少ない製品等を購入します。(再掲)
- 資源ごみの分別を徹底し、店頭回収への参加、拠点回収への持込を行います。
- 市民団体や自治会などの資源物集団回収に積極的に参加します。
- 不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫などを活用します。
- 古紙、小型家電、衣類などは回収ボックスに出します。
- ふじのくにエコショップを積極的に利用します。
- 使用済再生可能エネルギー発電設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の資源化に努めます。

●事業者の取組例

- 静岡県リサイクル認定製品を積極的に利用します。
- 環境負荷の少ない製品の製造、販売、利用をします。(再掲)
- 資源ごみの分別を徹底し、資源ごみの店頭回収を実施します。
- 事業所から発生するごみの減量化及び資源化への取組を推進します。
- 農産物の生産に堆肥などを活用します。
- 使用済再生可能エネルギー発電設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の資源化に努めます。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	参考値 (令和 17 年度)
ごみのリサイクルを進めます。	26. 1%	27. 6%	28. 0%
畜産堆肥の利用量を増やします。	1407. 2 t	1, 449. 0 t	1, 484. 0 t

【3】ごみの適正な処理をする

■市の取組

- 環境美化推進委員と連携し、地域を中心とした環境美化活動を推進します。
- 清掃センター及び一般廃棄物最終処分場の運営管理を適切に行い、ダイオキシン類などの有害物質の排出を抑制します。
- 水銀使用製品を適正に処理します。
- 清掃センターの長寿命化・延命化を基本として、中間処理施設に関する先端技術及びごみ処理の広域化について調査研究します。
- 一般廃棄物最終処分場の延命化については、掘り起こし等の処分場を再生する取組や処分方法の先端技術、他市の先進事例を踏まえ調査研究します。
- 使用済再生可能エネルギー設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の適正処理を推進します。

□市民の取組例

- ごみの分別やごみ出しは、市のルールを守り、適切に行います。 (再掲)
- ごみ集積所は地域で適正に管理します。
- 環境美化推進委員に協力します。
- 使用済再生可能エネルギー設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の適正処理に努めます。

●事業者の取組例

- ごみの減量化に努め資源化などを行います。
- ごみの取り扱いについて社員教育を行います。 (再掲)
- 使用済再生可能エネルギー設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の適正処理に努めます。

関連するSDGs

5 環境教育



★環境問題への関心を高め、協働による環境活動で、より良い地域の環境づくりを目指します

【1】環境について学び話し合う

■市の取組

- 小・中学校で、環境に関する体験や学習などを行い、環境問題への意識高揚を図ります。
- 市民の自発的な環境学習を支えるため、図書館では環境関連の図書を充実させます。
- 市民や環境団体へ学習情報の提供や学習活動を啓発します。
- 富士山環境交流プラザを環境学習及び環境保全活動などの場として、活用します。
- 施設めぐりや見学会などを行い、市民の環境への関心を深めます。
- ESDの視点を取り入れた学校教育を実践します。

□市民の取組例

- 環境問題について家庭で話し合い、意識の向上に努めます。
- 環境に関するセミナーやイベントなどに参加します。
- 地域における環境教育や環境活動に参加します。

●事業者の取組例

- 事業所で行っている環境に対する取組を見学会などで紹介します。
- 環境に関するセミナーやイベントなどに協力し参加します。
- 従業員に対する環境教育を実施します。

【2】協働による環境活動を展開する

■市の取組

- ふじのみや地球温暖化対策地域協議会を中心に、環境活動を行う団体とネットワークづくりに努めます。
- 事業者や市民団体などが行う環境活動について実態を把握します。
- 各種環境関連団体などとの協働により、環境活動などのイベントを開催します。

用語解説	ESD (Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育))
現在、世界には、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題があり、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくことを身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。	

□市民の取組例

- 環境活動のイベントなどに積極的に参加します。
- インターネットなどで環境についての情報を収集し環境活動をします。

●事業者の取組例

- 市の環境の状況や施策について日頃から関心を持ち、社内で話し合いをします。
- 環境イベントや地域の環境活動に参加、協力し交流を深めます。
- 環境保全のためにどのような取組を進めていくか、市民や市とともに検討します。
- 従業員に、環境活動への参加を呼びかけます。

【3】環境の情報を発信する

■市の取組

- 毎年度、取組施策の実施状況などを環境白書として公表します。
- 市民の自発的な環境学習を支えるため、図書館では環境関連の図書を充実させます。
(再掲)
- 希少な動植物や特定外来生物について情報提供を行います。
- 光化学オキシダントの注意報やPM2.5の注意喚起情報を発信します。
- 家庭ごみの収集方法や分別方法などを、ごみの収集日程表の配布や広報で情報提供を行います。
- 家電、パソコン及び自動車は、適正にリサイクルが行われるよう情報提供を行います。
- 建設廃棄物のリサイクルの必要性や、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の周知等を徹底します。
- ホームページや広報紙、SNSなどを活用し、環境情報の発信をしていきます。

□市民の取組例

- 地域で行っている環境活動をPRします。
- 環境に関する年次報告書に关心を持ち、意見や提案を提出します。

●事業者の取組例

- 環境報告書などの作成により、自社の環境への取組状況を公表します。
- 環境活動や環境イベントなどを発信します。
- 環境に配慮した製品や技術などの情報を提供します。

◇数値目標◇

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	参考値 (令和17年度)
環境に関するイベントや講座への参加者を増やします。	1,557人	4,000人	4,000人

第5章

富士宮市地域循環共生圏

本章は、市民、事業者、市が環境・社会・経済の課題を解決していく「自立・分散型の持続可能な社会」を示す概念である地域循環共生圏の形成を図ることで目指すべき環境像を実現するための「富士宮市地域循環共生圏」の取組を示します。

第5章 富士宮市地域循環共生圏

第5章では、本市が目指すべき環境像を実現するために令和元年度から活動を行ってきた「富士宮市地域循環共生圏推進協議会」を通じて市民、事業者、NPO及び行政がパートナーシップを結び主体的に活動し、地域循環共生圏の形成を目指します。

また、本計画の策定に合わせて作成した、新たな「富士宮市地域循環共生圏マンダラ」を活用して、より多くの市民、事業者、NPOとともに地域循環共生圏の推進を図ります。

☆第5章に記載していること

- 1 地域循環共生圏
- 2 富士宮市地域循環共生圏推進協議会の活動経緯
 - (1)協議会の設立目的・概要
 - (2)各年度における活動状況
 - (3)部会の活動について
- 3 富士宮市地域循環共生圏マンダラの策定
 - (1)令和元年度版マンダラ、令和2年度版マンダラの策定
 - (2)令和7年度版マンダラの策定
- 4 富士宮市地域循環共生圏マンダラ
- 5 地域循環共生圏の推進体制

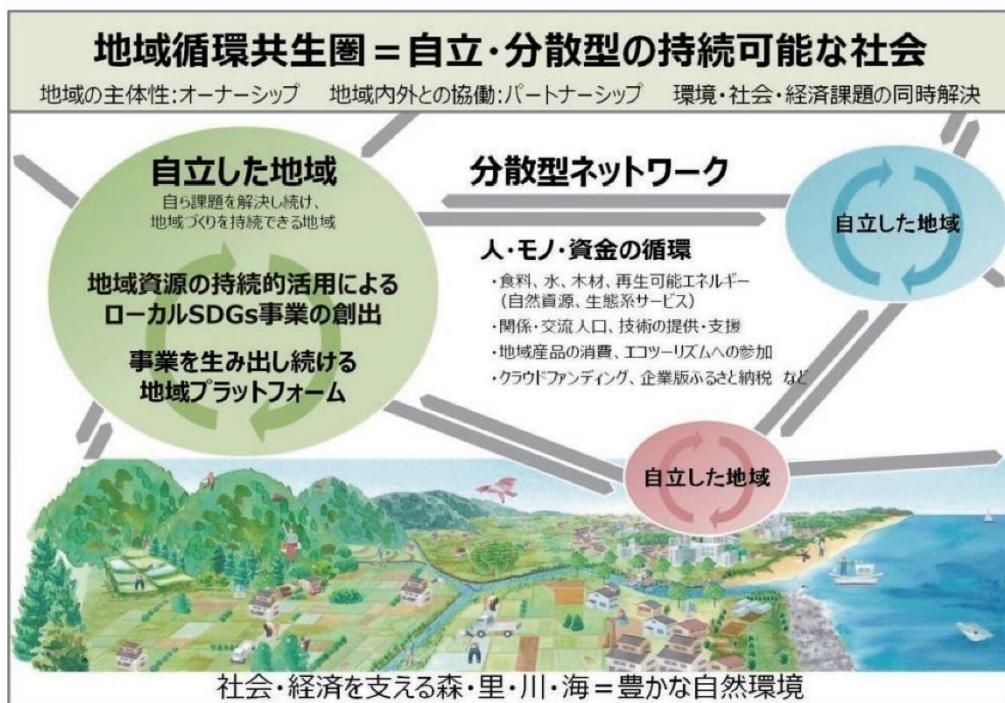
1 地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、国の「第5次環境基本計画」において提唱された考え方で、それぞれの地域において、固有の資源を活かし主体的に自ら課題を解決し続け、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」を目指す概念です。

特徴として、市民、事業者、市が環境・社会・経済の課題を解決していくことで、持続可能な社会を目指すことから「ローカルSDGs」とも呼ばれています。

つまり、地域が持っている自然的資源（土地、水、森林、生物）や社会的資源（組織、技術、情報）などを循環させながら、新しいビジネスを創出したり、生活の質を高めたりして、それぞれの地域が自立しながら持続的に成長していくことを目指す考え方です。

また、地域循環共生圏の創造に向けて、地域金融機関は地域資源の持続的な活用による地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決に向けて中心的な役割を担うことが期待されています。地域金融機関が地域循環共生圏の取組の中で果たす役割を「ESG 地域金融」として推進することにより、取組を深化させていくことが重要です。



資料：『令和7年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』より

2 富士宮市地域循環共生圏推進協議会の活動経緯

(1) 協議会の設立目的・概要

本市では、環境ビジネスの創出を支援する富士宮版プラットフォームを構築するため、令和元年10月に市民、企業、地元金融機関、NPO、行政で構成する「富士宮市地域循環共生圏推進協議会」（以下、「協議会」という）を設立しました。

本協議会では、これまで「富士山と水」をテーマに掲げ、地域の環境課題の解決に向け活動するとともに、富士山の自然を守り、その恵みを産業で生かす、持続可能なまちづくりを目指し、部会や合同会議、視察研修、セミナー、ワークショップ等を行ってきました。これまでに設立した部会のうち、3部会が事業化し、4部会が事業化に向け活動してきました。

(2) 各年度における活動状況

活動年度	会議、セミナーほか	活動内容・現地視察ほか
令和元年度	<ul style="list-style-type: none">・協議会設立・キックオフ会議・部会、グループ分け、意見交換会・マンダラづくりワークショップ	<ul style="list-style-type: none">・マンダラ作成（R1版）・先進地視察研修（リコー環境事業開発センター（リユース・リサイクル、木質バイオマスの取組等））・環境フェア（協議会、部会の紹介）
令和2年度	<ul style="list-style-type: none">・合同会議、世話人会議・セミナー（SDGs・ESG金融等）・マンダラづくりワークショップ	<ul style="list-style-type: none">・マンダラ作成（R2版）・視察研修（株式会社アサギリ（ペレットたい肥）、株式会社ふもとっぱら（木質バイオマスボイラー等））
令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・合同会議、世話人会議・セミナー（ローカルSDGs等）	<ul style="list-style-type: none">・視察研修（NPO法人ホールアース（里山の保全活動等）、コアレックス信栄株式会社（リサイクルシステム等））・環境パネル展（協議会、部会の紹介）
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・合同会議、世話人会議・企業における脱炭素支援セミナー（企業の省エネ対応等）	<ul style="list-style-type: none">・地域循環共生圏づくりSDGsモニターツアー実証企画・富士下山トレッキングツアーエクスペリエンス・視察研修（株式会社アマダ（環境活動紹介））・ゼロカーボンシティ「オール富士宮」フェア参加（協議会、部会の紹介）
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・合同会議、世話人会議・事業者向け脱炭素セミナー（企業の脱炭素の取組等）	<ul style="list-style-type: none">・東京農業大学×一般社団法人Green Innovationフィールド視察・環境フェア参加（協議会、部会の紹介）
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・マンダラづくりワークショップ	<ul style="list-style-type: none">・マンダラの見直しに係るワークショップ（地域の環境課題について意見交換）
令和7年度	<ul style="list-style-type: none">・合同会議、世話人会議・マンダラづくりワークショップ	<ul style="list-style-type: none">・マンダラの見直しに係るワークショップ（地域課題の解決に係る地域資源について意見交換）・マンダラの作成（R7版）・マンダラを活用した新たな取組の検討・環境フェア参加（協議会、部会の紹介）

(3) 部会の活動について

①事業化に向けて活動中の部会

部会名・主な部会員	活動目的	活動内容	活動期間
「再生可能エネルギーを軸とした地域活性化プロジェクト」部会 ・自治会 ・発電事業者(NPO) ・行政	豊富な水資源を有する猪之頭地区に水車型の小水力発電設備を設置し、地域振興のための観光事業に活用するとともに、自然資源を源とする再生可能エネルギーの地産地消を行う。	令和6年度に地元企業と建築専門学校と協働により水車を設置し、地域の環境や再生可能エネルギーについて考える見学施設として活用されている。また、水車の利活用の歴史等を紹介したパンフレットを道の駅等で配布し活動を周知。	令和元年度～令和7年度
「おいしいでつながる地産地消」部会 ・廃棄物処理業者 ・小売業者（食品関連） ・製紙業者	ごみの削減・食品ロス・北部地域のふん尿処理問題解決につながる循環型社会の構築のため、食の地産地消と持続可能な循環を目指し設立。	余剰牛ふんやバイオ炭を活用した持続可能な循環型システム構築のための調査やヒアリングを実施中。	令和元年度～令和7年度
「より地域のためになるエネルギーを選ぶ育てる」部会 ・エネルギーコンサルティング業者 ・消費者団体 ・エネルギー事業者 ・行政	市民や事業者が地域のエネルギーに関して有益な情報や知識を得て、地域で出来たエネルギーを選んだり活用することを支援する。	電気やエネルギーの選択について、市内企業へのヒアリングや再生可能エネルギー施設の視察等を行い、活動成果を環境フェアで報告するなど、地産地消のエネルギーの普及に取り組む。	令和元年度～令和7年度
「すべての宮っ子に川と親しむ体験を！」部会 ・NPO法人 ・製紙業者 ・ボランティア団体 ・漁業協同組合 ・市民団体	学校近辺の河川・用水路での自然体験プログラムを通じて、子どもたちに水が富士宮市特有の地域資源であることを知り、富士山麓の自然を次世代に引き継ぐ。	「富士山と水」をキーワードに工場見学等を行う「富士宮市 SDGs モニターツアー」や生物多様性をテーマとした「ローカル SDGs 人材育成セミナー」を開催。	令和3年度～令和7年度

②事業化した部会

部会名・主な部会員	活動目的	活動内容	成果	活動期間
「水のまち富士山ふれあい大作戦」部会 ・富士宮市観光協会 ・観光業者 ・商工団体 ・富士宮商店街連盟	水に関するコンテンツを連携させて市の魅力を創設するとともに、エコツアー等により自然と環境にやさしい富士山観光の啓発に取り組んでいく。	持続可能な富士山観光をPRするため富士山トレッキングガイドの案内によるエコツアーを実施。	環境負荷の低減を目的とした富士下山トレッキング等の体験プログラムを開発し、観光客に提供。	令和元年度～令和4年度

「畜産バイオマスを中心とした地域循環システム」部会 ・畜産業者 ・農業団体	有機農業のアシスト、再生可能エネルギーの創出など、地域資源を生かした地域循環共生圏を築く。	農家から牛糞尿を収集して畜産バイオマスによる液肥を製造し、農家に販売する循環システムの構築。	令和4年度より畜産バイオマスプラントによる液肥の製造と処理過程で発生するガスを活用し、再生可能エネルギーの創出を行う。	令和2年度～令和4年度
「電気と環境価値の循環によるゼロカーボンシティの実現」部会 ・エネルギー事業者 ・新電力会社	市民一人一人がゼロカーボンシティの実現に参画することを目指し、PPAサービスの構築や導入推進を行う。	PPA（太陽光発電の第三者保有による自家消費サービス）モデルの構築。	PPAサービスモデルを確立し、令和4年度より市内でサービス開始し、現在も提供中。	令和3年度～令和4年度

3 富士宮市地域循環共生圏マンダラの策定

(1) 令和元年度版マンダラ、令和2年度版マンダラの策定

マンダラとは、地域が抱える課題や目指すべき将来像、そしてその実現に向けた取り組みや資源を「見える化」した図です。マンダラとは本来、仏教用語で悟りの境地や宇宙の真理を図式したものですが、地域循環共生圏マンダラは地域社会の多様な側面を俯瞰的に整理するための「考える道具」として活用されています。

地域循環共生圏を推進していくためには、市内の環境に関する「地域課題」、「地域資源」等をまとめた「地域循環共生圏マンダラ」(以下、「マンダラ」という)を作成し、核となる人材や組織(ステークホルダー)が集まり、「地域の現状の共有」や「地域に対する想いの共有」をすることが重要です。

本協議会では、令和元年度に「富士山と水」をテーマに、設立した部会のプロジェクトを通じた「環境、社会、経済の統合的向上」を表したマンダラを策定しました。

また、令和2年度には「エネルギー」、「食」、「観光」をテーマにマンダラの見直しを行い、令和7年度まで部会活動を支援してきました。



令和2年度版マンダラ

(2) 令和7年度版マンダラの策定

第3次環境基本計画策定に伴い、地域の課題等を幅広く捉えたマンダラに再構築するため、令和6年度と令和7年度にかけて協議会の会員に加え市内で環境活動をしている市民、事業者、NPO及び行政によるワークショップを行い集まった意見と合同会議を開催し出した意見をもとに、新たなマンダラを作成しました。

本マンダラは、本計画策定時の内容により作成されたものであり、今後の社会の変化等に合わせて、適宜見直しを行っていきます。

会議名	内容
①令和7年3月 マンダラづくりワークショップ（課題編）	5つの分野（ゼロカーボンシティ、自然環境、生活環境、循環型社会、環境教育）ごとにグループを分けて、これから富士宮市を考えた時に心配なこと、気になること等の「地域課題」の洗い出しをし、参加者全体で内容を共有した。
②令和7年5月 マンダラづくりワークショップ（資源編）	第1回ワークショップで出た地域課題を分野、テーマごとに集約した課題版マンダラをもとに、解決に結びつきそうな地域に今ある人、モノ、コト、カネ、情報、場所等の「地域資源」についてグループワークを実施、参加者全体で内容を共有した。
③令和7年7月 第1回合同会議	「地域課題」と「地域資源」を集約したマンダラをもとに、課題解決のアイデアや実現した状態等についてのミニワークショップを実施した。

マンダラづくりワークショップ



第1回（令和6年度開催）



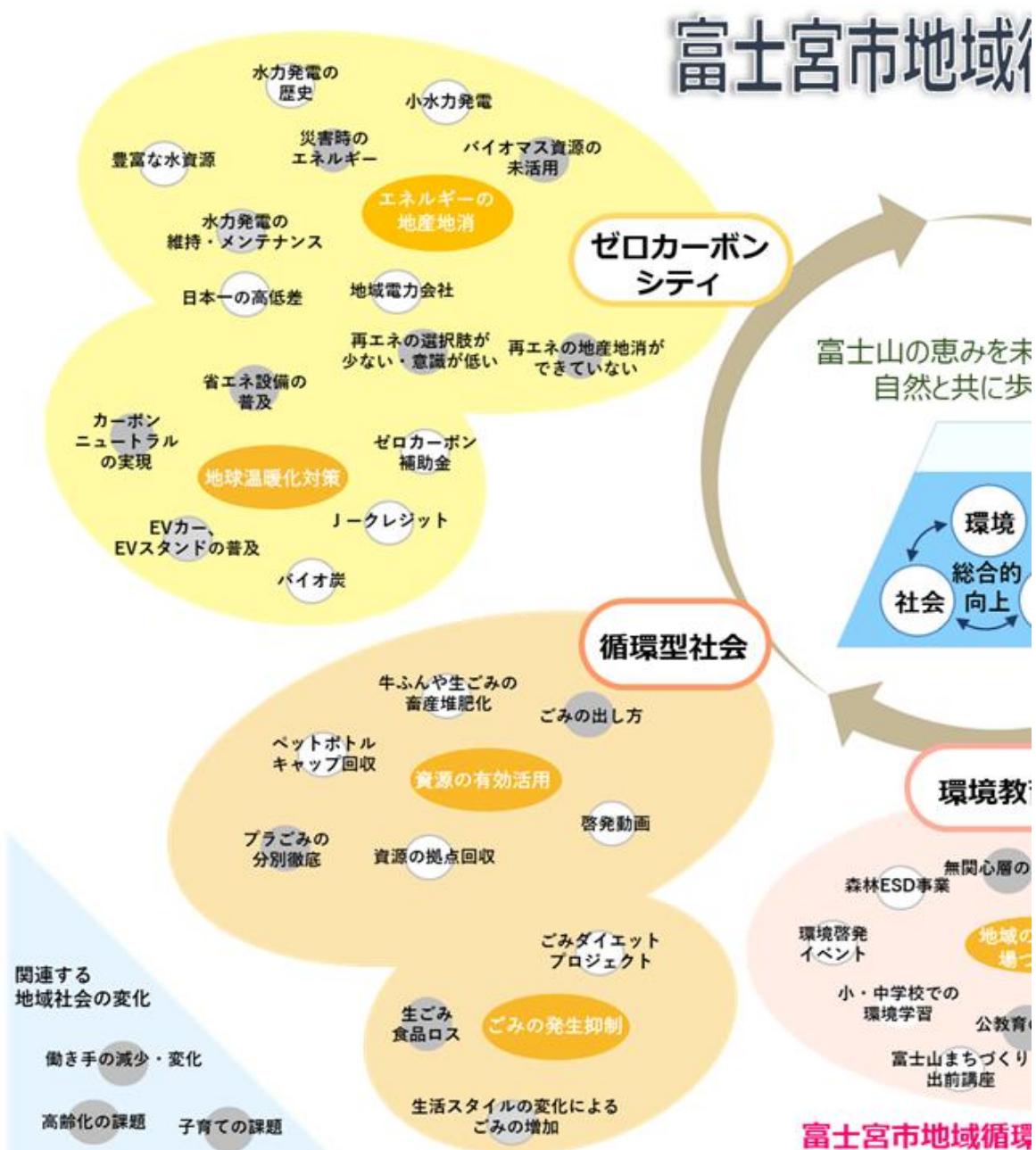
第2回（令和7年度開催）

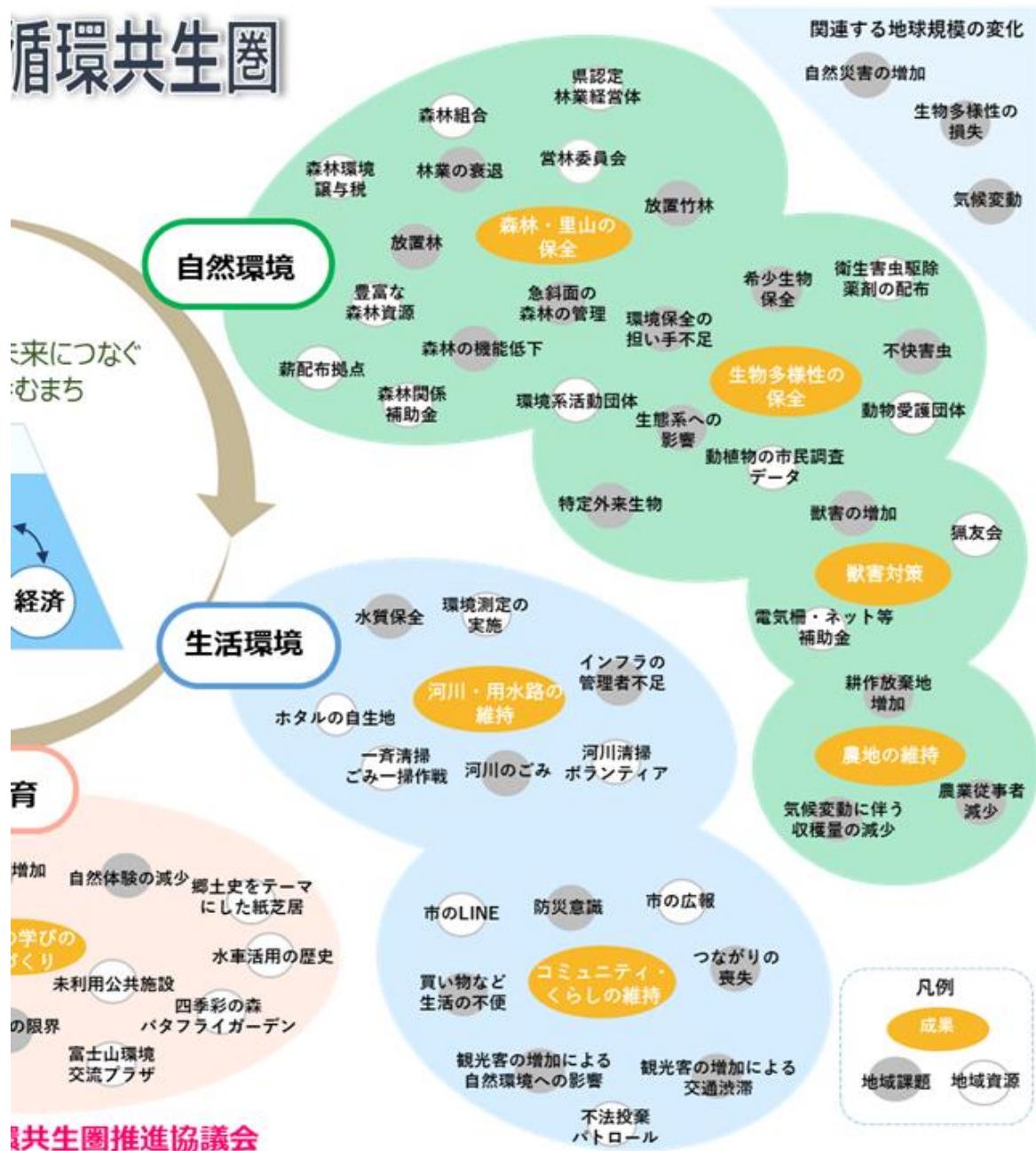
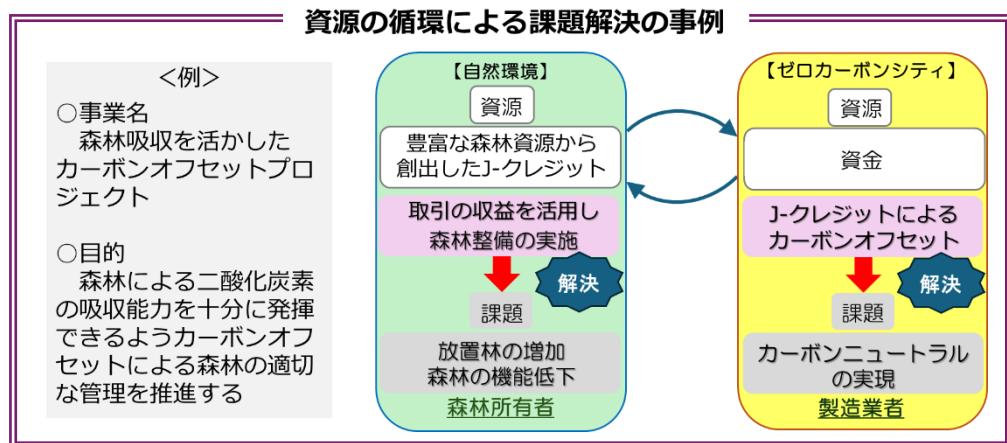
4 富士宮市地域循環共生圏マンダラ

地域課題には、複数の要因が含まれており、解決に向けては、様々な視点から関連する要素を見つけ効果的な取組を考える必要があります。

本マンダラは、本計画に掲げる目指すべき環境像を達成するため設定した基本目標の「ゼロカーボンシティ」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境教育」の5つの分野をベースとしてワークショップでの意見をもとに「地域課題」、「地域資源」及び課題解決による「成果」を協議会で整理し、図示しています。

本マンダラをステークホルダーと共有し、議論を重ねて、パートナーシップによる地域の課題解決や環境ビジネスの創出を図るツールとして活用していきます。

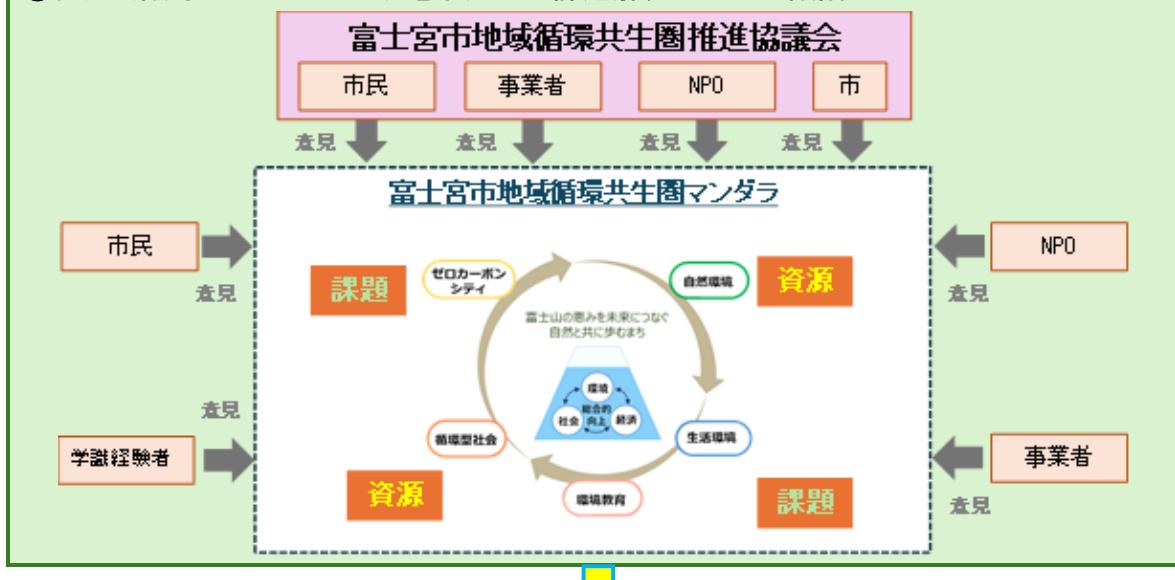




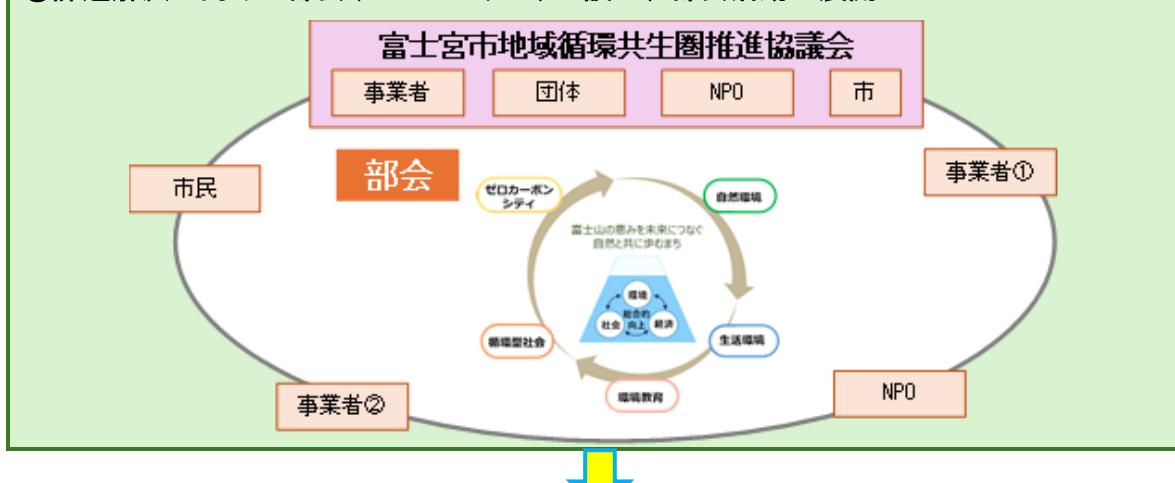
5 地域循環共生圏の推進体制

協議会では、「地域資源」を活かした「地域課題」の解決に向けて、協議会の会員を中心とした様々なステークホルダーが参加し、マンダラを活用した議論により、各々が連携してできることを考え、具体的な取組を実施する「部会」の設立や部会同士の交流の場づくり等の支援を行い、地域循環共生圏の形成に取り組みます。

①合同会議等によるマンダラを活用した課題解決に向けた議論



②課題解決に向けた部会(プロジェクト)の設立、部会活動の展開



③協議会の支援による活動の活性化

- ・協力を必要とする関係者同士のマッチング
- ・セミナーの開催やアドバイザー活用による情報提供、視察
- ・合同会議の開催による各部会の活動内容の共有、意見交換
- ・環境フェア等のイベントにおける活動内容のPR ほか

目 指 す べ き 環 境 像 の 実 現

第6章

地球温暖化対策地方公共団体 実行計画（区域施策編）

本章は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市全体からの温室効果ガス排出量の削減目標や対策・施策などを示します。
また、気候変動適応計画を本章に内包するものとして位置づけています。
この章では、本文中は西暦と元号を併記し、図表は一部を除き西暦で記載しています。

第6章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編)

第6章では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市全体からの温室効果ガス排出量の削減目標や対策・施策などを示し、あらゆる主体が率先し、また協働して地球温暖化対策に向けた取組を推進することを目的として、地域の特性を踏まえ、総合的かつ計画的に実施するために策定するもので、取組を行う各主体共通の指針となるものです。

また、「気候変動適応法」に基づき、すでに起こりつつある気候変動による影響に對して、人や社会、経済のシステムを適応させ、悪影響を極力小さくするための取組を推進することを目的とした「気候変動適応計画」を内包するものとします。

☆第6章に記載していること

- 1 計画の位置付け
 - (1)策定の目的
 - (2)計画の期間と目標年度
 - (3)対象とする温室効果ガス
 - (4)対象とする地域
- 2 地球温暖化の現状
 - (1)地球温暖化のメカニズム
 - (2)上昇する平均気温
 - (3)地球温暖化の将来予測
- 3 温室効果ガス排出量の現状
 - (1)温室効果ガス排出量
 - (2)部門別の二酸化炭素排出量
 - (3)一人当たりの二酸化炭素排出量
- 4 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標
 - (1)現状すう勢の推計方法
 - (2)現状すう勢の推計結果
 - (3)削減目標
- 5 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組
 - (1)再生可能エネルギーの利用促進
 - (2)事業者・市民の活動促進
 - (3)地域環境の整備及び改善
 - (4)循環型社会の構築
- 6 ゼロカーボンシティの推進
- 7 富士宮市気候変動適応計画

1 計画の位置付け

(1) 策定の目的

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第4項に基づき、本市の自然的・社会的条件に応じて、地域に根差した温室効果ガス排出抑制を推進するための総合的な計画です。

(2) 計画の期間と目標年度

基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせ、2013（平成25）年度とします。

基準年度	2013（平成25）年度とします。
短期目標年度（中間見直し）	2030（令和12）年度とします。（本計画の中間見直し）
短期目標年度	2035（令和17）年度とします。（本計画の最終年度）
中期目標年度	2040（令和22）年度とします。
長期目標年度	2050（令和32）年度とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、以下の7種類の温室効果ガスとします。

名称	概要
二酸化炭素 (CO ₂)	主に石油や石炭などの化石燃料の燃焼により排出されます。エネルギー消費を伴う日々の生活と密接に関係しています。
メタン (CH ₄)	水田や家畜の腸内、廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生します。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料や一般廃棄物の燃焼、農用地の土壤や家畜排泄物等から発生します。
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	冷凍機器、空調機器の冷媒や断熱材等の発泡剤等に使用します。オゾン層を破壊しませんが、強い温室効果があります。
パーフルオロカーボン (PFCs)	主に半導体の製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	主に電気絶縁ガスや半導体製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。
三ふつ化窒素 (NF ₃)	液晶部品や半導体、その集積回路の加工、洗浄用などに使用されます。

(4) 対象とする地域

本計画の対象地域は富士宮市全域です。

市民生活や事業者の事業活動、市役所の事務事業など、あらゆる主体のあらゆる活動に関する温室効果ガス排出量削減のための取組を対象とします。

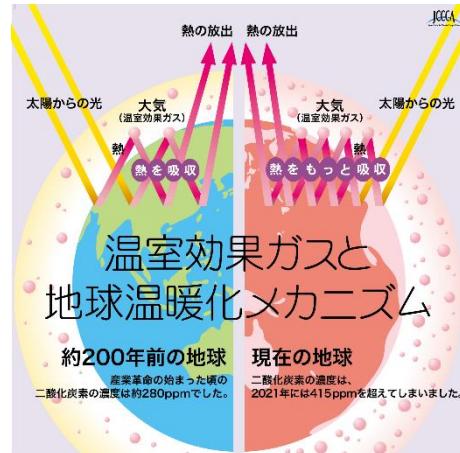
2 地球温暖化の現状

(1) 地球温暖化のメカニズム

地球の周りには二酸化炭素や水蒸気などの「温室効果ガス」を含んだ大気があります。この温室効果ガスがなければ、太陽から地球に届いた熱は宇宙に放出され、地球の平均気温はマイナス19°C程度になってしまふと言われています。温室効果ガスがあることで、現在、地球の平均気温は約14°Cに保たれています。

しかし、18世紀半ばから19世紀にかけて起こった産業革命以降、人間が大量の化石燃料を消費することで大気中の温室効果ガスが増加しました。これにより増加した温室効果ガスが、太陽からの熱をより多く吸収するため地球の平均気温が上昇しています。これが「地球温暖化」という現象です。

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターより

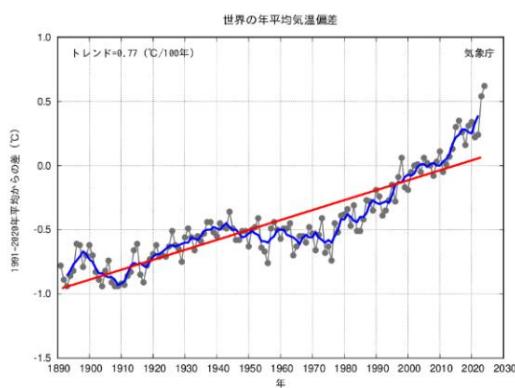


地球温暖化のメカニズム

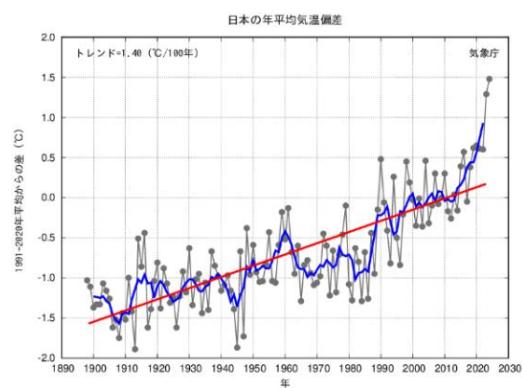
(2) 上昇する平均気温

2024（令和6）年の世界の平均気温は、1891（明治24）年の統計開始以降、2020（令和2）年、2023（令和5）年を上回り、最も高い値となりました。年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり0.77°Cの割合で上昇しています。

また、2024（令和6）年の日本の平均気温も、1898（明治31）年の統計開始以降、2020（令和2）年、2023（令和5）年を上回り、最も高い値となりました。年平均気温も、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり1.40°Cの割合で上昇しています。



世界の平均気温の経年変化



日本の平均気温の経年変化

資料：気候変動監視レポート2024（気象庁）より

(3) 地球温暖化の将来予測

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は、国際的な専門家で構成される地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機関です。この IPCC が 2021 (令和 3) 年に公表した第 6 次評価報告書によれば「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている」と報告されています。

本報告書では、今後の温暖化について 5 つのシナリオを示しており、全てのシナリオで向こう数十年間に二酸化炭素およびその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21 世紀中に温暖化は、1.5°C 及び 2°C を超えるとされました。

また、2081 (令和 63) ~2100 (令和 82) 年の世界平均気温は 1850 (嘉永 3) ~1900 (明治 33) 年と比べて、持続可能な発展の下で、厳しい気候政策を導入する場合のシナリオ (SSP1-1.9) の下で 1.0~1.8°C (最良推定値で 1.4°C)、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない場合のシナリオ (SSP5-8.5) の下で 3.3 ~5.7°C (最良推定値で 4.4°C) 高くなる可能性が非常に高いと示しています。

※IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) : 世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) によって設立された気候変動に関する政府間パネル

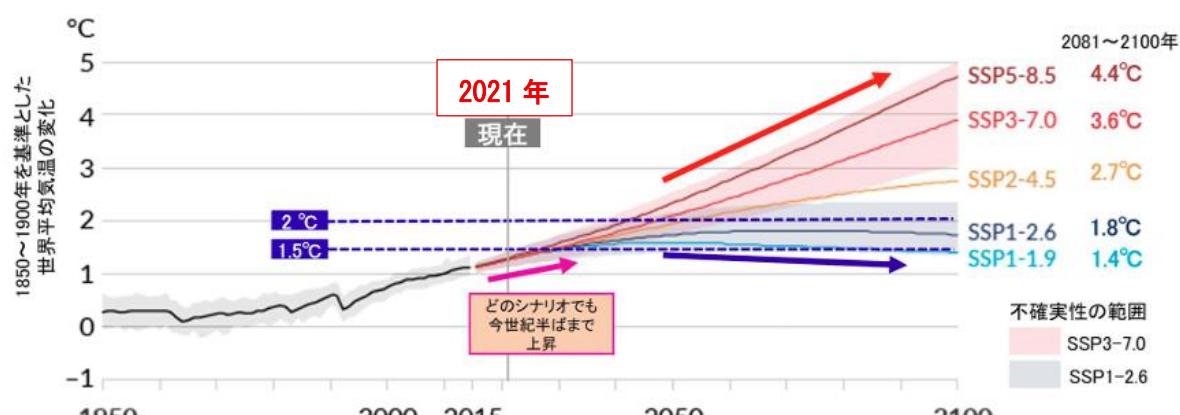
IPCC 第6次評価報告書における
SSPシナリオとは

JGCA

シナリオ	シナリオの概要	近いRCPシナリオ IPCC AR5 下限値
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で 気温上昇を 1.5°C 以下におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇 (工業化前基準) を 1.5°C 以下に抑える政策を導入。 21 世紀半ばに CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	該当なし
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で 気温上昇を 2°C 未満におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇 (工業化前基準) を 2°C 未満に抑える政策を導入。 21 世紀後半に CO ₂ 排出正味ゼロの見込み	RCP2.6
SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ 2030 年までの各国の国別削減目標 (NDC) を 集計した排出量上界にはば位置する	RCP4.5 (2050 年では RCP6.0 にも近い)
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で 気候政策を導入しないシナリオ	RCP6.0 と RCP8.5 の間
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で 気候政策を導入しない最大排出量シナリオ	RCP8.5

出典：IPCC第6次評価報告書および環境省資料をもとにJGCA作成

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターより



資料：気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 6 次評価報告書をもとに環境省作成

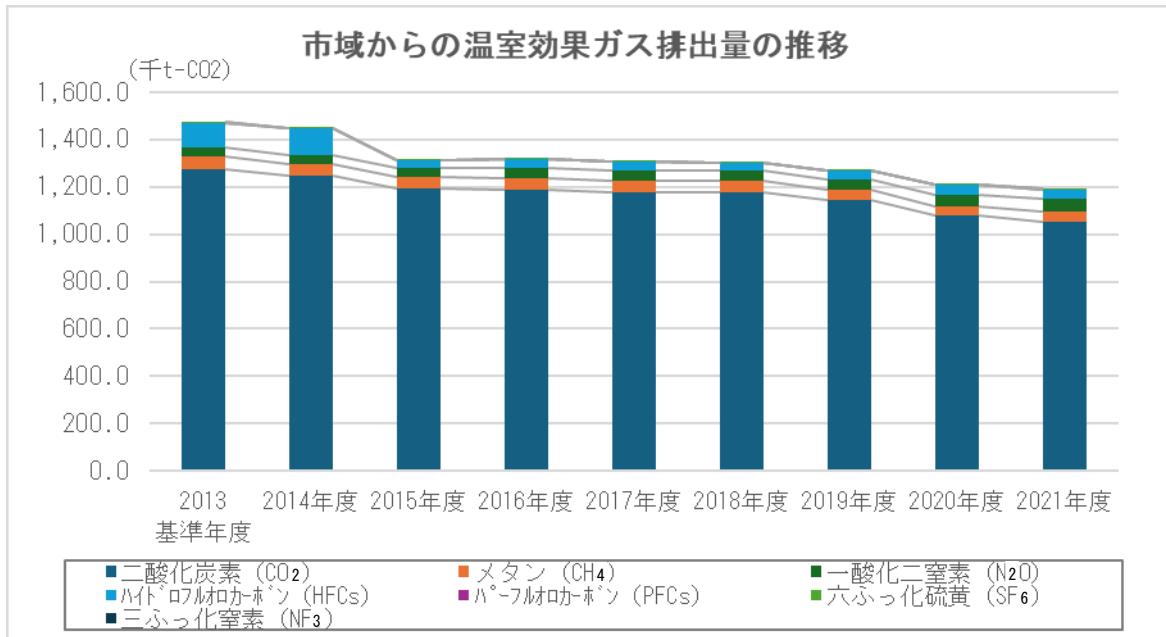
3 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス排出量

本市における2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は、1,194.7千t-CO₂で、基準年度2013（平成25）年度と比較すると、18.9%減少しています。

この主な要因は、二酸化炭素の排出量が17.4%（221.4千t-CO₂）減少したこととハイドロフルオロカーボンの排出量が61.8%減少したことあります。

ハイドロフルオロカーボンの減少については、2018（平成30）年に「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」の改正により、ハイドロフルオロカーボンが規制対象となり、製造及び輸入を規制した影響が考えられます。



ガス種類	2013年度 基準年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度増加率	
							基準年度	前年度
二酸化炭素(CO ₂)	1,275.6	1,178.3	1,177.4	1,145.4	1,077.3	1,054.2	-17.4%	-2.1%
メタン(CH ₄)	53.8	48.4	47.6	39.7	40.3	41.4	-22.9%	2.8%
一酸化二窒素(N ₂ O)	35.8	44.1	44.8	45.1	46.6	53.1	48.4%	13.9%
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	106.6	34.5	33.1	37.4	44.6	40.8	-61.8%	-8.7%
パーフルオロカーボン(PFCs)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
六ふつ化硫黄(SF ₆)	0.86	0.81	0.76	0.72	0.71	5.20	503.4%	633.0%
三ふつ化窒素(NF ₃)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
温室効果ガス計	1,472.6	1,306.2	1,303.7	1,268.4	1,209.6	1,194.7	-18.9%	-1.2%
<比較>全国	1,407,338	1,286,909	1,242,073	1,206,230	1,142,344	1,164,040	-17.3%	1.9%

※小数点第2位を端数処理（四捨五入）しているため、合計と合わない場合があります。

【温室効果ガス排出量の算定方法の概要】

「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)（環境省）」に基づき算定
算定式「温室効果ガス排出量=活動量×排出係数」

活動量：生産量、燃料使用量、廃棄物焼却量など排出活動の規模を表す指標

排出係数：活動量あたりの排出量

資料：令和6年度 温室効果ガス排出量算定業務報告書（環境エネルギー室）より

(2) 部門別の二酸化炭素排出量

本市から排出される二酸化炭素量は、温室効果ガス排出量の 88.2%（2021（令和3）年度）を占めています。近年、減少傾向にあります。2021（令和3）年度は 1,054.2 千 t-CO₂ となっており、国の地球温暖化対策計画の基準年度である 2013（平成25）年度と比較すると、17.4% 減少しています。

部門別二酸化炭素排出量では、産業部門が最も多く、次いで運輸部門、家庭部門となっています。

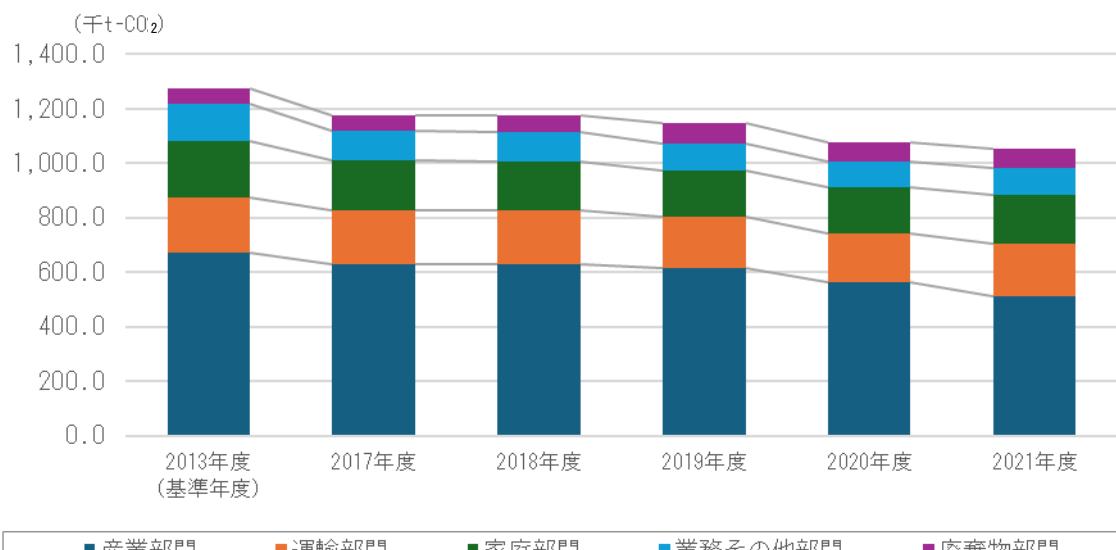
脱炭素推進に向けて、全部門で取組を進めることはもちろん、特に、排出割合の高い産業部門との協働が不可欠です。

本市における二酸化炭素排出量の推移

単位：千 t-CO₂

部門	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度増加率	
							基準年度	前年度
産業部門	669.8	627.6	631.0	614.1	564.1	512.9	-23.4%	-9.1%
運輸部門	206.6	197.8	195.8	191.3	177.2	193.9	-6.1%	9.5%
家庭部門	206.0	186.6	179.6	167.4	172.2	175.9	-14.6%	2.2%
業務その他部門	136.0	108.4	107.6	101.4	95.1	101.6	-25.3%	6.9%
廃棄物部門	57.2	57.8	63.3	71.1	68.8	69.9	22.2%	1.6%
計	1,275.6	1,178.3	1,177.4	1,145.4	1,077.3	1,054.2	-17.4%	-2.1%
〈比較〉全国	1,317,609	1,189,645	1,144,572	1,107,477	1,042,351	1,063,699	-19.3%	2.0%

注) 全ての図表は小数第2位を四捨五入しており、本文中の数値と±1程度の差が出る場合があります。



資料：令和6年度 温室効果ガス排出量算定業務報告書（環境エネルギー室）より

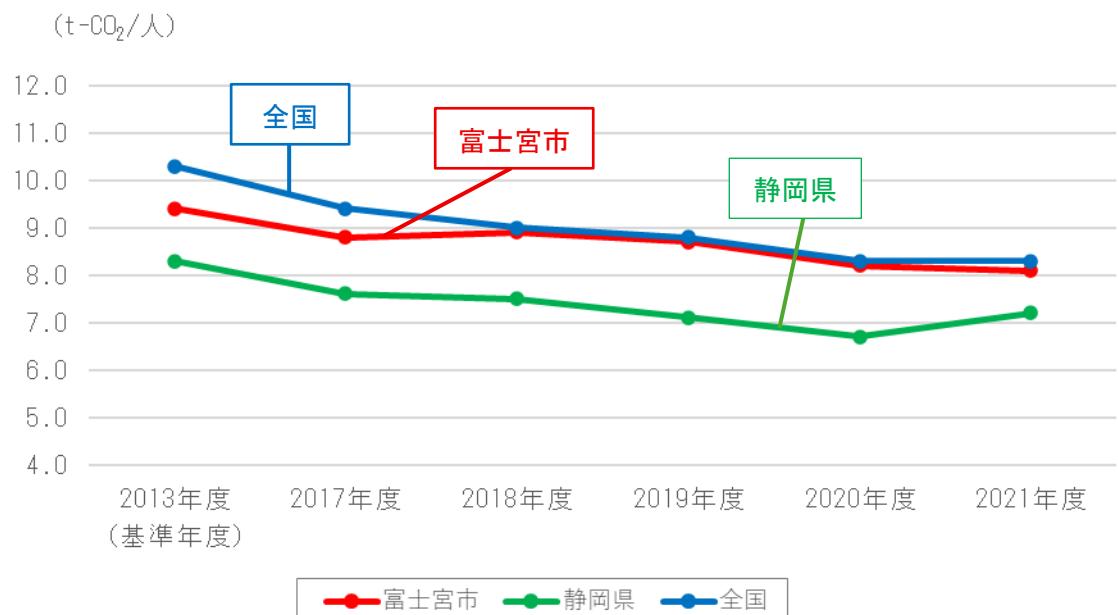
用語解説	各部門の対象となる二酸化炭素排出量について
産業部門	：製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。
運輸部門	：自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。
家庭部門	：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。自家用自動車からの排出は、運輸部門で計上します。
業務その他部門	：事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出です。
廃棄物部門	：廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出（埋立処分）、排水処理に伴い発生する排出（排水処理）、廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出（原燃料使用等）です。

(3) 一人当たりの二酸化炭素排出量

本市の一人当たりの二酸化炭素排出量は、基準年度から減少傾向にあります。

本市の2021（令和3）年度における一人当たりの二酸化炭素排出量は8.1t-CO₂であり、静岡県（7.2t-CO₂）よりも高いものの、全国（8.3t-CO₂）よりも低くなっています。

一人当たり二酸化炭素排出量の推移



単位 : t-CO₂/人

	2013年度 (基準年度)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度増加率	
							基準年度	前年度
富士宮市	9.4	8.8	8.9	8.7	8.2	8.1	-14.0%	-1.3%
静岡県	8.3	7.6	7.5	7.1	6.7	7.2	-13.4%	6.8%
全国	10.3	9.4	9.0	8.8	8.3	8.3	-20.1%	0.0%

※小数点第2位を端数処理（四捨五入）しているため、合計と合わない場合があります。

【算定方法】二酸化炭素排出量÷住民基本台帳人口（翌年1月1日時点）

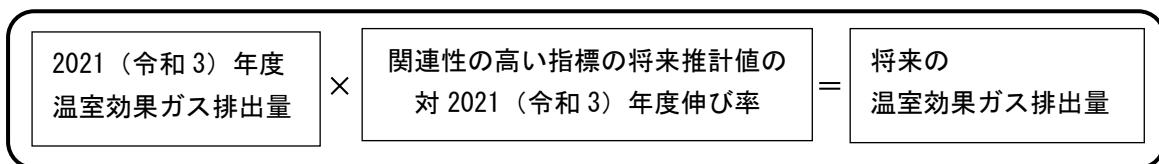
資料：令和6年度 温室効果ガス排出量算定業務報告書（環境エネルギー室）より

4 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

(1) 現状すう勢の推計方法

現状と比べて追加的な地球温暖化対策が講じられないと仮定した「現状すう勢」における将来の推計を行います。

現状すう勢の推計に当たっては、エネルギー消費原単位の変化（機器の入れ替え等）は想定せずストックの効率は固定し、将来における本市の経済活動や人口等の増減を推計して、これらの値と2021（令和3）年度の部門別排出量を用いて算出しました。また、将来の電力の排出係数は、2021（令和3）年度の数値を固定しました。



部門	活動量の指標	将来推計の考え方
二酸化炭素	製造業	製造品出荷額 2008（平成20）年から2022（令和4）年までの傾向から対数近似で設定
	建設業	総生産 2002（平成14）年から2021（令和3）年までの傾向から対数近似で設定
	農林業	2012（平成24）年から2021（令和3）年までの傾向から対数近似で設定
	鉱業	2007（平成19）年から2021（令和3）年までの傾向から対数近似で設定
	民生・業務	業務床面積 2014（平成26）年から2023（令和5）年までの傾向から線形近似で設定
	民生・家庭	世帯数 第6次富士宮市総合計画の推計値で設定
	自動車	自動車保有台数 2015（平成27）年から2025（令和7）年までの傾向から多項式近似で設定
	鉄道	旅客数及び貨物輸送量 2019（令和元）年から2021（令和3）年までの傾向から2021（令和3）年で設定
	廃棄物処理	ごみ総排出量 2015（平成27）年から2024（令和6）年までのごみ総排出量を人口で等分したごみ量の傾向から指數近似で設定し、第6次富士宮市総合計画の人口推計値を乗じた
二酸化炭素以外	メタン	— 2019（令和元）年から2021（令和3）年までの傾向から2021（令和3）年で設定
	一酸化二窒素	— 2019（令和元）年から2021（令和3）年までの傾向から2021（令和3）年で設定
	代替フロン類*	— 2019（令和元）年から2021（令和3）年までの傾向から2021（令和3）年で設定

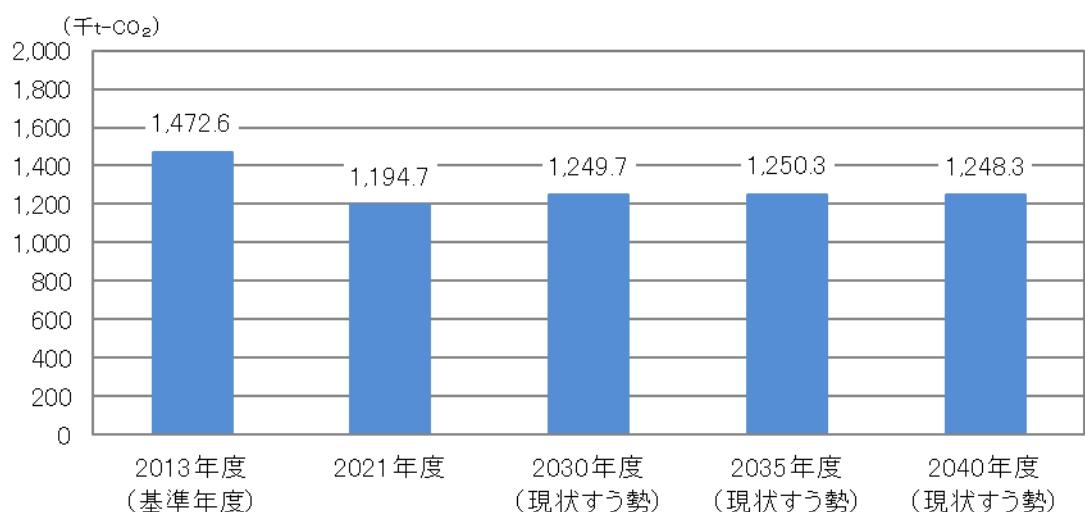
*代替フロン類：ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）

(2) 現状すう勢の推計結果

現状すう勢における本市の温室効果ガス排出量は2030（令和12）年度に1,249.7千t-CO₂、2035（令和17）年度に1,250.3千t-CO₂、2040（令和22）年度に1,248.3千t-CO₂と見込まれます。2030（令和12）年度の排出量は、基準年度2013（平成25）年度と比べると15.1%減少、2035（令和17）年度の排出量は、基準年度2013（平成25）年度と比べると15.1%減少、2040（令和22）年度の排出量は、基準年度と比べると15.2%減少になります。

部門別にみると、今後も成長が見込まれる製造業部門、民生・業務部門は増加傾向にありますですが、それ以外は減少傾向にあります。今後は徹底した省エネを進めるとともに再生可能エネルギーの主力電力化による脱炭素化に向けた取組を推進していく必要があります。

温室効果ガス排出量の推計



単位：千t-CO₂

部門		2013年度 (基準年度)	2021年度	2030年度	2035年度	2040年度
二酸化炭素	製造業	645.0	488.6	565.8	572.4	577.9
	建設業、農林業、鉱業	24.8	24.3	20.0	20.1	20.1
	民生・業務	136.0	101.6	109.0	111.6	114.3
	民生・家庭	206.0	175.9	169.5	171.0	170.9
	自動車	205.5	192.7	188.2	185.0	181.4
	鉄道	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2
二酸化炭素 以外	廃棄物処理	57.2	69.9	55.5	48.5	42.1
	メタン	53.8	41.4	41.4	41.4	41.4
	一酸化二窒素	35.8	53.1	53.1	53.1	53.1
代替フロン類		107.5	46.0	46.0	46.0	46.0
計		1,472.6	1,194.7	1,249.7	1,250.3	1,248.3

※小数点第2位を端数処理（四捨五入）しているため、合計と合わない場合があります。

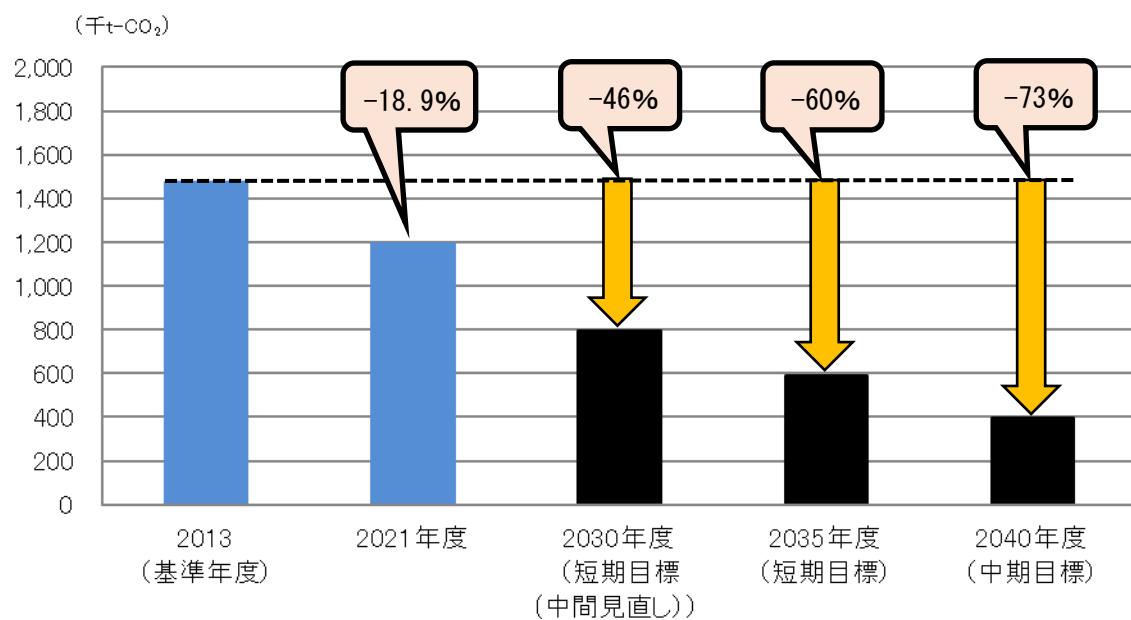
(3) 削減目標

計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画の削減目標に合わせ、2013（平成 25）年度とします。

本市の温室効果ガスの削減目標は、国の削減目標に合わせて短期目標を 2035（令和 17）年度、中期目標を 2040（令和 22）年度とし、削減目標は短期目標で 60%削減、中期目標で 73%削減と設定しました。また、本計画の中間見直し時の 2030（令和 12）年度の目標として、46%削減と設定しました。

長期目標としては、2050（令和 32）年度までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指しています。

温室効果ガス排出量の削減目標（基準年比）



基準年度	短期目標 (中間見直し)	短期目標	中期目標
2013（平成 25）年度	2030（令和 12）年度	2035（令和 17）年度	2040（令和 22）年度
0%	46%削減	60%削減	73%削減

※なお、各目標は、温室効果ガス排出量の推移や目標の達成状況を踏まえて見直すものとします。

5 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

本市の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている4項目を柱として、地球温暖化防止の取組を推進していきます。

取組の推進として下記の項目を柱とします。

(地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第3項)

- 1号：太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的・社会的条件に適したものを利用の促進に関する事項
- 2号：その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他の区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する活動の促進に関する事項
- 3号：都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 4号：その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第二百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

地球温暖化対策の推進に関する法律	取組項目
1号：太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的・社会的条件に適したものを利用の促進に関する事項	①再生可能エネルギーの利用促進 ・地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する
2号：その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他の区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する活動の促進に関する事項	②事業者・市民の活動促進 ・パートナーシップによる「地域循環共生圏」を形成する ・省エネルギーを推進する ・環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進する ・環境について学び話し合う ・協働による環境活動を展開する
3号：都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	③地域環境の整備及び改善 ・環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進する ・緑地の保全及び緑化の推進 ・健全な森林環境の保全
4号：その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第二百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項	④循環型社会の構築 ・ごみの排出量を抑制する ・ごみの資源化を推進する ・ごみの適正な処理をする

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項1号に関する取組)

【1】地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する

(第4章ゼロカーボンシティ【1】からの再掲)

■市の取組

- 太陽光発電の普及促進のため、太陽光発電設備の導入を支援します。
- 小水力発電の普及促進のため、小水力発電設備の導入を支援します。
- ペロブスカイト太陽電池等の次世代技術について調査・研究を行います。
- バイオマス利活用について調査・研究し、導入を推進します。
- 再生可能エネルギーを有効利用するため、蓄電池の導入を支援します。
- 新築及び改築する公共施設への太陽光発電設備等の導入を推進します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図るよう適正な誘導に努めます。

□市民の取組例

- 太陽光発電設備を導入します。
- 再生可能エネルギーを有効利用するため、蓄電池を導入します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図ります。
- 自治会での小水力発電設備の導入を検討します。

●事業者の取組例

- 太陽光発電設備を導入します。
- 再生可能エネルギーを有効利用するため、蓄電池を導入します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図ります。
- 小水力発電設備の導入を検討します。
- バイオマス発電設備の導入を検討します。
- 地域未利用資源などの利用を検討します。

(2) 事業者・市民の活動促進

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項2号に関する取組)

【1】パートナーシップによる「地域循環共生圏」を形成する

(第4章ゼロカーボンシティ【2】からの再掲)

■市の取組

- 富士宮市地域循環共生圏推進協議会の運営及び取組を支援します。
- J-クレジット制度を活用した市内連携の取組を推進します。
- 再生可能エネルギーを活用した電力を地産地消する仕組みをつくります。
- 森林の二酸化炭素吸収量を維持するため森林の整備を支援します。

□市民の取組例

- 富士宮市地域循環共生圏推進協議会の活動に参加します。
- 補助制度を活用した森林整備を検討します。

●事業者の取組例

- 再生可能エネルギーを活用した電力を地産地消する仕組みづくりに参加します。
- 富士宮市地域循環共生圏推進協議会の活動に参加します。
- 富士宮市J-クレジット運営連絡会へ参加し、J-クレジット制度の活用を検討します。
- 補助制度を活用した森林整備を検討します。

【2】省エネルギーを推進する (第4章ゼロカーボンシティ【3】からの再掲)

■市の取組

- 公共施設のZEB化や照明のLED化を進めます。
- 公共施設の設備を新設または更新する際は、高効率機器や省エネルギー設備を導入します。
- 市民の住宅のZEH化を支援します。
- 事業者の省エネルギー設備の導入を支援するとともに、事業所のZEB化を推進します。
- 企業が環境に配慮した設備を更新・導入する際は、補助制度などの情報を提供します。
- エネルギーの見える化やエネルギーの使用量を節約するため、HEMS（エネルギー使用量の表示・管理システム）の導入を支援します。
- 事業者の環境マネジメントシステムの導入を推進します。

□市民の取組例

- 住宅のZEH化を目指します。

- LEDなどの省エネ家電や高効率機器を生活の中に取り入れます。
- HEMS（エネルギー使用量の表示・管理システム）やAI・IoTの活用により節電を行います。

●事業者の取組例

- 建築物のZEB化を目指します。
- 省エネルギー設備を導入します。
- 省エネ診断を活用し、省エネルギー活動を進めます。
- 環境マネジメントシステムを導入します。

【3】環境に配慮したライフスタイルの転換

（第4章ゼロカーボンシティ【4】からの一部再掲）

■市の取組

- デコ活をはじめとする市民や事業者が日々の生活や業務において取り組むことができる脱炭素につながる運動の啓発を行います。
- クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッショントを推奨します。
- デジタル技術を活用したテレワーク等の働き方を推進します。
- 環境負荷の少ない製品等を購入します。

□市民の取組例

- デコ活をはじめとする日々の生活において脱炭素につながる運動を実践します。
- クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッショントを実践します。
- 環境負荷の少ない製品等を購入します。

●事業者の取組例

- デコ活をはじめとする日々の業務において脱炭素につながる運動を実践します。
- クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッショントを実践します。
- 環境負荷の少ない製品の製造、販売、利用をします。
- デジタル技術を活用したテレワーク等の働き方を推進します。

【4】環境について学び話し合う（第4章環境教育【1】からの再掲）

■市の取組

- 小・中学校で、環境に関する体験や学習などを行い、環境問題への意識高揚を図ります。
- 市民の自発的な環境学習を支えるため、図書館では環境関連の図書を充実させます。
- 市民や環境団体へ学習情報の提供や学習活動を啓発します。
- 富士山環境交流プラザを環境学習及び環境保全活動などの場として、活用します。

- 施設めぐりや見学会などを行い、市民の環境への関心を深めます。
- ESD の視点を取り入れた学校教育を実践します。

□市民の取組例

- 環境問題について家庭で話し合い、意識の向上に努めます。
- 環境に関するセミナーやイベントなどに参加します。
- 地域における環境教育や環境活動に参加します。

●事業者の取組例

- 事業所で行っている環境に対する取組を見学会などで紹介します。
- 環境に関するセミナーやイベントなどに協力し参加します。
- 従業員に対する環境教育を実施します。

【5】協働による環境活動を展開する（第4章環境教育【2】からの再掲）

■市の取組

- ふじのみや地球温暖化対策地域協議会を中心に、環境活動を行う団体とネットワークづくりに努めます。
- 事業者や市民団体などが行う環境活動について実態を把握します。
- 各種環境関連団体などとの協働により、環境活動などのイベントを開催します。

□市民の取組例

- 環境活動のイベントなどに積極的に参加します。
- インターネットなどで環境についての情報を収集し環境活動をします。

●事業者の取組例

- 市の環境の状況や施策について日頃から関心を持ち、社内で話し合いをします。
- 環境イベントや地域の環境活動に参加、協力し交流を深めます。
- 環境保全のためにどのような取組を進めていくか、市民や市とともに検討します。
- 従業員に、環境活動への参加を呼びかけます。

(3) 地域環境の整備及び改善

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項3号に関する取組)

【1】環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進する

(第4章ゼロカーボンシティ【4】からの一部再掲)

■市の取組

- 電動車の導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- 地域公共交通など環境負荷が少ない移動手段の利用を推進します。
- 市職員に対してエコ通勤を実施します。
- 市民や観光客に近距離や観光の移動手段として自転車の活用を推進します。

□市民の取組例

- 電動車の導入や環境負荷が少ない移動手段の利用、エコドライブを実践します。

●事業者の取組例

- 電動車の導入や環境負荷が少ない移動手段の利用、エコドライブを実践します。
- 自動車通勤の従業員に対して、エコ通勤を実施します。

【2】緑地の保全及び緑化の推進（第4章生活環境【1】からの一部再掲）

■市の取組

- 沿道への植栽、花壇作りなどの緑化活動に対して、苗の提供などを支援します。
- 市民協働による公共施設の花壇の植え付けやフラワーポット設置などの市民活動を推進します。
- 防災対策及び緑化維持を目的として生垣を設置する住宅などに対して補助を行います。

□市民の取組例

- 沿道へ花を植えるなどの美化に努めます。
- 自宅の塀を生垣にしたり、庭に植栽をするなど花や緑を育てます。
- 公園の草刈りや清掃などの維持管理活動に積極的に参加します。
- 身近な道路の美化や街路樹の整備など、適正な維持管理に協力します。

●事業者の取組例

- 緑化活動を積極的に推進します。
- 身近な道路の美化や街路樹の整備など、適正な維持管理に協力します。

【3】健全な森林環境の保全（第4章自然環境【3】からの一部再掲）

■市の取組

- 富士山在来の樹木の種子から苗を育て、植樹などを通じて自然林の再生を進めます。
- 市有林は、森林認証を受け地域の森林の模範となるよう、環境に配慮した健全な森林の育成を進めます。
- 森林の管理育成を進めるため、自然環境への影響に配慮し林道の整備を行います。

- 森林整備を推進します。
- 間伐などの森林に関する支援を行います。
- 水資源かん養を目的に広葉樹林への転換拡大を進めます。
- 貴重な樹木や樹林を保存し、自然監視員や地域とともに保全活動を行います。
- 富士山の自然と環境を守る会を通じて周辺自治体と連携し、富士山の自然環境保全に取り組みます。
- 富士箱根伊豆国立公園区域内では、国、県などと協力し車両乗り入れ防止パトロールなど自然環境の保全に向けた取組を推進します。
- 富士地域材の利用を促進し、森林環境の保全に努めます。
- 公共施設整備における設計の際は、富士ヒノキなどの地場産木材の活用に努めます。
- 農林産物の被害防止のため、鳥獣被害対策実施隊をはじめ獣友会や関係団体並びに、国・県と連携して有害鳥獣対策に取り組みます。

□市民の取組例

- 植樹、育樹、下草刈りなどの森林の管理を行う市民活動に参加・協力します。
- 農林産物の被害防止のため、有害鳥獣対策に協力します。
- 「森づくり県民大作戦」などのイベントに参加します。
- 富士ヒノキなど、地場産木材の活用に努めます。
- 保存樹・保存樹林の保全に協力します。

●事業者の取組例

- 植樹、育樹、下草刈り、間伐などの森林の適切な管理を行います。
- 「しづおか未来の森サポート」制度を活用し、地域の森づくりに積極的に参加します。
- 富士ヒノキなど、地場産木材の活用に努めます。

(4) 循環型社会の構築

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条3項4号に関する取組)

【1】ごみの排出量を抑制する（第4章循環型社会【1】からの再掲）

■市の取組

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。
- マイバック、マイボトルの利用促進など、ごみの減量に向けた意識啓発を行います。
- ごみ減量の意識啓発を進めます。
- ごみダイエットプロジェクトに取り組むとともに、食品ロス削減推進計画を推進します。
- 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動を推進します。

□市民の取組例

- 家庭内のごみの減量化に努めます。

- 買い物をするときは、マイバッグやマイバスケットを使用します。
- ごみダイエットプロジェクトに参加します。
- 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動に参加します。

●事業者の取組例

- 事業活動に伴うごみの減量化に努めます。
- ごみ減量に配慮した商品の製造や販売方法を実践します。
- 使い捨てではなく、長く使える商品の製造、販売に努めます。
- マイバック、マイボトルの普及を推進し、ごみ減量を働きかけます。
- ごみダイエットプロジェクトに参加します。
- 海洋プラスチックごみ防止 6R 県民運動に参加します。

【2】ごみの資源化を推進する（第4章循環型社会【2】からの再掲）

■市の取組

- 環境負荷の少ない製品等を購入します。（再掲）
- 公共建築物の工事の際は、廃棄物分別による再資源化や再生資材の利用を進めます。
- 不用品を再利用するため、不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫を進めます。
- 市民団体による古紙等の集団回収活動を支援します。
- 古紙などの回収ボックスを公共施設などに設置し資源化を行います。
- 市で回収した資源ごみは、資源化します。
- 家庭や施設・都市公園などから発生するせん定枝は、まき用材料や木材チップに加工し活用します。
- 公共事業には、再生資材の利用を積極的に進めます。
- 肥料化やセメント原料化などにより、下水汚泥の資源化を推進します。
- 食と環境の調和による地域環境の保全に取り組むため、循環型システムの確立を図ります。
- 耕畜連携による堆肥の利用を推進します。
- 資源ごみの回収方法、分別方法などの見直しを検討し、適切な分別収集を行います。
- 使用済再生可能エネルギー発電設備やリチウムイオン電池など、時代の変化により新たに生じる廃棄物の資源化を推進します。
- 焼却灰等の資源化に取り組みます。

□市民の取組例

- 環境負荷の少ない製品等を購入します。（再掲）
- 資源ごみの分別を徹底し、店頭回収への参加、拠点回収への持込を行います。
- 市民団体や自治会などの資源物集団回収に積極的に参加します。
- 不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫などを活用します。
- 古紙、小型家電、衣類などは回収ボックスに出します。
- ふじのくにエコショップを積極的に利用します。

□使用済再生可能エネルギー発電設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の資源化に努めます。

●事業者の取組例

- 静岡県リサイクル認定製品を積極的に利用します。
- 環境負荷の少ない製品の製造、販売、利用をします。(再掲)
- 資源ごみの分別を徹底し、資源ごみの店頭回収を実施します。
- 事業所から発生するごみの減量化及び資源化への取組を推進します。
- 農産物の生産に堆肥などを活用します。
- 使用済再生可能エネルギー発電設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の資源化に努めます。

【3】ごみの適正な処理をする（第4章循環型社会【3】からの再掲）

■市の取組

- 環境美化推進委員と連携し、地域を中心とした環境美化活動を推進します。
- 清掃センター及び一般廃棄物最終処分場の運営管理を適切に行い、ダイオキシン類などの有害物質の排出を抑制します。
- 水銀使用製品を適正に処理します。
- 清掃センターの長寿命化・延命化を基本として、中間処理施設に関する先端技術及びごみ処理の広域化について調査研究します。
- 一般廃棄物最終処分場の延命化については、掘り起こし等の処分場を再生する取組や処分方法の先端技術、他市の先進事例を踏まえ調査研究します。
- 使用済再生可能エネルギー設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の適正処理を推進します。

□市民の取組例

- ごみの分別やごみ出しは、市のルールを守り、適切に行います。(再掲)
- ごみ集積所は地域で適正に管理します。
- 環境美化推進委員に協力します。
- 使用済再生可能エネルギー設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の適正処理に努めます。

●事業者の取組例

- ごみの減量化に努め資源化などを行います。
- ごみの取り扱いについて社員教育を行います。(再掲)
- 使用済再生可能エネルギー設備やリチウムイオン電池など時代の変化により新たに生じる廃棄物の適正処理に努めます。

6 ゼロカーボンシティの推進

本市では、富士宮市の地域課題を解決するとともに、地域の魅力を向上させる地方創生に資する脱炭素の取組を推進するため、地域の成長戦略ともなる脱炭素の工程と具体策を示す「富士宮市ゼロカーボン推進戦略」を2022（令和4）年1月に策定しました。

また、中間見直し年度となる2025（令和7）年度に本戦略の進捗状況、関係法令、国や県の動向及び社会・経済・技術の状況等を踏まえ、取組施策、数値目標など部分的な見直しを行いました。

本戦略は、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスのうち大部分を占める二酸化炭素排出量の削減の取組を進め、2050年（令和32）年までにゼロカーボンシティの実現を目指す計画と位置付けています。本戦略に定めた4つの基本方針に基づき掲げた施策により、脱炭素の取組を推進します。

（1）戦略で目指す二酸化炭素削減量

本市の二酸化炭素排出量は、温室効果ガス排出量全体の90%程度を占めています。このため、本戦略では、排出割合が大きく、削減効果が高い二酸化炭素について、最優先の対象として省エネルギー・再生可能エネルギー導入等を通じて積極的に削減を図ります。あわせて森林整備の推進のもと二酸化炭素の吸収を促すことで、実質的な排出量の削減を図ります。

各目標年度の二酸化炭素の排出量については、基準年度である2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量に対する削減率を設定し、全体の二酸化炭素排出量（森林吸収を除く）から森林吸収量を差し引いた排出量（CO₂ネット排出量）で、2030（令和12）年度に598.2千t-CO₂、2035（令和17）年度に392.0千t-CO₂、2040（令和22）年度に200.6千t-CO₂、2050（令和32）年度にゼロを目指します。

二酸化炭素の削減量等（単位：千t-CO₂）

年度	【基準年度】	実績	目標			
			2013 (平成25)	2021 (令和3)	2030 (令和12)	2035 (令和17)
CO ₂ 削減量	—	(280.2)	677.4	883.6	1,075.0	1,275.6
CO ₂ 排出削減量	—	221.4	567.5	776.6	969.2	1,171.6
CO ₂ 吸収量 ^{※1}	—	(58.8)	109.9	107.0	105.8	104.0
CO ₂ 排出量 ^{※2}	1,275.6	1,054.2	598.2	392.0	200.6	0

※1 各目標年度における吸収量は、「富士宮市市域内森林二酸化炭素吸収量調査業務 報告書 2025（令和7）年3月」に基づく市域の森林全体の二酸化炭素吸収量を示す。2021（令和3）年度については、当初戦略策定時点において算定した民有林の吸収量を参考として示す。

※2 基準年度及び実績についてはCO₂総排出量を、目標年度については総排出量から吸収量を差し引いた排出量（CO₂ネット排出量）を示す。

(2) 基本方針と施策体系

本市は、ゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり4つの基本方針に基づき、20の施策に取り組みます。

方針	主な施策
<p>[方針 1] 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に 対応する</p> </div> </div>	<p>①太陽光発電の導入推進 ②小水力発電の導入推進 ③バイオマス発電の導入推進 ④ゼロカーボン推進設備等導入推進</p>
<p>[方針 2] パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> </div> </div>	<p>⑤再エネ電力の地産地消の仕組みづくり ⑥市域外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用 ⑦富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用した事業者支援 ⑧多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用</p>
<p>[方針 3] 省エネルギーの推進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に 対応的な対策を</p> </div> </div>	<p>⑨公共施設のZEB化と省エネ性能向上の推進 ⑩高性能住宅・建築物（ZEH・ZEB化）の普及促進 ⑪AI・IoT等を活用したエネルギー・マネジメントの導入 ⑫木造建築物、高性能建材・設備の普及促進</p>
<p>[方針 4] 環境に配慮したライフスタイルへの転換</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>4 貧困のない教育を みんなに</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>8 働きがいも 経済成長も</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> </div>	<p>⑬ゼロカーボン・ドライブの普及促進 ⑭地域公共交通の利用促進 ⑮歩行者と自転車にやさしいまちづくりの推進 ⑯テレワーク・ワーケーションの推進 ⑰ごみダイエットプロジェクトの推進 ⑱食品ロスの削減 ⑲プラスチック資源循環の推進 ⑳持続可能な消費の拡大</p>
<p>[基本的取組事項]</p>	<p>環境教育の推進</p>

(3) 重点的に取り組む施策

施策体系で掲げた 20 の施策のうち、本戦略の第 1 期「2030（令和 12）度年まで」の残期間において、特に、重点的に取り組み、削減目標を達成するための施策を位置付けます。

[基本方針 1 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進]

❖ 施策①②③ 太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電の導入推進

各種再生可能エネルギーはそれぞれ特徴を有しており、特に太陽光、小水力、バイオマスについては、市域への導入可能性が高い再生可能エネルギーです。また、ゼロカーボンの推進にあたっては、化石燃料由来のエネルギー源の転換が重要です。そのため、市民・事業者とともに積極的に「太陽光発電」、「小水力発電」、「バイオマス発電」の導入を推進します。

[基本方針 2 パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成]

❖ 施策⑧ 多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用

富士宮市では、豊かな森林を活かし、かつ、事業者との連携によりカーボンオフセットを行う新たな取組である J-クレジット制度を始めており、市内関連団体と「富士宮市 J-クレジット運営連絡会」を発足させ、情報収集や意見交換を通じて課題解決を図りながら、官民一体でクレジット創出に取り組んでいます。

[基本方針 3 省エネルギーの推進]

❖ 施策⑨ 公共施設の ZEB 化と省エネ性能向上の推進

富士宮市全体のゼロカーボンを推進するためには、市が自ら取組姿勢を示して、ゼロカーボン施策を先導することが重要であると考えています。そのため、富士宮市公共施設等総合管理計画に基づく設備更新とともに、「公共施設の ZEB 化と省エネ性能向上」を推進します。

[基本方針 4 環境に配慮したライフスタイルへの転換]

❖ 施策⑯ プラスチック資源循環の推進

富士宮市では、2024（令和 6）年 4 月から、プラスチックごみを資源ごみとして、週 1 回の「プラスチックの日」に分別収集を開始しています。ゼロカーボンを推進するためには、プラスチックごみをより一層、分別収集・資源化を進める必要があることから、「プラスチック資源循環」を推進します。

[基本的取組事項]

❖ 環境教育の推進プラスチック資源循環の推進

富士宮市全体のゼロカーボンを推進するためには、市が自ら取組姿勢を示すとともに、市民、事業者の理解と協力を得た環境活動を推進することが重要であると考えており、特に子どもを中心とした環境教育を行っているところです。

環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成により、市民・事業者の取組の裾野が広がり、市全体としての環境保全意識が高まっていくことを目指し、「環境教育」を推進します。

(4) 目標実現に向けた施策展開による二酸化炭素の削減効果

下記のとおり、本戦略で掲げる基本方針及び各施策の展開により二酸化炭素の削減を進め、2050（令和32）年までにゼロカーボンシティの実現を目指します。

■戦略における二酸化炭素削減見込み量

基本方針	主な施策	二酸化炭素削減 見込み量（千t-CO ₂ ）			
		2030 (令和12) 年度	2035 (令和17) 年度	2040 (令和22) 年度	2050 (令和32) 年度
[方針1] 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進	①太陽光発電の導入推進	227.9	367.8	497.1	603.8
	②小水力発電の導入推進	92.4	101.3	110.2	127.9
	③バイオマス発電の導入推進	2.0	3.6	5.3	8.6
	④ゼロカーボン推進設備等導入推進	13.1	15.4	17.7	22.3
	計	335.4	488.1	630.2	762.6
[方針3] 省エネルギーの一推進	⑨公共施設のZEB化と省エネ性能向上の推進	5.8	7.5	9.1	12.5
	⑩高性能住宅・建築物（ZEH、ZEB）の普及促進	89.5	99.8	109.7	120.4
	⑪AI・IoT等を活用したエネルギー・マネジメントの導入	0.2	0.3	0.3	0.4
	計	95.4	107.6	119.2	133.3
[方針4] 環境に配慮したライフスタイルへの転換	⑬ゼロカーボン・ドライブの普及促進	114.5	149.3	181.7	224.0
	⑭ごみダイエットプロジェクトの推進	2.9	3.7	4.5	6.1
	⑮食品ロスの削減	2.2	2.4	2.5	2.7
	⑯プラスチック資源循環の推進	16.3	24.4	29.7	40.7
	計	135.9	179.8	218.4	273.5
基本的取組事例	環境教育の推進	0.02	0.03	0.03	0.04

吸収量・ オフセット	市域における森林による二酸化炭素吸収量	109.9	107.0	105.8	104.0
	カーボンオフセットガス	0.8	1.1	1.4	2.1

■二酸化炭素削減見込み量及び実質排出量

項目	2030 (令和12) 年度	2035 (令和17) 年度	2040 (令和22) 年度	2050 (令和32) 年度
二酸化炭素削減見込み量（吸収量・オフセットを含む）合計	677.4	883.6	1,075.0	1,275.6
各年度の目標達成に向けて必要な二酸化炭素削減量	677.4	883.6	1,075.0	1,275.6
二酸化炭素実質排出量	598.2	392.0	200.6	0

■戦略におけるその他の施策展開

方針	主な施策
[方針 2] パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成	⑤再エネ電力の地産地消の仕組みづくり ⑥市域外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用 ⑦富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用した事業者支援 ⑧多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用
[方針 3] 省エネルギーの推進	⑫木造建築物、高性能建材・設備の普及促進
[方針 4] 環境に配慮したライフスタイルへの転換	⑭地域公共交通の利用促進 ⑮歩行者と自転車にやさしいまちづくりの推進 ⑯テレワーク・ワーケーションの推進 ⑰持続可能な消費の拡大

7 富士宮市気候変動適応計画

(1) 策定の背景

地球温暖化による気候変動への対策は、大きく分けると「緩和」と「適応」になります。「緩和」は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取組であり、本計画の地球温暖対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に示しています。これに対して、「適応」はすでに起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取組です。気候変動の脅威に対応するため、緩和と適応を車の両輪として進めていく必要があります。

2015（平成27）年11月に気候変動による様々な影響に対し政府全体として、整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

また、気候変動への適応を法的に位置づけ、これを推進するための措置を講じるための「気候変動適応法」が2018（平成30）年6月に公布、同年12月から施行されました。「気候変動適応法」に基づく「気候変動適応計画」は、同年11月に閣議決定されています。

「気候変動適応法」では都道府県・市町村に対して、国の「気候変動適応計画」を勘案して「地域気候変動適応計画」の策定に努めることと規定されています。

これにより、県では、2019（平成31）年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定しました。

計画策定においては、気候変動の影響は地域特性によって大きく異なることから、地域の実状に応じた施策を展開することが重要となります。



資料：目で見る適応策（静岡県版）より

(2) 計画策定の目的

今後、気候変動の進行により様々な分野で影響が生じると考えられる。本計画ではすでに起こりつつある気候変動による影響に対して、本市の地域特性に合わせた適応策により人や社会、経済のシステムを適応させ、悪影響を極力小さくするための取組を推進することを目的とします。



資料：目で見る適応策（静岡県版）より

(3) 計画の位置づけ

本計画は、気候変動適応法第12条に基づき、本市における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画です。「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に「気候変動適応計画」を内包するものとして位置付けます。

(4) 計画期間

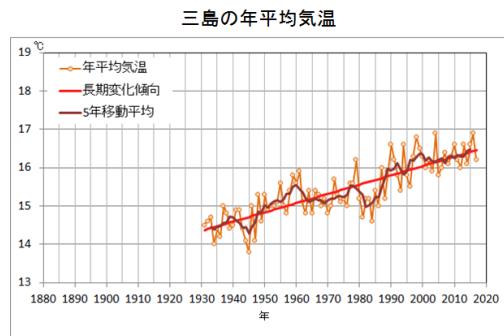
本計画は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間を計画対象期間とします。また、今後蓄積される最新の科学的知見や区域内の情報をもとに、計画の中間年度において、計画内容の施策の実施状況を確認し、取組内容等について必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
富士宮市気候 変動適応計画					中間見直し					目標

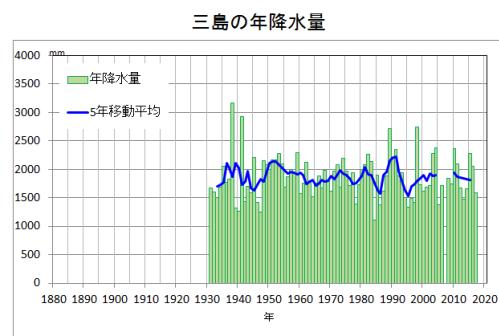
(5) 富士宮市の気候変動の現状

最寄りの気象観測所である三島特別地域気象観測所（三島市）における年平均気温は、1930（昭和5）年から2020（令和2）年までの90年間で約2°C上昇しています。また、年降水量は1930年から2020年までの90年間では変化傾向は見られません。

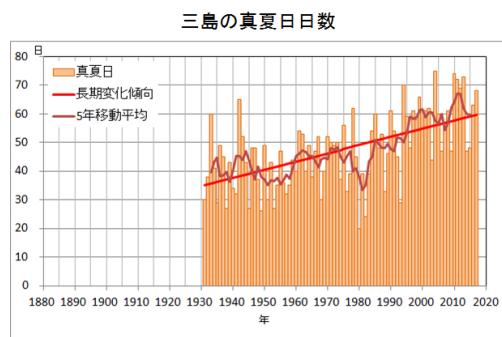
年間真夏日（1日の最高気温が30°C以上の日）の日数は増加しており、一方で年間冬日の（1日の最低気温が0°C未満の日）の日数は減少する傾向にあります。



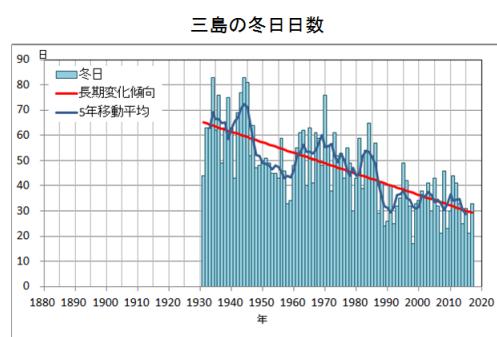
年平均気温（三島）の経年変化



年降水量（三島）の経年変化



年間真夏日日数（三島）の経年変化



年間冬日日数（三島）の経年変化

資料：静岡気象台より

(6) 富士宮市における気候変動による影響の将来予測

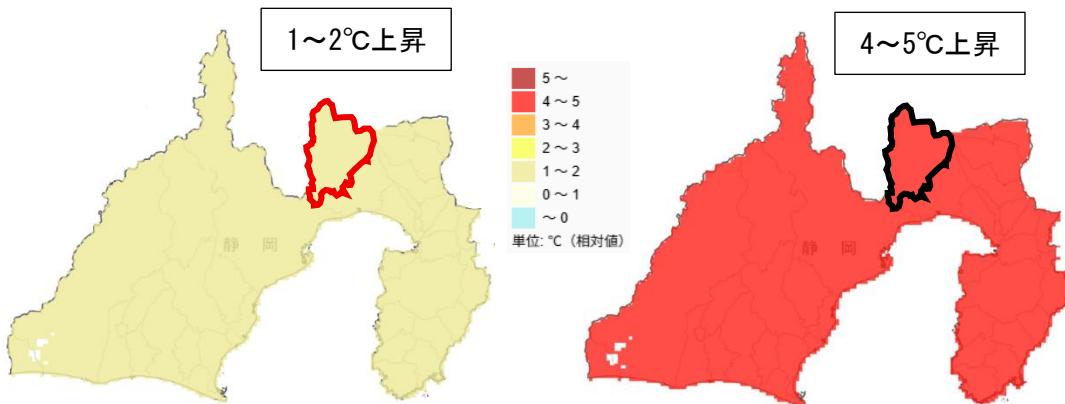
主要な日本の気候モデルである「MIROC(ミロック)5 (東京大学/NIES: 国立研究開発法人 国立環境研究所/JAMSTEC: 国立研究開発法人 海洋研究開発機構)」を用いた 21 世紀末 (2080-2100 年) における静岡県の気候変動及び気候変動による影響について予測結果を示しています。

ここでは、RCP (代表的濃度経路) と呼ばれる排出シナリオのうち、厳しい温暖化対策を取った場合 (RCP 2.6)、厳しい温暖化対策を取らなかった場合 (RCP8.5) の 2 つのシナリオでの予測結果を示します。

① 気候変動の将来予測

(年平均気温)

年平均気温は、厳しい温暖化対策を取った場合 (RCP2.6) は 1~2°C、厳しい温暖化対策を取らなかった場合 (RCP8.5) は 4~5°C、現在よりも上昇すると予測されています。

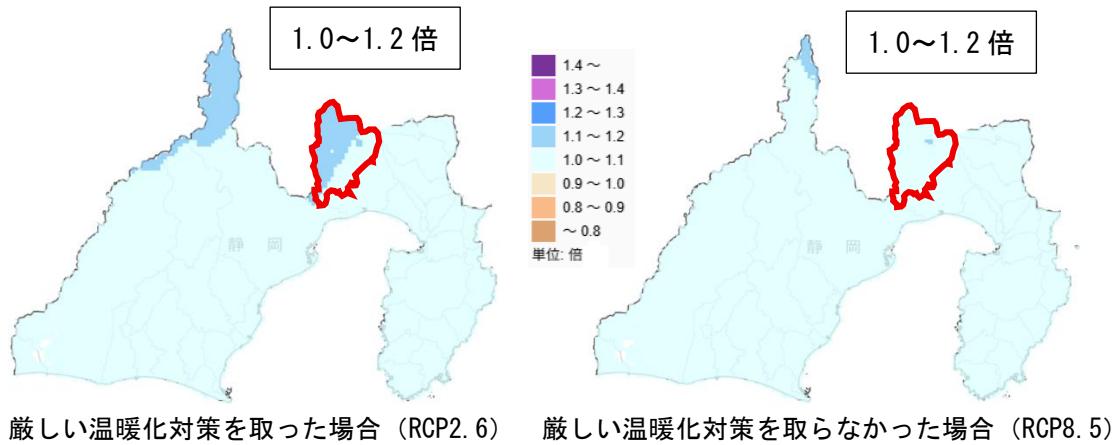


厳しい温暖化対策を取った場合 (RCP2.6) 厳しい温暖化対策を取らなかった場合 (RCP8.5)

用語解説	RCP シナリオ (代表的濃度経路)
	社会経済動向による複数のシナリオから導き出された温室効果ガス濃度 (仮定) のシナリオのこと。厳しい温暖化対策を取った場合 (RCP2.6)、厳しい温暖化対策を取らなかった場合 (RCP8.5) など、RCP に続く数値が大きいほど、地球温暖化を引き起こす影響が大きい。
	<p>厳しい温暖化対策を取った場合</p> <p>↑</p> <p>RCP2.6: 平均 1.0°C (0.3 ~ 1.7°C) RCP4.5: 平均 1.8°C (1.1 ~ 2.6°C) RCP8.5: 平均 3.7°C (2.6 ~ 4.8°C)</p> <p>厳しい温暖化対策を取らなかった場合</p>
	出典: A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォームより

(年降水量)

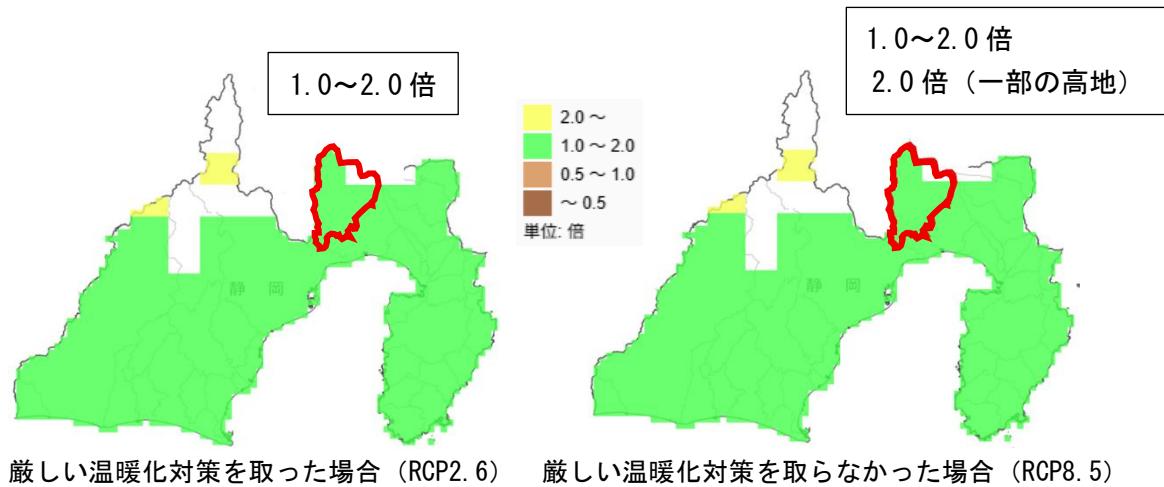
年降水量は、厳しい温暖化対策を取った場合（RCP2.6）は現在と比べて1.0～1.2倍、厳しい温暖化対策を取らなかった場合（RCP8.5）は1.0～1.1倍になり、大きな変化はないと予測されています。



②分野別の気候変動による影響の将来予測

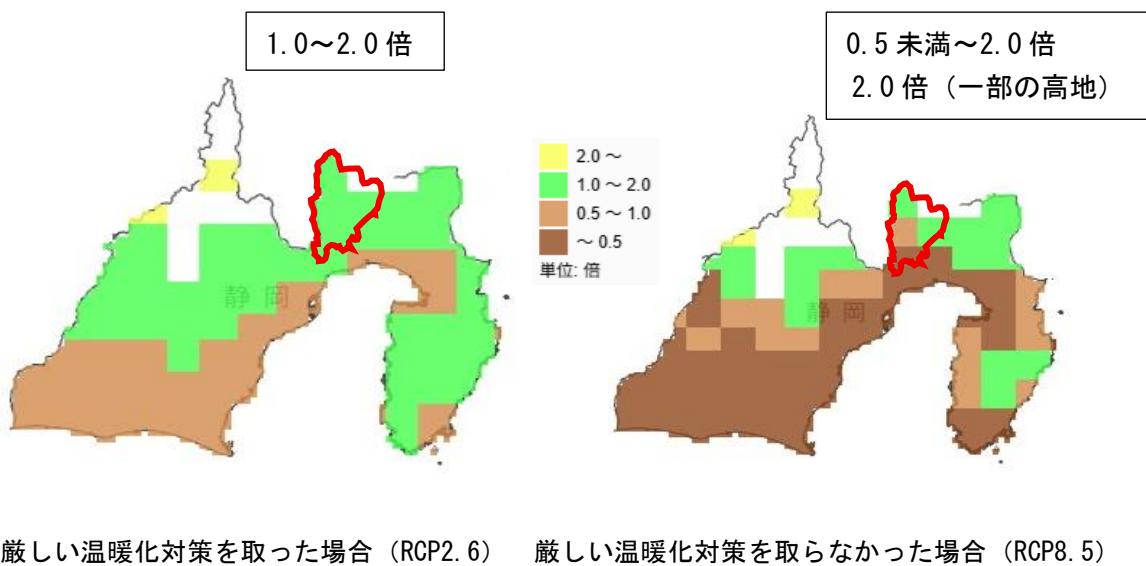
(コメ収量 (収量重視))

コメ収量（収量重視）は、一地域を除き、厳しい温暖化対策を取った場合（RCP2.6）は現在と比べて1.0～2.0倍、厳しい温暖化対策を取らなかった場合（RCP8.5）とともに、現在と比べて1.0～2.0倍となり、あまり大きな変化はないと予測されています。



(コメ収量 (品質重視))

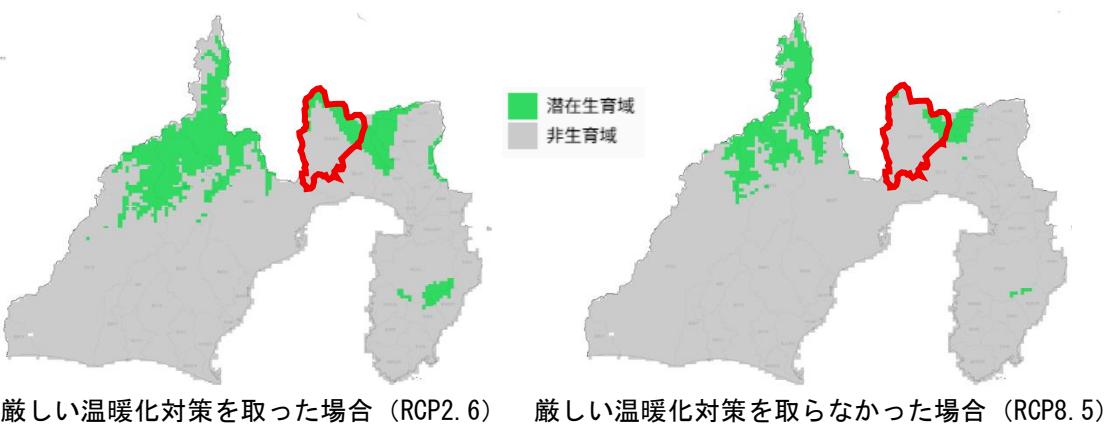
コメ収量 (品質重視) は、厳しい温暖化対策を取った場合 (RCP2. 6) は、現在と比べて 1.0~2.0 倍、厳しい温暖化対策を取らなかった場合 (RCP8. 5) は 0.5 未満~2.0 倍、または一部の高地で 2.0 倍以上になると予測されています。



厳しい温暖化対策を取った場合 (RCP2. 6) 厳しい温暖化対策を取らなかった場合 (RCP8. 5)

(ブナ (落葉広葉樹) 潜在生育域)

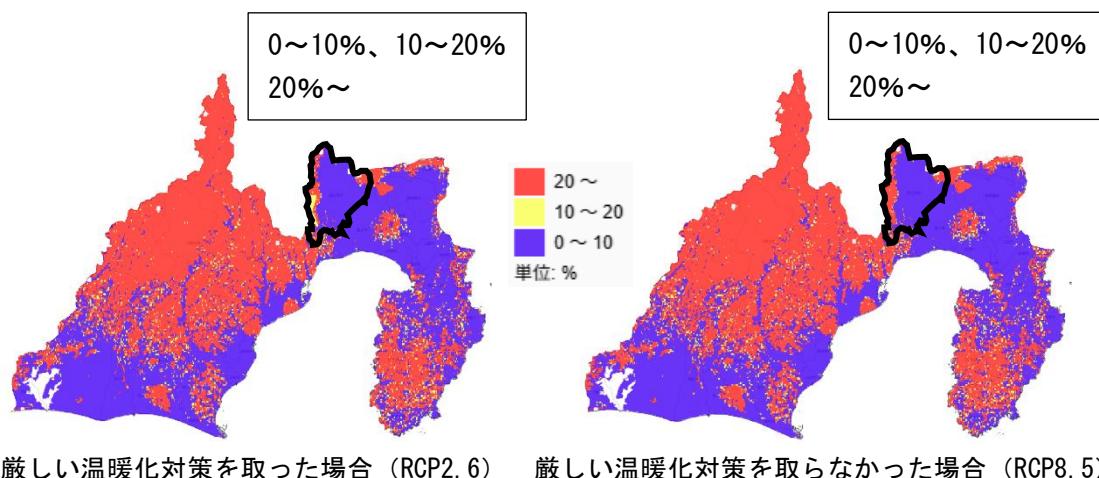
ブナ潜在生育域は、厳しい温暖化対策を取らなかった場合 (RCP8. 5) は厳しい温暖化対策を取った場合 (RCP2. 6) と比べて潜在生育域が縮小すると予測されています。



厳しい温暖化対策を取った場合 (RCP2. 6) 厳しい温暖化対策を取らなかった場合 (RCP8. 5)

(斜面崩壊発生確率)

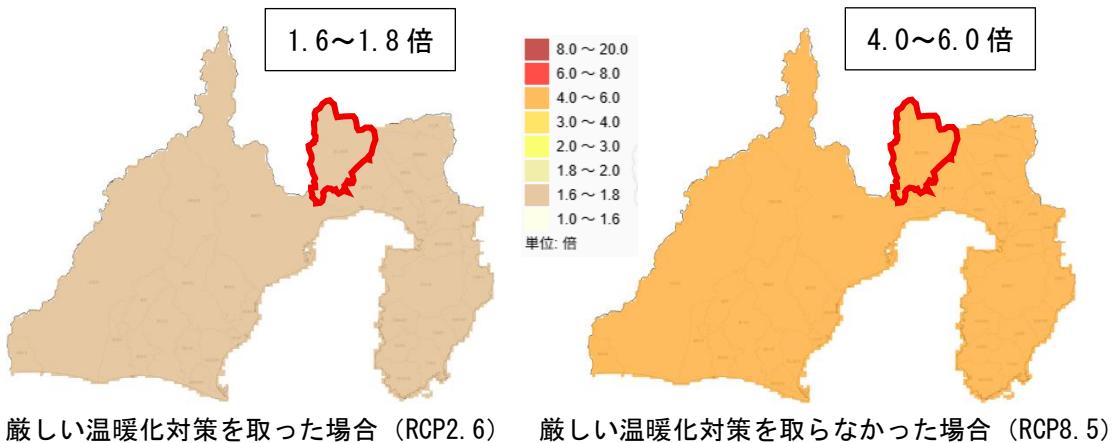
斜面崩壊発生確率は、市西側区域において厳しい温暖化対策を取った場合（RCP2.6）は現在と比べて10～20%、20%以上であるが、厳しい温暖化対策を取らなかった場合（RCP8.5）はほとんどが20%以上になると予測されています。



厳しい温暖化対策を取った場合（RCP2.6） 厳しい温暖化対策を取らなかった場合（RCP8.5）

(熱中症搬送者数)

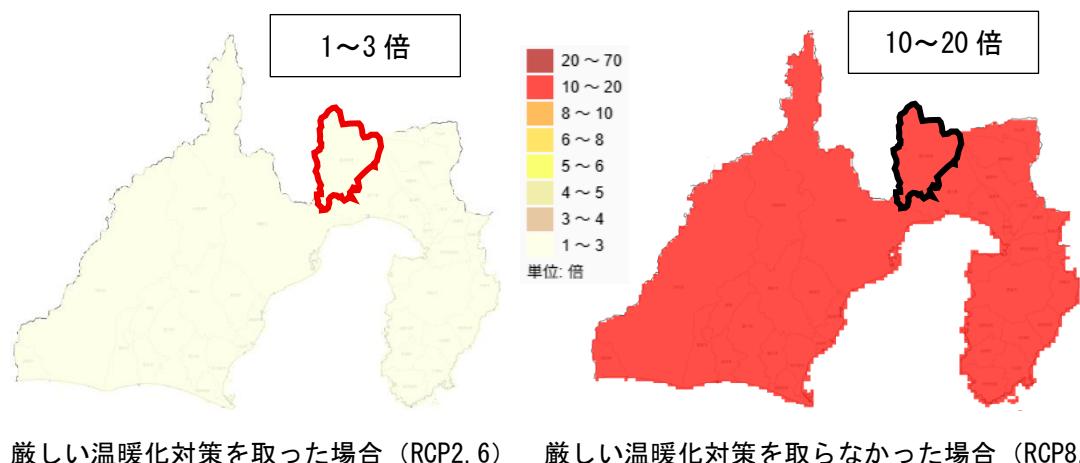
熱中症搬送者数は、厳しい温暖化対策を取った場合（RCP2.6）は1.6～1.8倍、厳しい温暖化対策を取らなかった場合（RCP8.5）は4.0～6.0倍、現状よりも増加すると予測されています。



厳しい温暖化対策を取った場合（RCP2.6） 厳しい温暖化対策を取らなかった場合（RCP8.5）

(熱ストレス超過死亡者数)

熱ストレス超過死亡者数は、厳しい温暖化対策を取った場合（RCP2.6）は1～3倍、厳しい温暖化対策を取らなかった場合（RCP8.5）は10～20倍、現状よりも増加すると予測され、かなりの影響が出ます。



厳しい温暖化対策を取った場合（RCP2.6） 厳しい温暖化対策を取らなかった場合（RCP8.5）

出典：A-PLAT 気候変動適応情報プラットフォームより

用語解説	熱ストレス超過死亡者数
身体が生理的障害なしに耐え得る限度を上回る暑熱「熱ストレス」によって、死亡者数が最低となる気温（至適気温）よりも高くなった場合に増加する死亡者数のこと。	

(7) 適応策

国の「気候変動の影響への適応計画」では、気候変動により影響が現れる分野として、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つに区分し、影響評価の結果を示しています。

また、国は、気候変動影響の将来予測や物理的リスク分析に活用できる情報やデータをA-PLAT（気候変動適応情報プラットフォーム）上に公開し、地方公共団体や事業者等への支援をしています。

静岡県では適応取組方針に基づき気候変動への適応を推進するとともに、静岡県気候変動適応センター等を通じて気候変動の影響や適応に関する情報を発信し、県民・事業者の取組を支援しています。

本市では、国が示す分野を参考に地域特性を踏まえた適応策を検討し、推進します。計画の推進については、第8章の「計画の推進」に沿って関係部局と連携するとともに、静岡県気候変動適応センター等から関係する情報の収集、提供に努めます。

①農業・林業・水産業

懸念される影響	適応策	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・水稻、野菜等の生育不良、品質低下及び収穫量の減少・牛・豚の増体率の低下、鶏の産卵率の低下や乳用牛の乳量の減少・病害虫の構成変化・樹種の適地減少による木材生産量の減少	<ul style="list-style-type: none">・栽培管理支援システムなどのスマート農業技術の導入推進・畜舎へのミスト等の導入による環境改善の推進・夜間放牧等の暑さ対策の情報提供・病害虫発生状況や予防対策に関する情報提供・間伐、再造林等による森林整備	<ul style="list-style-type: none">・生育・収穫量の安定化・適切な畜舎環境の確保による畜産物の生産量の維持・病害虫による水稻・野菜等の被害軽減・健全な森林環境の保全

②水環境・水資源

懸念される影響	適応策	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・降雨量の変動が大きくなることによる地下水位の変動・水温の上昇による水質の変化	<ul style="list-style-type: none">・地下水かん養（降雨・河川水等が地下浸透して帶水層に水が供給されること）の促進・水質保全等の取組の促進	<ul style="list-style-type: none">・地下水量の確保、水源の維持・水質の保全

③自然生態系

懸念される影響	適応策	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">・高山植物の減少やニホンジカやイノシシの分布拡大	<ul style="list-style-type: none">・生態系に影響を及ぼす野生動物の保護及び頭数管理	<ul style="list-style-type: none">・気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全と回復

<ul style="list-style-type: none"> 落葉広葉樹から常緑広葉樹への転換 分布域の変化等による侵略的外来生物の侵入 	<ul style="list-style-type: none"> 幼齢木の食害や皮剥ぎを防ぐ防護柵の設置 気候変動の影響により分布が確認された外来生物に関する情報収集と周知、衛生害虫の駆除薬剤の配布 	
--	---	--

④自然災害

懸念される影響	適応策	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 大雨による浸水被害の増加 局地的豪雨や強い台風による土砂災害のリスク増大 	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備や貯留施設・排水施設の強化 河床の掘削や護岸整備 遠隔操作での迅速な水門開閉による河川の氾濫の防止 土砂災害防止のための砂防施設の整備の推進 地すべり防止対策（抑制工、抑止工）の実施 土地利用事業の適正指導 富士宮市防災マップの周知による防災意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 治水状態の強化による浸水被害の減少 市民生活の安全確保、企業活動の安定 大雨による水害や土砂災害による被害の減少

⑤健康

懸念される影響	適応策	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> 熱中症による患者数、死亡者数の増加 ヒトスジシマカやマダニ等の増加による感染症リスクの増大 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校体育館への空調設備の導入 クーリングシェルター（熱中症暑熱避難施設）の開放と施設利用の周知 熱中症予防に関する情報提供や熱中症対策の周知 感染症の発生・対策等の情報発信、注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> 気温上昇による熱中症患者の発生リスク、死亡リスクの軽減 感染症リスクの減少

⑥産業・経済活動

懸念される影響	適応策	期待される効果
電力ひっ迫状況の増加	<ul style="list-style-type: none"> ゼロカーボン推進設備等（太陽光発電設備、蓄電池、ZEH、省エネ設備等）の導入費補助の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模停電リスクの減少 市民生活の安全確保、企業活動の安定

⑦市民生活

懸念される影響	適応策	期待される効果
・短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加によるインフラ、ライフラインへの影響	・災害拠点施設の環境整備の強化 ・無電柱化の整備	・地域住民の安全確保 ・緊急車両の通行確保、安全な通行空間の確保

暑熱対策 ~クーリングシェルター~

本市では、暑熱対策として公共施設や店舗等の 26 施設でクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を開放しています。

クーリングシェルターとは、県内の暑さ指数計測地点 17か所全てで暑さ指数 35（10 年に一度の暑さ、災害級の暑さ）に達した場合に暑さをしのぐ場所として開放するものです。

4 月下旬から 10 月までの期間中は平常時も利用できます。

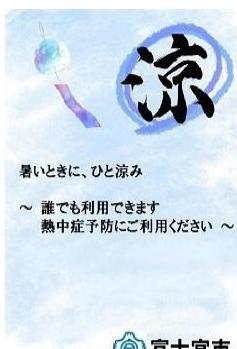
【指定施設】2025（令和 7）年 7 月現在

- ①イオンモール富士宮 ②ウエルシア富士宮宮原店 ③ウエルシア富士宮神田川店
- ④ウエルシア富士宮城山店 ⑤ウエルシア薬局富士宮粟倉店 ⑥ウエルシア薬局富士宮阿幸地店
- ⑦マックスバリュ富士宮朝日町店 ⑧マックスバリュ富士宮万野原店
- ⑨マックスバリュ富士宮宮原店 ⑩マックスバリュ富士宮若宮店 ⑪オートベル富士宮バイパス店
- ⑫市役所本庁舎 ⑬保健センター ⑭北山出張所 ⑮上野出張所 ⑯白糸出張所 ⑰芝川出張所
- ⑱南部公民館 ⑲西公民館 ⑳芝川公民館 ㉑柚野公民館 ㉒富士宮駅前交流センター
- ㉓大富士交流センター ㉔富丘交流センター ㉕富士宮市民体育館 ㉖B&G 海洋センター



指定暑熱避難施設

クーリングシェルター
COOLING SHELTER



暑いときに、ひと涼み
～誰でも利用できます
暑中症予防にご利用ください～

富士宮市

～熱中症が疑われる症状～

めまい
立ちくらみ

手足の痛み

嘔気・嘔吐

大量の汗

頭痛

生あくび

など…



市役所本庁舎



保健センター

第7章

生物多様性地域戦略

本章は、「生物多様性基本法」に基づく「富士宮市生物多様性地域戦略」として、本市における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標や施策を示します。

第7章 生物多様性地域戦略

私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる自然の恵み（生態系サービス）によって支えられています。

しかし、今、気候変動などの地球環境の変化、開発や乱獲に起因する種の減少や絶滅の危機、里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下、外来種の持ち込みによる生態系の乱れなどにより、地域の個性や豊かさの土台となっている自然の恵みが、危機的な状況に置かれています。

本市においても、気候変動に伴う災害の頻発化が懸念され、野生動物との軋轢や外来種の侵入による農林業への被害も見られているところであります。健全な生態系を維持・回復させ、これらの課題に対処していく必要があります。

このような中で、次の3つの方針のもと、生物多様性がもたらす恵みを現在から将来にわたり享受するために、富士宮市の生物多様性地域戦略を策定しました。

- ① ネイチャーポジティブの実現に向けて、自然の損失を少なくし回復を目指す。
- ② 市民、訪れる人、そして次世代の人が恵みを受けられるようする。
- ③ 市民、団体、事業者など多くの主体を巻き込み、それぞれの立場から自然に向き合う姿勢を育む。

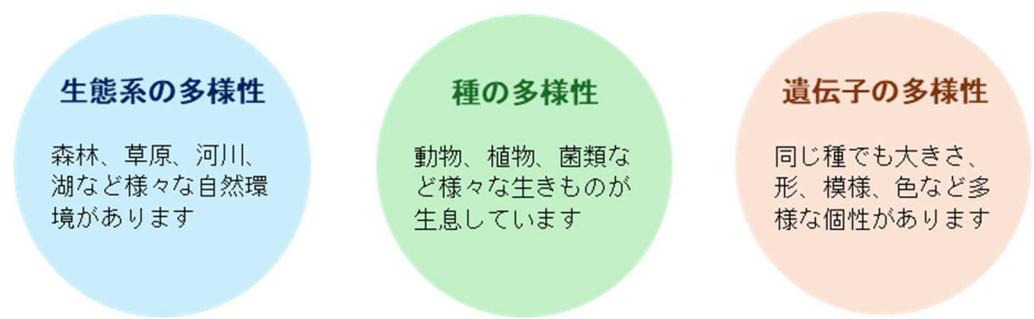
☆第7章に記載していること

- 1 生物多様性とは
 - (1) 3つのレベルの多様性
 - (2) 生物多様性の恵み
 - (3) 生物多様性の危機
- 2 富士宮市の自然
 - (1) 生態系ごとの現状
- 3 富士宮市生物多様性地域戦略
 - (1) 位置付け
 - (2) 対象区域
 - (3) 計画期間
 - (4) 推進体制
- 4 基本目標
- 5 目標達成のための指標・施策
 - (1) 全体指標
 - (2) 目標ごとの指標
 - (3) 進行管理
 - (4) 生物多様性モデル（例）

1 生物多様性とは

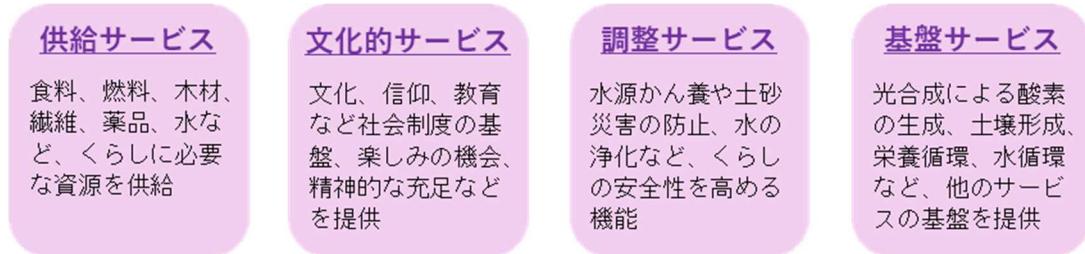
(1) 3つのレベルの多様性

生物多様性とは、地球上にいる3,000万種類の生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。これらの生命はひとつひとつに個性があり、すべての生きものはお互いに関わりあって生きています。生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があります。



(2) 生物多様性の恵み

私たちの暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系からの恵みによって支えられています。これらの恵みには大きく分けて4つの「生態系サービス」と呼ぶものがあります。



(3) 生物多様性の危機

生物多様性は、私たちの暮らしの土台となっているのですが、私たち人間の活動により負の影響を受けています。この負の影響を4つに整理したものを「4つの危機」といいます。

生物多様性がもたらす恵みを現在から将来にわたり享受するために、危機に対する対策を講じる必要があります。どの危機においても、まず「生物多様性」を知る（理解し、理解させる）ことが重要です。

第1の危機

人の生活や開発等による危機

市街地化や森林伐採、河川改修、開発などにより生きものの生息環境を悪化・破壊させ、種の減少・絶滅につながっています。

→解決するには…土地利用や開発時の配慮などにより急激な環境変化を防ぐこと

第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

人々の生活と密接に関わっていた里地里山等は生活様式や産業構造の変化により人の手入れが減少したため、地域の生態系に大きな影響を与えています。

→解決するには…森林、竹林、湿原等の管理や再生など、人の手を入れること

第3の危機

人間により持ち込まれたものによる危機

人間により持ち込まれた外来生物は、一部の種類が野外に逃げだし在来生物を食べ尽くしたり、生息場所を奪ったりする等の影響を与えています。また、様々な化学物質も生態系に影響を与える可能性があります。

→解決するには…危険な外来生物の防除、農薬や肥料の管理指導などにより有害なものの侵入・流出を防ぐこと

第4の危機

地球環境の変化による危機

地球温暖化による気候変動が急激に起こるなかで、生育域の減少や生きものがより適した生息場所への移動、適応が追いつかないという問題も考えられます。

→解決するには…エネルギーの見直しなど地球温暖化対策を総合的に進めること



資料：もっと先の未来を考えるエコ・マガジン ecojin (環境省)

2 富士宮市の自然

(1) 生態系ごとの現状

富士山の麓に位置する本市は、面的な広がりだけでなく、標高によっても生息する生物が多様となっています。

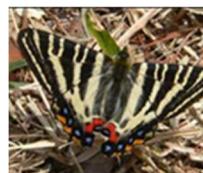
また、本市の北部は「富士箱根伊豆国立公園」の一部であり、その広大な区域は市域の46%を占めています。森林や草原、牧草地が広がり、良好な自然環境が保たれています。自然公園である利点を活かした施設や園地（公園）、野営場（キャンプ場）などが点在しています。

集落や市街地・農業地域では富士山や麓の森林にかん養された地下水が湧き出し、豊かな里地里山が形成されています。

市域北部の森林にはツキノワグマが生息していることが本市の自然環境の大きな特徴のひとつですが、近年、大型獣その他の野性動物が人の生活圏に侵入しトラブルとなることが増えています。

《富士宮市の希少な動植物や影響の大きい外来生物》

〈富士宮市特定希少野生動植物〉



ギフチョウ



クロシジミ



アサマフウロ



オオサワトリカブト



キスミ



スルガジョウロウホトトギス

〈富士宮市で確認されている特定外来生物〉



オオキンケイギク



オオカワチシャ



アレチウリ



アライグマ



オオハンゴンソウ



ガビチョウ



ソウシチョウ



オオクチバス



ブルーギル

資料：国立研究開発法人国立環境研究所侵入生物データベースより

朝霧高原地域

- 富士山の西麓に朝霧高原が広がっています。広大なススキ草原とヨシ原、牧草地が広がり、背景となる富士山とともに自然美あふれる景色が見られます。
- 草原の植生と良質な茅場を保全するため、地元区と共に大規模な「火入れ」を行っています。

田貫湖・小田貫湿原

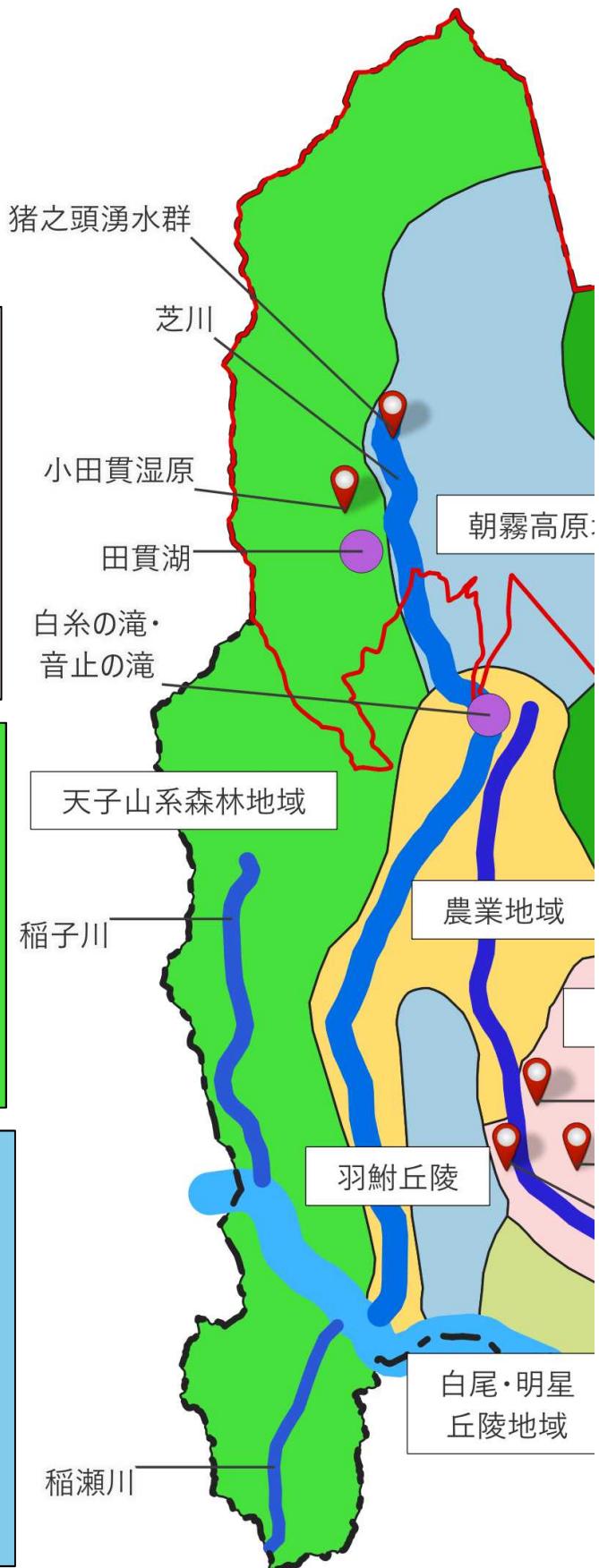
- 田貫湖は広大な朝霧高原の一角に位置する農業用水です。ハイキング、キャンプなどに行楽客が訪れます。
- 小田貫湿原は、田貫湖の北側に位置する富士山西麓で唯一の湿原です。モウセンゴケ、アサマフウロ、サワギキョウなどの希少な植物が見られ、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省）に指定されています。近年はススキの繁茂など乾燥化が進み、対策が取られています。

天子山系森林地域

- 田貫湖北から西にそびえる長者ヶ岳から天子ヶ岳コースは、東海自然歩道富士宮コースとなっています。
- 天子山系は、市西側に南北に連なっています。スギやヒノキなどの人工林が多く見られます。サシバ・ハチクマの夏鳥が渡来し、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシなどの動物が生息しています。ツキノワグマなどの大型獣が住処である森林から人里近くまで出没するようになり、注意を要しています。

河川

- 本市には富士川、芝川など24の一級河川をはじめ、多くの準用河川、普通河川が流れています。
- 富士川では、アマゴ、ニジマスなどの魚類、ヒゲナガカワトビケラ、チラカゲロウ、ヒメヒラタカゲロウなどの水生昆虫が生息しています。
- 芝川では、多彩な魚類や水生昆虫に加えて、川のりの一種である芝川のりが上流部や用水路に生育しています。
- 里地里山の沢では、ホトケドジョウやカジカなど、見かけられなくなった生物があります。





富士山と富士山麓の森林

- 富士山は麓から山頂に向けて、スギ、ヒノキの人工林、ブナなどの広葉樹林、シラベなどの針葉樹林というように、標高によって植物が変化する非常に珍しい垂直分布をなしています。
- 富士山五合目付近では、近年、森林限界が北上しています。それに伴い、今までいなかつたところにニホンジカなどの野生動物が出没することがあります。

農業地域・市街地

- 市域の中で農地多くの面積を占めており、上井出、白糸、上野、北山、富丘、芝川地域や市南部の丘陵地では、水田地帯が見られます。また、富士山南麓の富士根地区や丘陵地域ではまとまった茶畠が見られます。
- 市街地の中心部には富士山本宮浅間大社があり、境内では富士山の雪解け水が湧き、湧玉池に水をたたえています。湧玉池は国の特別天然記念物に指定されています。
- 湧玉池には可憐な花がつくバイカモが水中に揺れていますが、外来種であるオオカナダモに浸食されないよう、地域や氏子の手で清掃・駆除が行われています。
- 潤井川両岸の河川敷緑地では、ソメイヨシノが植栽され、シャクチリソバ、コセンダングサなどが生育しています。また、カルガモなどが生息し、マガモなどの冬鳥が飛来してきます。
- 近年、河川敷や街中で、オオキンケイギク（特定外来生物）の繁茂が目立っています。

丘陵地域

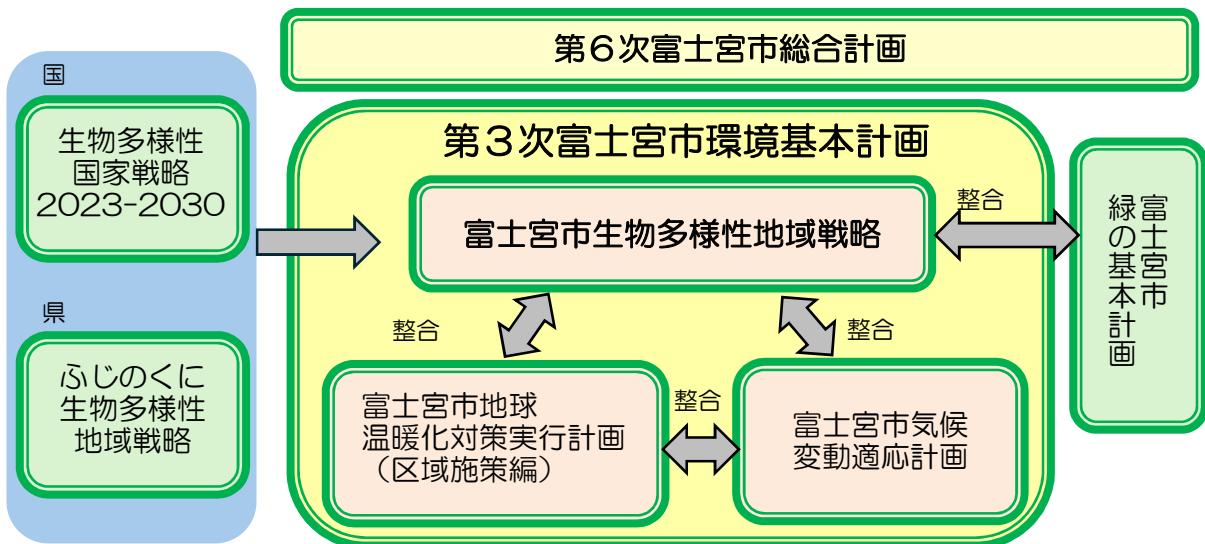
- 羽飼丘陵、白尾丘陵、明星丘陵、西山、柚野地域は、市街地などの背景となる豊かな緑となっており、里地里山の風景、景観を活かした広大な公園などが楽しめます。
- 羽飼丘陵、白尾丘陵、明星丘陵の急斜面にはヒノキなどが植林されており、一部には自然林も見られます。
- 羽飼丘陵では、スミレ、ウツギの仲間、ハナイカダなど群生やベニシダなどのシダ植物も多く生息しています。
- 白尾、明星丘陵地域では、キキョウ、オケラ、アザミの仲間などの植物が生息しています。また、サシバ、ハチクマなどのタカ類が飛来してきます。

3 富士宮市生物多様性地域戦略

(1) 位置付け

本計画は、生物多様性基本法第13条に基づき策定された、本市における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）です。

本戦略の策定に当たっては、生物多様性国家戦略2023-2030、ふじのくに生物多様性地域戦略のほか、第3次富士宮市環境基本計画、富士宮市緑の基本計画、富士宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、富士宮市気候変動適応計画とも整合を図っています。



(2) 対象区域

対象とする区域は富士宮市全域とします。

(3) 計画期間

本計画は、令和8年（2026年）度から令和17年（2035年）度までの10年間を計画対象期間とし、令和12年（2030年）度に中間見直しを行います。また、生物多様性を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

(4) 推進体制

生物多様性の保全と持続可能な利用は、私たちの生活と密接に関わっており、市民、事業者、市が積極的な取組を進めるとともに、それぞれが連携・協働していくことが重要です。

また、市域がつながっている近隣市とも連携・協働していきます。

市民の役割	自然とのふれあいの実践、生物多様性に配慮した消費生活
事業者の役割	生物多様性に配慮した事業活動、モノづくりやサービス
市の役割	地域特性に応じた取組の推進、各主体との連携・支援や機会づくり

4 基本目標

生物多様性を実現するために4つの基本目標を掲げます。

生物多様性を知る

まずは知るところから

「生物多様性とは」について理解を得ることをはじめ、生物多様性と私たちの暮らしとの関係を分かりやすく伝えることにより、生物多様性を身近な問題として感じてもらうための広報や普及啓発を推進します。

また、富士宮市の豊かな自然や生態系について紹介し、触れ合える機会を提供します。

生物多様性を守り生きものと共生する

みんなで取り組む

地域の多様な主体の連携により、野生生物の保護管理や外来種対策、重要地域の保全のほか、地域での活動を推進し、共に取り組んでいきます。

気候変動や人の活動（手入れ不足を含む）による影響が少なく緩やかなものとなるよう対策していきます。

地域特性を活かす（楽しむ）

みんなで楽しむ

自然環境の保全を前提とした適切な利用のルールに基づくエコツーリズムや国立公園の自然を満喫する事業を推進します。また、自然観察会などを通じて、多くの人が自然とふれあい、本市の自然の豊かさを実感できる機会を提供します。

日々の暮らしでの身近な自然環境である緑や水辺との触れ合いや、「ふるさと」の風景を保全する取り組みを推進・応援します。

生物多様性を育む

私たちの宝を、次世代にも

過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すとともに、健全てで恵み豊かな自然を創出します。

自然共生サイトやビオトープなど、地域特性を活かしながら、生物多様性や自然環境の保全・育成・再生を目指す取り組みを推進します。

5 目標達成のための指標・施策

(1) 全体指標

保護地域+OECM（生物多様性に役立っている地域）の面積を増やします			
保護地域である富士箱根伊豆国立公園の面積に加え、有効な面積を増やしていきます。 富士宮市の面積 :38,908ha	R7 年度	R12 年度	R17 年度
	17,795ha	17,810ha	17,858ha

(2) 目標ごとの指標

1 生物多様性を知る				
		R7 年度	R12 年度	R17 年度
指標1	生物多様性に関する認知度を上げます	22.3%	30.0%	50.0%
指標2	生物多様性に関するホームページ・SNS の投稿数を増やします	49 件	55 件	60 件
【主な施策】				
生物多様性を知り、富士宮市の自然を知る <ul style="list-style-type: none">・市域自然調査・生物多様性についての啓発（市内の自然・生態系、野生生物、外来生物）・自然共生サイトの周知や認定推進・登山や富士山の自然に関する啓発・自然に触れ合う機会の提供（自然観察会、自然体験教室、農業体験など）・環境教育施設の活用（富士山環境交流プラザ）				

2 生物多様性を守り生きものと共生する				
		R7 年度	R12 年度	R17 年度
指標1	自然共生サイトの認定数を増やします	1 か所	3 か所	5 か所
指標2	希少生物の保護に参加する団体の数を増やします	12 団体	15 団体	18 团体
【主な施策】				
多様な生態系の保全、富士山と富士山麓の自然環境の保全と活用 <ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策の推進・自然共生サイトの周知や認定推進・草原や湿原環境の保全推進・希少生物の保護・特定外来生物の駆除・防除・有害鳥獣への対策・森林や農地の整備・地下水・湧水の保全・市域自然調査・富士山の美化と自然環境保全				

3 地域特性を活かす（楽しむ）

		R7 年度	R12 年度	R17 年度
指標1	自然と触れ合えるイベント等の数を増やします	8件	10 件	12 件
指標2	自然と触れ合う事業に参加している人の割合を増やします	2.1%	5.0%	10.0%

【主な施策】

豊かな自然を体験し、美しい景観を楽しむ

- ・国立公園区域内での自然体験事業・滞在型事業の推進
- ・エコツーリズムの推進
- ・自然観察会や体験教室の開催
- ・公園ほか滞在者・来訪者のための施設整備
- ・身近な緑地や水辺の整備
- ・保存樹や湧水池のPR
- ・富士山や富士山麓の美しい景観づくり

4 生物多様性を育む

		R7 年度	R12 年度	R17 年度
指標1	森づくり、緑地づくりなどに参加・協力している事業者の数を増やします	8者	10 者	12 者
指標2	緑化・植樹に参加している人の数を増やします	340人	400 人	500 人

【主な施策】

自然環境保護活動への支援、活動の協働

- ・自然共生サイトの周知や認定推進
- ・自然保全活動を行う人や企業、団体の支援
- ・地域での自然環境保護活動推進
- ・出前講座など若い世代へのPR

（3）進行管理

市民、自然保全活動団体、事業者等を加えたメンバーでワーキンググループを作り、生物多様性モデルの作成・検討を進め、施策の実施について年度ごとの評価を行います。

(4) 生物多様性モデル（例）

様々な目的や取り組みが関連し合って生物多様性が保全・回復されていきます。
各種のモデルを考えて作成するところから始め、関連施策を進めていきます。

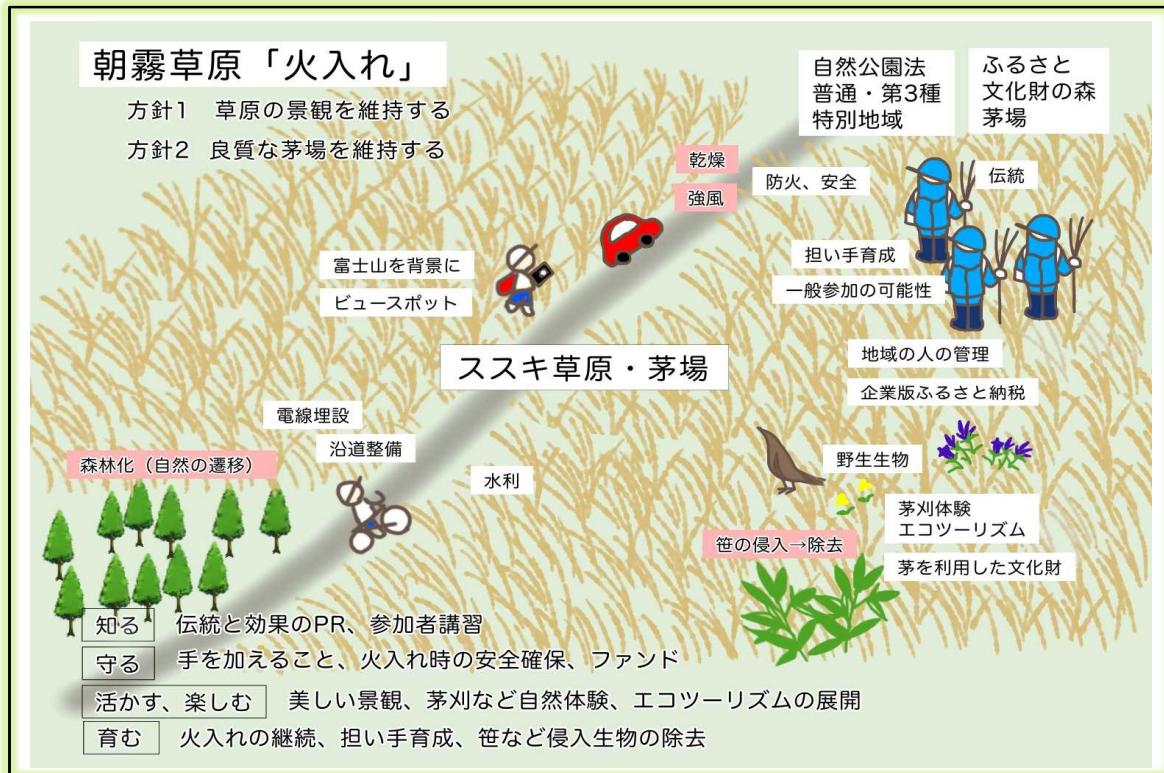
【モデル1 小田貫湿原】



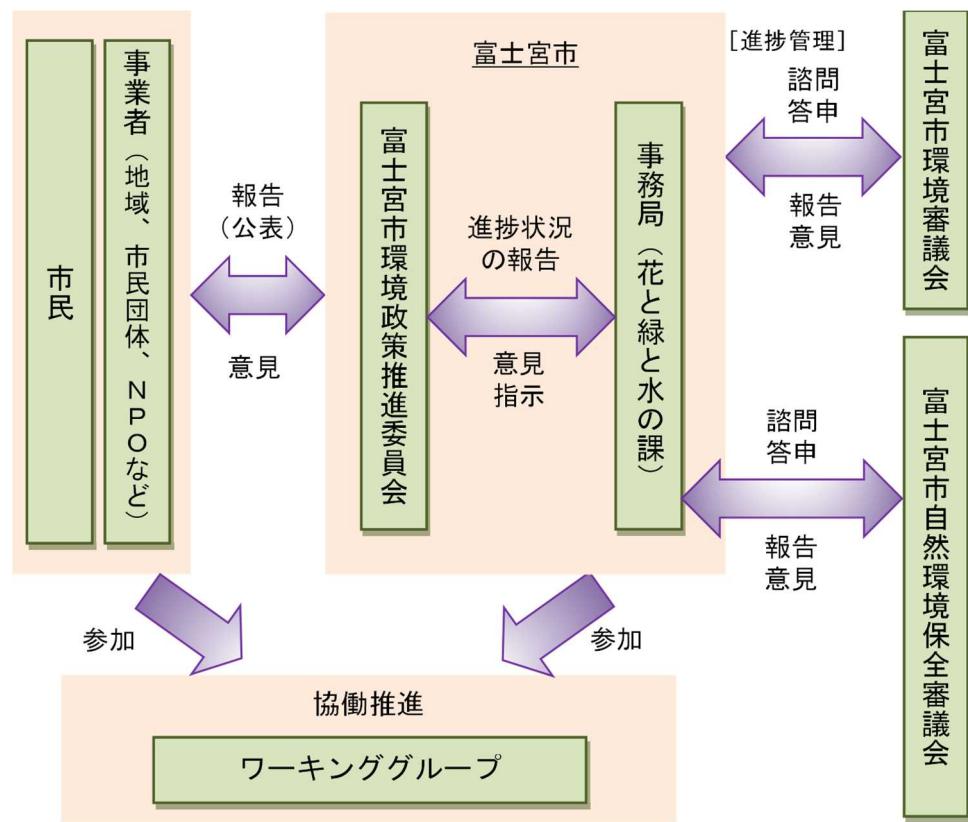
【モデル2 オオキンケイギク】



【モデル3 火入れ】



【推進体制図】



【用語】

自然共生サイト

民間の取組み等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」といいます。環境省が認定します。

保護地域

国立公園など、あらかじめ法令で保護することが決まっている地域のこと。

O E C M (Other Effective area-based Conservation Measures)

保護地域以外で、生物多様性保全に役立っている地域。例えば自然共生サイトから保護地域面積を引いた部分。

ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を食い止め、損失から回復に反転させ、回復軌道に乗せるという考え方。

第8章

計画の推進

本章は、計画の内容を推進するための基本的な考え方や推進及び進行管理に当たる組織などの体制、進行管理の具体的な方法について示します。

第8章 計画の推進

第8章では、計画を円滑かつ効率的に推進するために、計画の推進体制や進行管理の流れなどの具体的な方法について示します。

☆第8章に記載していること

1 計画の推進体制

- ①市民
- ②事業者
- ③ふじのみや地球温暖化対策地域協議会
- ④富士宮市地域循環共生圏推進協議会
- ⑤富士宮市環境審議会
- ⑥富士宮市環境政策推進委員会
- ⑦市担当課
- ⑧事務局（環境企画課）

2 進行管理の流れ

- ①Plan（計画）
- ②Do（実行）
- ③Check（点検・評価）
- ④Action（見直し）

3 年次報告書による進行管理結果の公表

4 その他の計画の推進方法

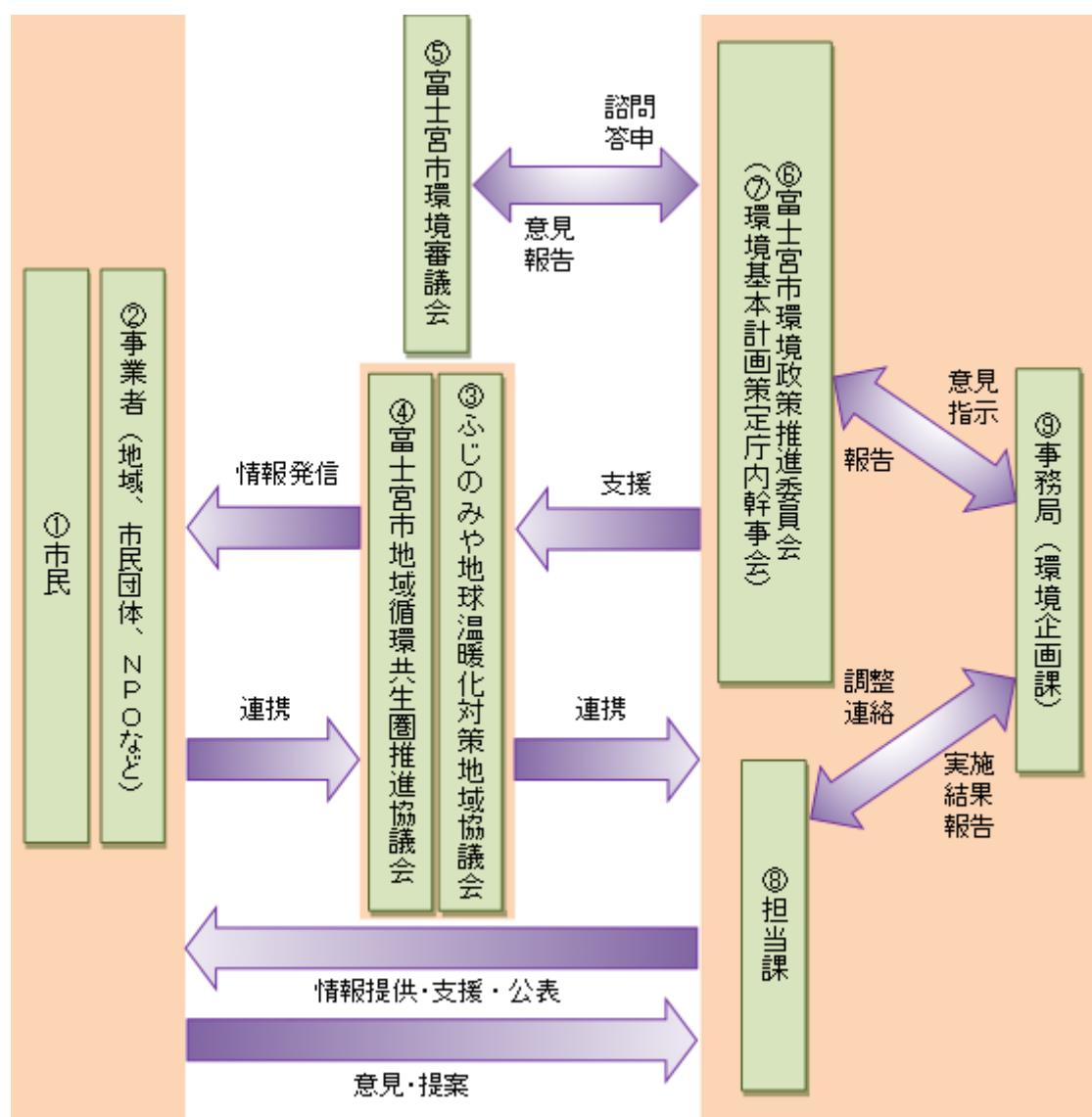
- ①計画の周知・広報・情報発信
- ②個別計画との調整
- ③予算措置

1 計画の推進体制

本計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市民、事業者、市などが当事者意識を持ち、それぞれの役割を認識して自ら積極的に環境に配慮した取組や協働による活動を行うことが重要です。ここでは、市民、事業者、市などの役割や庁内における横断的組織など、計画の推進体制を明らかにします。

また、本計画の推進には本市だけではなく、必要に応じて県や周辺市町との連携した取組を進めます。

《本計画：推進体制図》



①市民

市民は、日常生活の中で自主的にゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みをはじめとする環境に配慮した行動を自主的に実践し、本市が実施する環境施策や事業への協力に加え、「富士宮市環境白書」やホームページ、広報紙等から環境に関する情報収集を行います。また、地域の環境活動等に積極的に参加し、活動を発信していきます。

②事業者

事業者は、自主的にゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みをはじめとする環境に配慮した事業活動を行うとともに、自然環境や生物多様性の保全など本市が実施する環境施策や事業への協力、普及啓発などに加え、「富士宮市環境白書」やホームページ、広報紙等から環境に関する情報収集を行います。また、地域の環境活動に積極的に参加し、活動を市内外に発信していきます。

③ふじのみや地球温暖化対策地域協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第40条に基づき、市民、各種団体、事業者、NPO法人、行政機関などが協働で地球温暖化対策の実践計画を促進するため、「ふじのみや地球温暖化対策地域協議会」を設置しています。本協議会は、地球温暖化対策の普及啓発や教育事業、情報収集など各機関の相互の連携や取り組みの調整を図り、モデルとなるよう推進していきます。

④富士宮市地域循環共生圏推進協議会

地域課題の解決を目的とし、地域特性を活かした自立・分散型社会の実現のために、市民、企業、地元金融機関、NPO、行政が強力なパートナーシップを構築し、それぞれの役割分担に応じて、主体的に取り組む「富士宮市地域循環共生圏推進協議会」を設置しています。本協議会は、会員間の情報交換、協働・連携で自走できる事業化・取組の検討を行っていき、他のモデルとなるよう推進していきます。

⑤富士宮市環境審議会

富士宮市環境条例第20条の規定に基づき、市長が委嘱する委員により組織されています。本審議会は、市民、事業者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員で構成され、市長の諮問に応じ答申を行い、環境基本計画の年次報告書（富士宮市環境白書）、環境の保全及び創造に関する事項などの報告について、必要に応じて市長に意見を述べます。

⑥富士宮市環境政策推進委員会

本市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、環境基本計画を推進するための組織です。市内部での意識向上を図り、進行管理を着実に行い適切な計画の見直しにつなげていきます。

⑦環境基本計画策定庁内幹事会

富士宮市環境政策推進委員会の補助組織として、環境基本計画に係る施策等の調査、研究及び企画立案を行い、計画の推進を図ります。

⑧担当課

市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うとともに、市の取組を着実に実施し、毎年度の事業報告や数値目標による実施結果を報告します。また、効果的な取組の検討や関連事業の調整を行い、目指すべき環境像の実現に向けた取組を展開します。

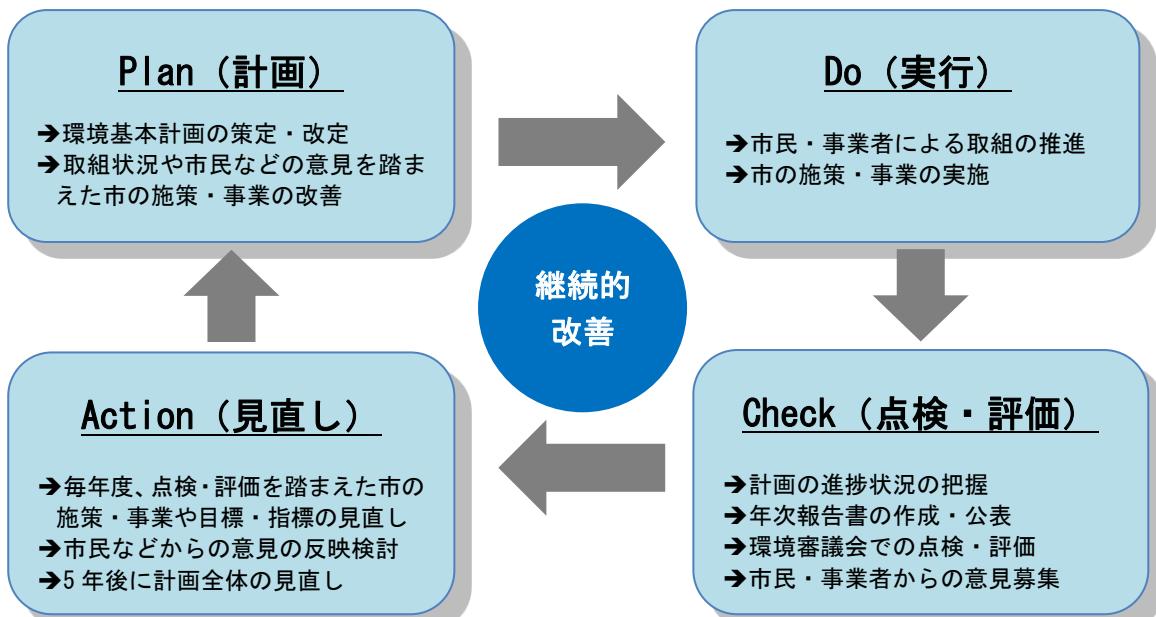
⑨事務局（環境企画課）

市民や事業者、ふじのみや地球温暖化対策地域協議会、富士宮市地域循環共生圏推進協議会、市を結ぶ窓口として、環境企画課が事務局を担当し、実施結果や進捗状況の報告及び公表、計画の進行管理や各主体との連絡・調整を行います。

2 進行管理の流れ

計画を着実に推進していくためには、市の施策や取組の進捗状況などを定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画策定から具体的な行動の実施・運用、点検・評価、改善までの一連の流れを、「Plan（計画）」→「Do（実行）」→「Check（点検・評価）」→「Action（見直し）」という環境マネジメントシステム（EMS）に基づくPDCAサイクルを活用することにより計画の進行管理を図ります。

《環境基本計画におけるPDCAサイクル》



①Plan (計画)

市民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。

環境審議会は、市長からの諮問を受けて審議を行い、その結果を答申します。

②Do (実行)

目標に向けた実行プログラム（取組）に沿って、市民と事業者、市が一体となって計画を推進します。各担当課は、実行可能な取組からはじめ、各施策・事業の推進を図ります。

③Check (点検・評価)

事務局は各担当課から施策の実施状況について報告を受けて結果を集計し、環境審議会で点検・評価を行います。また、事務局は計画の進捗状況を公表し、市民や事業者からの意見を聴取します。

④Action (見直し)

環境審議会における点検・評価や市民、事業者の意見を踏まえ、施策・事業や目標・指標の見直しを行います。また、必要に応じ中間年度を目途に計画全体を見直します。

3 年次報告書による進行管理結果の公表

計画の進捗状況は、年次報告書（富士宮市環境白書）の取りまとめを通じて把握し、数値目標などを活用して点検・評価を行います。

また、年次報告書は市のホームページなどを通じて公表し、市民や事業者からの意見募集を行います。そして、意見を踏まえて次年度以降の計画の推進に反映させていきます。

4 その他の計画の推進方法

①計画の周知・広報・情報発信

環境基本計画の周知・広報のため、計画書及び概要版の配布、ホームページへの掲載を行うほか、「広報ふじのみや」などによる周知を行います。

また、環境に関するイベントや出前講座などで周知し情報発信に努めます。

②個別計画との調整

富士宮市総合計画をはじめ、本市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。

③予算措置

本計画に掲げられた取組を実施するため、計画の進捗状況や取組の有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。